

昭和三十一年六月十二日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 大泉 寛三君

大久保武雄君 奥野 誠亮君

押谷 富三君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

島村 一郎君 砂田 重民君

田澤 吉郎君 谷川 和穂君

福田 繁芳君 渡辺美智雄君

小松 幹君 佐藤觀次郎君

田中 武夫君 只松 祐治君

日野 吉夫君 平林 剛君

松平 忠久君 春日 一幸君

竹本 孫一君

出席國務大臣 田中 角榮君

大蔵大臣 田中 角榮君

出席府政委員 大蔵政務次官 額田 彌三君

大蔵事務官 泉 美之松君

(主税局長) 大蔵事務官 吉岡 英一君

(理財局長) 大蔵事務官 木村 秀弘君

国税庁長官 木村 秀弘君

委員外の出席者 大蔵事務官 中嶋 晴雄君

(大臣官房財務課長) 大蔵事務官 塚本幸次郎君

(理財局経済課長)

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

国税庁次長 喜田村健三君

参考人 生命保険協会 弘世 現君

参考人 日本損害保険 高木 幹夫君

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

参考人 協会の会長 協会の会長

つきまして御召喚を受けたわけでございますが、保険業法の八十四条の問題について一言申し述べます。

この保険業法八十四条によりまして、保険会社について評価益の計上の特則として認められることになっておるのでございます。業界といいたしましては改正案に賛成であります。その運用上におきまして慎重な態度が望ましいと存する次第であります。その理由といたしまして、まずこの問題に関する過去の経過を少し申し述べたいと存じます。

去る昭和十四年の保険業法の大改正によりまして、現行法八十六条が新設されて財産の売却益と評価益を計上することになったのであります。当時数多くの保険会社が互いに激しい販売競争を展開しまして無理な配当競争が行なわれておったわけでございます。当時の保険会社の中には営業利益自体では満足な利益が出ないために財産の売却益、評価益を出しまして利益の主たる部分にしていたような会社もありました。このような状態では財産評価の下落があった場合直ちに影響を受けまして、経営が危殆におちいるということも見受けられたわけでございまして、そのため売却評価差益が生じた場合は一たんこれを準備金に積み立てた後、経営内容の充実をはかり、契約者の利益を確保するという趣旨から業法の八十六条が設けられたわけでございまして、御承知のとおり生命保険事業は長期にわたって経営の健全性が要求される事業でございます。一時的に含み

益を表に出して契約者に還元することは、必ずしも否定するものではございませんが、そのため将来の不況の際に契約者に不測の損害をかけるようなことのないよう、常に長期的な観点に立つて慎重に対処すべきであると考えます。したがって、今回の八十四条の評価益の計上に関する運用につきましては、ただいま申し上げましたようにどうぞ慎重な行政指導を重ねてお願いを申し上げる次第であります。

さて本日この機会に、最近の業界で実施いたしております二、三の施策と業界からの要望につきまして申し述べたいと存じます。ここ数年來経済の成長に伴いまして生保業界も相当の成長を続けてまいりましたが、量的な発展に伴わない経営の質的な面、特に経営の効率化にも努力をしております。ところが、最近に至ってその実も上がってまいりましたので、本年四月から発売の保険につきましては、経費率の引き下げと最近の死亡率の低下傾向によりまして五〇程度の保険料を引き下げることができました次第であります。また既契約者に対しては、新しい契約者との均衡上、契約者配当の増額によりましてその実質的な負担の軽減をはかった次第でございます。また昨年四月から外務員の試験制度を実施するとともに、各社とも教育施設を充実いたしまして、特に外務員の質的向上につとめてきております。しかしながら何と申しまして、生命保険の募集組織は長年の歴史を持つておるものでありまして、これの改善はなかなか

容易ではなく、すぐには効果が期待できませんが、次第により方向をとるものと期待しております。しかしなおこの制度の内容充実についてはより一そう真剣に取り組んでいきたいと考えております。そのほか契約者の苦情処理やサービスの充実のために生命保険相談所を生命保険協会に設けるとともに、各社におきましても契約者本位の奉仕のために機構の整備につとめてまいっております次第であります。商品の種類につきましても拡充につとめてまいりまして、たとえば企業年金保険や個人年金保険の充実、定期付の養老保険の販売、災害補償特約を設けるなどしてまいりました。

このように経営の質、量ともに年々改善向上につとめておる次第でございますが、何ぶん生命保険契約は長期にわたるものでございまして、会社が一二人前になるといふためには、なお十年ぐらいの期間が必要であると思っております。また決して十分であるとは言えないと思っております。

たとえばアメリカと比較いたしますと申しますと、国民所得に対しまして保有契約高の割合を三十七年度末で見ますと、アメリカでは一五〇％でございますが、わが国では簡易保険並びに農協の生命共済を含めまして、まだ九〇％程度でございまして、まだまだ十分でないのが現状でございまして、そこらで、生命保険には税制上の措置といたしまして、所得税控除と相続税控除の制度が戦前から行なわれてお

ることは、皆さ御承知のとおりでございますが、生命保険料控除の引き上げにつきましては、皆さ方のおかけをもちまして、今年の四月から控除額の引き上げははかられて、年間に支払われた保険料のうち、二万円までは全額、二万円をこえて五万円までは半額、年間所得から控除されることになった次第であります。

このように税制上の優遇措置によりまして契約者の実質的な負担を軽減することとなったことは、まことに喜ばしいことと存じます。しかし現在のこの金額を、戦前や諸外国の水準に比べますと、まだまだ不十分であると考え、次第でありまして、これを西ドイツについて見ますと、西ドイツでは、ほかの特別支出と合算してはありまするが、独身者が一千百マルク、つまり九万九千円、それから夫婦者は二千二百マルク、これは十九万八千円、子女一人につきまして五百マルク、四万五千円、これまで全額控除してありまして、そのまた超過額に對しましては、半額を控除することになっております。

試みに、戦前のわが国の、これは昭和十一年、二年でございますが、の所得税控除額二百円を現在の物価の倍數四百倍といたしまして換算いたしますと、八万円になるわけでございす。これに比べますと、現在なおその半分にも達していないという状態でございます。

社会保障と並びまして、個人による死亡保障や老後の生活保障のより一そりの充実が叫ばれております今日、生命保険の普及をすみやかに欧米並みの水準に近づけるために、当面所得税に

ついては五万円までを全額、相続税につきましては、現行は五十万円でございますが、百万円まで控除が引き上げられることを切に要望する次第でございます。

最後に、最近の消費者物価の著しい上昇がいろいろ国民生活に好ましくない影響をもたらしておるわけでございす。物価の上昇は、長期の契約である生命保険にとりましては特に好ましくないところでございす。わが国の経済政策上にも、この点を十分に御勘案くださるよう、この機会にお願いを申し上げる次第でございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、私の今日のごあいさつにする次第でございます。御清聴ありがとうございました。

○山中委員長 次に、高木参考人をお願いいたします。

○高木参考人 私、損害保険協会の高木でございます。

ただいま弘世生命保険協会長からお話があった最初の事、すなわち保険業法の改正が本委員会におきまして御審議中ということでございますが、われわれ損害保険会社といたしましても、この法案の趣旨にはむしろ賛成でございます。どうぞよろしく御審議をお願いしたいのでございす。なお、この法案実現の暁における運用でございす。これは何しろ変動の激しい株価のことでございますので、評価益の計上ということにつきまして、われわれはきわめて慎重な態度をもつて、われわれがまず考え、また監督官庁の御趣旨にまっとうな大なるものがあつておる次第でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、損害保険料の所得控除制、これは昨年本委員会におきまして、私どもがまかり出ましたときにもお話が出たのでございす。その後皆さの深い御理解によりましてこの制度が誕生いたしましたわけでございす。これはまさに損害保険史上画期的な事柄でございます。私の理解する限り、各国におきましてまだこういう事例はないはずで、われわれがその最初の事例を開いたということでございます。これは国民と申しますか、被保険大衆といたしましてはむしろのこと、われわれ損害保険業者といたしましては感謝に耐えぬ次第でございます。

この制度は陰に陽に被保険大衆あるいは国民全般の付保意欲の向上に役立ちつものとの確信いたします。これはとりもなおさずわれわれ国民自身の利益であり、ひいては民生の安定にも寄与するわけでございす。またその結果火災保険契約がふえてまいりますれば、損害保険会社の営業基盤が拡大され、わが国においてはまだ保険の普及度ははなはだ不足な状態なんでございますが、これが拡大されて、ひいてはその結果保険料率の低下をももたらして、保険契約者一般の利益にはね返っていくことになるわけでございます。私どもはこの制度の創設を心から喜んでゐるものであります。率直に希望を申し上げておきたいのでございす。ならば、今回の二千万という所得控除の金額を、さらに引き上げの方向で検討していただきたいというのをお願いしたいのでございす。また、いま申し上げますとおり、国民の福祉に密接に関係しておりますので、この制度を

傷害保険のほうにも適用を拡大していただきたいと切望いたしておる次第でございます。わが国の損害保険の普及度は、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる先進国に比べましてまだきわめて低い状況にありますので、私どもはこの制度を十分活用いたしまして保険の普及に努力して、もって御期待に沿いたいと存する次第でございます。

この機会に、私ども損害保険業界で、情勢と申しますよりも、いかなることをやっておるか、やったかということについて昨年も皆さんに申し上げたのでございす。いままたここにあらためて一言御報告がたがた申し述べさせていただきますと思ひます。

ちょうど一年前、この委員会に私まかり出まして、きびしい開放経済体制を迎えるにあつて損害保険者としてなすべきいわゆる体質改善の諸施策について若干申し上げました。私どもはこの線に沿ひまして一生懸命に努力してまいつたつもりであります。この機会を利用していただいて、国民生活に直接関連のあります事柄について若干御報告申し上げたいと思ひわけでございます。

その一つは、去る六月一日からかねて懸案の火災保険料率の体系の簡素化と料率の引き下げを実施したということとでございます。私どもで申します普通物件、つまり主として住宅、店舗、事務所というような対象でございますが、その料率は従来所在土地の危険度の大小によつてこまかい区分けをいたし、さらに建物も構造の良否によつて多くの級別に分けておりましたが、このたびは住宅物件につきましては先ほど申し上げた危険度による土地、構造

による級別を相当程度簡素化したしまして、契約者にもわかりやすく、保険会社、代理店の実務者にとつて事務簡素化となるように改正をいたしました。一方最近の損害率を地区別に再調査いたしました。料率の低下をはかつた次第であります。その結果引き下げた率は、これは日本国内の地域によつて一様ではございませんが、全国平均では一〇・六割の引き下げとなりました。またこれに伴ひまして住宅以外の店舗、事務所などの料率体系、これを調整いたしました。この引き下げ率は五・九割となつた次第でございます。なお、この住宅、店舗、事務所等のいわゆる普通物件の料率引き下げは、昭和二十四年から今日まで十二回は行なわれておりまして、全国平均料率は千円について三円五十八銭と相なつておりました。これは昭和二十四年の千円について十二円八十七銭の三・六分の一、戦前昭和十年から十一年の千円につき五円二十銭に對して約三〇％低くなつておるのでございす。なお、私どもといたしましては、ただいま申し上げました普通物件に對する工場物件、この料率の合理化についても鋭意検討を続けておる次第でございます。

次に、いままで日本で行なつておりませんでした新しい保険の創設、その第一は、新価保険、新しい価額の保険の発売でございます。これは損害保険会社の体質改善策といたしまして新分野の開拓にとつてまいりました。その一つとして近くいま申し上げる新価保険が発売される予定になつております。従来の火災保険では、建物が焼けた場合、焼けた時点における価額、

つまり古い建物であれば、経過年数による減価を行なった時価によって損害額をきめるといふのがたてまえであり、これが、これではせっかく保険金を支払ひましてもとどりの家が建てられない場合があるわけでございす。

新価保険と申しますのは、この欠陥を是正して、一定の条件を満たせば新築価額で損害を査定するものでありす。この保険は契約者の需要にマッチしまして、必ずや大方の歓迎を受けるものとその将来に期待を持っておる次第でございす。なお、新価保険に限らず、総合保険、つまり火災危険だけでなく、その他種々の危険を担保といたします総合保険の内容の充実など担保危険範囲の拡張によって契約者の利益の向上を積極的にはかりたいと思っておるでございす。

次に、私どもといたしまして、要望申し上げたいことがございす。これは損害保険会社における異常危険準備金の積み立ては不測の大災害が発生した場合に巨額の保険金を支払うのに支障を来さないよう毎年収入保険料の中から一定割合を長年にわたって積み立ていく制度であります。戦前は税法上ほとんど無制限といつていいくらい積み立てが許されておつたのでございす。現在では税法上、免稅累積限度は正味保険料の一〇〇%、なお船舶の保険につきましては一六%となつてゐるのでございす。四割六分五厘に達するまでの毎年の積み立て率は七%、船舶については一%を最高としてそれ以後の積み立て率はさらに低減されております。さらに累積額のうち、十年を経過したものはこれを取りくずして、益金に算入することになつ

ております。俗に洗いかえと申します。その結果この準備金の累積額は五割程度に足踏み余儀なくされ、前述の免稅累積限度一〇〇%、十割という目標には遠く及びがたい状態となつておる次第でございす。

一方、近時における工場、機械設備、船舶、航空機などの保険対象の巨額を考慮すれば、現在の積み立て額をもつては必ずしも十分とはいへなく、まして原子力保険とか、将来引き受けを予想される地震の保険、風水害の保険等におきまする危険の集中を考慮しますれば、担保力の増大といふものは一そう喫緊の事項であるわけにございす。さらにいよいよ解放経済が進められていく中において、対外競争力の強化をはかる必要がある。この点からも担保力の早急な充実が要請されております。

以上のような状況のもとにおいて、私どもは税金を支払いつつ異常危険準備金の積み増しに努力をしております。ありますが、現行制度のもとにおいて、所期の目的達成はほとんど不可能であるといわざるを得ないのであります。

つきましては、前述の事情を御察察いたし、この制度の拡充と合理化について御配慮をお願いいたしたいと存する次第でございす。

以上、私どもの業界の現状、お願いしたいこと、これを申し述べました。

○山中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐藤観次郎君。

すが、実は先ほどちよつと触れられました。最近物価の上昇のために非常に生命保険の経営上あまりいい傾向ではないというお話がございしましたが、実は私のおやじがやはり生命保険に入つていまして、三十年やつておつたら掛け金のほうが高かつたような現象が、これは二十年くらい前のことでござい

ますけれども、そういう事実がございまして、私はその後一切生命保険に入らぬこととしておりますが、少なくとも最近のように物価が上がつて、二十年、三十年というより長期の保険といふことは、最近のように衛生思想が発達してなかなか人間が死なぬような場合には、どうも非常に矛盾しているのではないか、こういうふうに考えておるのですが、そういうことについてあなた

は日本生命の社長をやつておられますから、いろいろ現実にぶつかつておられるかと思つておりますが、そういうような、いまのようなテンポの早い時代に、十年、二十年という間に、池田さんでも所得倍増で十年たてば倍になる。物価はもつと上がるのですが、こういう問題について生命保険の代表者としてどんなようなお考えを持つていらつしやるか、私たちの納得のいくように御説明をお願いしたい。

○弘世参考人 おそれ入りますが、生命保険の今後のあり方でございす。が、御説のようにインフレといふものが一番生命保険にとっては痛いわけでございす。しかしこれは生命保険にとつてというよりも、国家的には私は最も忌避すべきものであると思つて

す。安定の経済、そういうものとあつてこそほんとうの繁栄がもたらされるのではないか、こういうふうに考えております。

御説のように戦争前の契約が今日非常な下落をした。これはもちろんやむを得ないことだと私は考えますが、しかし戦後におきまするいわゆるインフレのことにつきましても、戦争直後から見ますと、相当大きなインフレの波が初めにありまして、それから一応落ち着いたものであります。最近またインフレ的な傾向が来ておる、かように私は考えております。それにつきま

しては、生命保険といふものは各国とも非常にインフレを防ぐといふことについては、業界をあげてやらなければならぬといふことは考えております。ただ、そういうときにこそ保障の必要性も出てくるわけでありまして、貯蓄ではない、保障という責任を充実したものが必要になつてくるわけにございす。それで最近におきましては、私のほうが五年前からやつておりますが、つまり満期金はかりに百万円なら百万円、しかしちよつと保険料に上乗せをいたしましたれば、万一事故があつた場合には三百万円まで払うとか、こういう、土台は百万円でありまして、ちよつと色をつけていくことによつて三百万円まで払うといふような保険を売り出したつておるわけでありま

す。この点インフレ・ヘッジといふこともいえるのであります。

それからもう一つは、いまの保険は剰余いたしましたものを配当に回しております。年々配当によりまして保険料の実額が下がつてきておるような形、一方インフレは進みますけれども、掛け金は逆に安くなつてくるという

ような傾向がある。これがはたしていいかどうかといふことの問題があるうかと思ひます。むしろそういうものは増加証券と申しますか、その配当によつて新しい保険をかけていくといふような方向も考えられ得ると思うのであります。そういう方法でいく。あるいは最終に、満期のときに配当を全部お渡しするといふようなことができるのじゃないか、こういうことも考えていつていいのではないかと思ひます。

まだいろいろその時代時代によりまして、その時代に合った商品を開発し出していかなくてはならない、こういうふうな考えでおります。フランスでもやつておりますが、アメリカでもニュージャーシー州だけは許可になつたのでございす。インフレな

らインフレだけの保険金額にするといふ保険ができております。まだ実際にはアメリカでも売つておりません。これはブルデンシャルといふ会社が非常にそれを研究してやつて、ニュージャーシーで許可を得たのでございす。それが対してニューヨーク州のほうは反対で、ことにブルデンシャルと拮抗しておりますメトロポリタンという会社、そのほうでは絶対反対で、そういうことは非常に危険がある、それで反対しております。もしそういうことがほんとうに可能ならば、これはインフレ対策としてできるのじゃないか、こういうふうな考えております。

事実フランスでもやつてゐるといふ話には聞いておりますけれども、つまりはかにはしてありません。そういうことでインフレ自体は非常にわれわれのほうにはおそろしいこととございす。け

い

れども、それに対応したお客さまに対して、何かいろいろ新しいものとしてお客さまの需要に応ずるものと考えていかなくちゃならない、こういうふうにも考えております。いまさしあたつてできておりますのは、つまり三倍以上でいざ死亡、事故その他によつて死亡あるいは病氣によつて死亡という事実に対してはお払いするという保険ができておるといふ程度でございます。これによろしゅうございますか。

○佐藤(謙)委員　それから弘世さんにお伺いするのですが、この募集をする場合にインフレの場合がやりいいか、デフレの傾向のほうがりいいか、これはあなたいろいろ経験なさっておられるだろうと思うので、その傾向としてどういうあれがあらわれておるのか。いまおっしゃるように対策を講じておられますからいろいろインフレの場合にはこうするとか、そういう複雑なことがあるらしいのですが、どうですか、そういうふうな点はどのようにお考えになっておられますか。

○弘世参考人 募集につきましては、私はインフレは決してプラスにならぬものと思います。お客さまがこういうインフレで保険をつけてもしようがないじゃないかということがございます。何と申しましても生命保険に関する限りは貨幣価値の安定、経済の安定というところが根本の問題になる。何といつても長期の契約でございますので、それを土台にしていかなければならぬ、こういうふうに考えます。ただ、ちよつと考えますと、クリーピング・インフレーションと申しますか、目に見えないような上がり方のインフレーション、これが一番会社としては有利

じやないかというふうに考えて私アメリカのある学者に話したことがあるのでございますが、そのときにはたいへん怒られました、いやしくも保険会社の人間が、たとえクリーピング・インフレーションでも、そういうものをあてにするということだけはけしからぬことだということを言われまして非常に反省をさせられたわけですが、募集自体も決してインフレだから乗だということとは言えないと思います。ただ私が申しましたように、クリーピング・インフレーションの場合は募集のほうはわりあいに乗かもしれません。しかしインフレとなつてきますと、これはもう私はむしろマイナスではないかと思ひます。大体をそういうことでよろしゅうございますか。

○佐藤 勲 委員 それから戦後御承知のように人間の寿命が延びまして、昔は人生五十ということを書いておりましたが、いまは七十くらいまでは普通になった。こういうことになるで、生命保険というものは、大体が概念からいえば、生命に対して保障するようなものから、生命に對して保障するようなら、そういう点について長寿になった傾向と生命保険とはどういうふうに関係がありますか、これも承りたいと思います。

○弘世参考人 長寿と生命保険との関係、これは平均に死亡率が下がったというところのおもな部分は、幼児の死亡率が下がった。また昔は二十歳前後の肺結核がおもな死因でございましたが、そこに非常にピークがあつたのでございます。そういうことが平準化されました。それじゃいままで確かに人生五十年、そういうことの計算でもつて五十年ということになつて、四十幾つつか

何かになつていたのでございますが、昔でも八十、百歳の人はこちらんおられたわけでございますして、そういうものが平均されてその寿命が伸びた、個人の人がそれだけ伸びたとはいえないと思ふのでございます。しかし医療その他のによつて死亡率は確かに減つております。そういう点では伸びております。結局の理想は自然死以外、老衰以外はないということになれば一番いいと思うのでございますが、そういう落ちついた時代になれば、それだけ保険料というのは、つまり死亡率が減れば、保険料を下げてまいりますから、それ

に合わせた保険料になってくる。事実その意味では非常に昔から比べまして保険料は下がっております。今日の保険料は、私は欧米に比べて初めて對抗することができる保険料と申しましてはあれでございましょうが、少なくとも死亡率におきましてはいままで明治以来ずっとやってきました。未開国から出発しました死亡率から考えますと、欧米並みになったといふことがいえると思うのでございます。したがって、これによつて私どもは欧米並みの保険料が算出できる。ちょっと違うところは、予定利率が四分になっておりますが、アメリカでは予定利率二分とか、一分五

厘ということがありますので、それだけの違いがございます。しかし死亡率においてはほとんど同じになったということは、海外からの外国生保の進出に對しましてもそうひけはとらない、こういうふうに考えております。

○佐藤(觀)委員 もう一点お伺いするのですが、これは人生觀の違いのこととありますが、まあ生命保険の方には一番悪いかもしれませんが、世の中で一番

大事なのは命だと思ひます。ところが御承知のようにいまま非常に繁雑な社会で、生きているということがなかなか困難である。ところが死んでから後まで心配しなければならぬということ、これは政治の欠陥か、あるいは人間社会の欠陥か知りませんが、あるいは人間、少なくとも人間が一番大事な命のために死んでから後まで心配しなければならぬということ、これは私としては生きているそれ自体が非常にむずかしいのに、死んだ後まで心配しなければならぬということはどうも不幸じやないか、こう思っているわけです。そこ

でいま社会保障という問題がやかましくなつてヨーロッパ、スイスとかスウェーデンへ行きますれば、病氣すればすぐに病院に入れる、子供を生むとさういふ面についても非常に完備してゐる。日本もだいたいさういう傾向にはなつてきましたけれども、社会保障といふことになると、なかなかまだ完全なことになつていない。そこで私は弘世さん長い間生命保険をやつておられれるから、いろいろ聞いておりますが、もう生命保険をかけなければならぬ社会といふのは、これは私は逆にいへばかえつて非常に不安定な社会じゃない

か、こういうふうに私どもは考えておりますけれども、現実には生命保険はほとんど発展して、いま言われるように競争率もひどいようでありますけれども、相当の発展を見ておるといふ、こういう現実を一体どういうふうな受け取り方をしておられるのか。またいい言われるように、私はいままで生貨保険というものをあまり知りませんでしただけども、百万円の掛け金をして

保障もしてあつて、保障的なことも勘案してやつておられるようですが、一体この点について、あなたは生命保険業界の会長をやっておりますし、われわれはしろうとでございますから、よくはわかりませんが、これはわれわれ政治家として、死んでから後までも個人が心配するといふようなことは、われわれ政治家にも責任があるようにも考えられておられますが、その点は一体社会保障との関係でどういふふうに考えておられますか、ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○弘世参考人 非常に大きな問題でございまして、私の考え方が正しいかどうかということは、これはまた違うところかと思いますが、私は社会保障制度というものは、主として国がやることと思いますが、これはなかなか容易でないと思います。思うのでございます。すべての人にそういう保障をするということは、非常にむずかしいことじゃないか。どんなに理想社会になりましたも、なかなかこれはむずかしいんじゃないかという気がしております。そうすると、まずその国に相応した最低限の保障というものができれば、これは非常にいいのではないか。たとえばいまのスウェーデン

ンとかというところは、非常に社会保険制度が発達しております。確かに非常ににりっぱにできています。けれども、それでもやはり生命保険の会社はあるわけでございます。人間の欲望というものは、最低限だけでは満足できないものである。まあ会社に入りますと、やはりいよいよ早く部長になりたいとか、副部長になりたいとか、そういうような、失礼な言い方か、

もしませんが、代議士諸公では、大臣になりたいとかいうようなあれが出てくるのと同じように、人間には何かそういう欲望が出てくるのでございませう。ところがスウェーデンあたりの社会保障のあれになりますと、もう老人になつてもゆつくりと暮らせる、そのためにそういう意欲がなくなつてしまふ、今度は無力になるのでございませう。だから働くことができて働かないといふようなこと、働くことの喜びを失ふといふようなこともあるのじゃないか。実はスウェーデンあたりは老人の自殺が非常にございませう。もう生きていてもしょうがないという自殺が多い事例がございませう。そういうことで社会保障といふもののできるのには、やはり最低限じゃないかと思ふのです。

それからもう一つ私がわが国でもって考えますのは、いわゆる国民健康保険といふものはいふと思ふのでございませうが、いろいろな社会保障の中で、むしろ身体不具者の子供だとか、そういうものの処置だとか、そういうものをほつたらかして、ただやたらに厚生年金がふえるといふようなことではたしていいのかどうか。これは私自身の考えで、決して生命保険全体のあれじゃないと思ひますが、私自身はむしろそういったところにはんとうの国の保障といふものが行き渡つてほしい。その上で厚生年金の値上げとかそういうものがあつてもいいのではないか。一方に非常に苦しんでいる人、生まれながらにして苦しんでいる人がある。それから孤児も相当多いと思ふのでございませうが、そういうものを助けたい

で、ただ厚生年金が上がつたのだから、これでもう社会保障は十分だといふことは言えないと思ふのです。まずそういうものの救済のはうが国としては先決じゃないかという気がするのです。とにかくそういうことによつて、社会保障といふものはどうしても最低限の保障になりますので、それを実際の生活にカバーしていくものはやはり民間の機関でもつてそれをカバーしていくことになるわけですから、ちょうど簡易保険があつて、われわれ民間生命保険企業が相ともに車の両輪のようにいくといふような意味でもつて、これは一緒に発達していくもの、こういうふうに私自身は考えております。御質問に合つていかどうかわかりませんが……

○佐藤(親)委員 なかなかいい説明だと私は思つております。

そこで時間がありませんから、弘世さんにもう一点だけ、現在生命保険界においてどういふ隘路があるか、どういふことが一番困るかといふことを伺いたいと思ひます。

それから高木さんにも一点だけ伺いたいのですが、われわれが子供の時分には大きな火事があるとき火災保険の会社がつぶれたものです。私は名古屋の生れであります。このごろは、火事の規模からいへば、それより大きな火事がないといふこともありませんが、最近でも、災害とかさういふものは別として、大きな火事とかあるいは大きな船が沈んだといふようなことで火災保険会社や損害保険会社等が大打撃を受けて、再起ができないといふような

危険があるかどうか、これを最近の傾向についてお伺いしたいと思ひます。以上をお伺ひして、私の質問を終わります。

○弘世参考人 御質問にお答えをいたします。

いま保険業界としまして一番の問題は、やはり生命保険の募集の問題であらうと思ひます。過去におきましては、八十年に近い非常に長い歴史を持つておりますが、国々によつて事情が違つておりますが、エージエンシー・システムと申しますか、いわゆるセールスマンの行き方で大体きていたわけがございませう。あるいは代理人もしくは代理店というよりな形でございませうが、それが戦後は非常な社会的な問題からそれがだんだん職員としてやつていくといふ形にならざるを得ない、つまりある一定の固定給を出さなければならぬといふようなことになつてきています。ところが実際の仕事自体はセールスマンです。そこに非常に矛盾がございまして、これが全部解決できているとは思ひませう。今後まだいろいろな経過をとつて理想には向かつていくと思ひますが、外務機構の問題、いま申し上げましたのは、主として外野の報酬の問題になつてまいりますが、それとやらはやはり外野の機構の問題といふものが一つ問題になると思ひます。

それで戦争でもつて壊滅した生命保険業界を立て直す第一歩としましては、とにかく生命保険自体が大量の法則によつて初めて成り立つものでありますので、ある保有契約高を持つといふことが第一義であるといふことかな、かなり過去において無理な募集を

したと思つております。そのうらはらが今日出て、皆さまのお耳にも達しているのではないと思ひますが、こういうものをそれではないかと思ひ、まして、新しい、つまりもうと進んだ外野の組織とかあるいはその人の選択とかいふことにもつと大きな力を入れていかなくてはならぬ。この点は各々とも非常に苦勞してあります。また国によつては自分のところで会社の雇用人として使つていられるところもございませう。また全然それをセールスマンとしてでき高制で払つていくといふところもございませう。そういう点でまだ世界的にもいろいろな問題がほかにあると思ひます。日本は日本なりの社会制度との関連において何か新しいものが出てくるかはならない。しかも信用をもととしておりますから、最も信用のできる人がセールスマンとして成長しなくてはいけないわけでありませう。それでなければ生命保険の事業自体が、むしろマイナスになつてくるのじゃないかといふことを考えておりますので、その点われわれも今後非常に努力をしていかなければならない問題点の一番大きな問題だと実は考えておりますので……

○高木参考人 ただいまの御質問の点について結論を申し上げますと、まずそういう会社がつぶれるといふような懸念はないのです。絶対ではございませうが、外国ではまああるわけがございませうが、それはそもそもの基礎の薄弱な会社であるといふことと、それから収入保険料、つまり利率、これで無謀の競争をやる、そしてしかも経費のほうはそれに対応しない巨額のものを出す。つまり経営がまずい、そういうこ

とからのあれはありますのでございませうが、いまは再保険の制度、これが世界的に非常に発達しております。大体よほど特殊の大事件、と申しますのは、地震が非常な広範囲にわたつて、しかも保険会社がその地震に対する補償を負担していったといふようなこと、それは現在ではわが国ではないのです。さつき申し上げましたが、いまそれを経営を危殆に瀕せしめないようにしてやろうといふ計画で、前向きな姿勢でいま検討しておるのでございませうが、現在のところではございませう。たとえば大きな船が沈没、火災にあひましても、これは再保険制度というもののによつて世界的に危険分散をやつておるために、直接関係した会社が全部ひつかぶつてつぶれるとかさういふことはございませう。まずそういう事故のためのつづける危険はないと御安心いただいていいと思ひます。

○山中委員長 只松祐治君。

○只松委員 まずついでに火災保険関係の損保の問題をお伺ひします。

異常危険準備金といふのはどの程度あれば協会として御満足がいく、こういうふうにお考えでありますか。

○高木参考人 これはさつきもちよつと触れましたが、責任準備金として戦前はほとんど無制限、無制限と申しましてもそんなに無制限に積めるはずはないのでございませう。収入します正味保険料の二〇〇％といふようなところが大体の目安だつたと思ひます。ただいまは税法上一〇〇％といふことに押えられております。実はこれは外国の保険会社なんかと競争場裏に相まみえまふ場合には、多々あります。しかも一方にお

いて非常に大きな保険責任額というものを負担するということになってまいります。これはいよいよ多々ますます弁する口でございまして、まあ現在のところでは一〇〇%という税法上の規定で、そこまでは少なくともいかなければならぬと思っておりますが、実際はいけぬ、そういうことなのであります。幾らならばよからうかということ、正面から直接にはちよつとお答えいたしかねます。

○只松委員 きょうは政府、与党との論戦でございせんからあれですが、皆さんのほうはできるだけ多いほうがいいというわけでこの増大を望んでおられる。そこでお尋ねしたいのですが、戦後の異常危険準備金をお使いになったことはほとんどないわけでしょう。ありますか、もしあればどういうことにお使いになったかひとつお教えいただきたい。

○高木参考人 これは保険種目全般で申し上げます。ことに海上保険関係、つまり船舶とか積み荷、そういうものについてはあるのであります。火災保険については、たとえばまだ積み立て金が非常に少なかった時代、たとえば飯田で大火がございまして、ああいうときには使ったはずでございます。いまでも海上保険関係では伊勢湾台風、ああいうときなんかに使っております。

○只松委員 前に多少あったわけですが、このころはあまりない。私が調べました範囲内でも近ごろそれほど危険——危険と言えは常に危険はあるわけ、そのためにお互いがこの保険をかけておるわけですから、あると思いますが、いまそれほど大きなそういう

危険というものは、少なくとも当面はあまりなかった。将来もよほどのものがない限り使わないだろう、こういうふうに行われております。そのように理解しているわけですが、それが一つ、それから生保の場合は相互が中心になります。損保の場合は株式というところが大体多いと思えます。したがって同じ保険会社でも内容は多少異なりますが、率直な話が、加入するときは何でもかんでもひとつ入ってこれというわけ、非常に熱心に、私たちなんかもいろいろ来られてゐるわけです。私たちは選挙でも終わるとたんに勧誘に来られる。その中には私たちを支持してくれた人がたくさんおられる。ところがいいよ今度は支払いの段になりまして、お宅のほうは一銭でも安いほうがいい、こういうわけで火事でもあつて台所がちよつと残つておれば三分の一残つておる、柱が一本残つておれば幾らというこでなかなかお支払にならない。これはむしろ裁判の原告と被告以上にこの争いというものが激しいのです。生保の場合も多少そうだと思いますが、第三者機関的なものがあつて、そこに裁定とまではいかなくても、調停か何か行なうというものが保険業法の円滑な運営のために必要ではないか、私はこういうふうに思っています。この前の委員会でも、名古屋の事件をめぐって赤松委員からもそういう話がちよつとあつたわけですが、生命保険よりもむしろ損害保険の場合にこの点は非常に重要だと思ふのです。その点どういうふうにお考えになります。

○高木参考人 ただいま初めに御指摘になりましたように、どうぞお入りください、どうぞお入りくださいと言つておいて、いざほんとうに保険が役に立つ、つまり災害が起つたときには、できるだけそれをあげようとする、こういう御説明、これはどうも長年一般の世間の印象に刻み込まれておつたというところは、これは事実確かにそうでございます。ところが私も近ごろの考え方として、保険会社のほんとうの商売は災害のときにでん補金を支払う、これがほんとうの職能だという考え方がだんだんと徹底拡充されておるのでございまして、ですから、いまそういう悪名、汚名が流布されているというところは、損害保険に従事している者はみんなよく承知しております。これは上下を通じて非常に反省しておりますので、近ごろは、そういうことは皆無とは申しませんが、だんだんと急速に減つておる。ことに何かそういうことが起りますと、監督官庁、大蔵省のほうに訴えられることがあるのです。訴えると言つて語弊があります。おしりを持ち込むということをやられますので、そういうことも間々あるやに大蔵省のほうから承つております。この点は非常に自戒しているわけです。でありますから、いまの第三者的の機関でもって公平にということ、これは実は災害が起りました場合の災害鑑定人というのが一つの職業として独立しております。でありますから、相当程度の災害、つまり火事があつて災害をこうむつたというふうなときには、鑑定人に鑑定をしてもらふということが一般に行なわれておるところであります。ごくささいな、金額の低い災害の場合には、代理店または保険会社の者がじかに話し合ひできま

りをつけることもあるのであります。その場合でも、場合によつてはむしろ非常に契約者のほうに有利なように取り計らう、係員の気持ちというものがそういうふうな動向ということも実際にはあるのです。

○只松委員 上のほうの人は、万事官庁でも何でものわがりがいいわけですが、下のほうの人は点数を上げようと思つて、なかなかそののわがりがよくないんですよ。一番国民に關係があるのは、損保の場合は火災保険なんですね。国民と一番密着しているのは、こういう場合、その判定の基準というものは、消防署の火災のいろいろな判定が大体支払いの基準になっているのです。私たちもちよつといい、あまり少ないから何とかかけ合つてくれ、消防署のほうをうんと焼けたことにしてくれといつて、ほくらも立ち会つてやるのですが、大蔵社の社長ともなるとそういう話は早いわけですが、下の代理店や何かの人はその話が早くなくて、ものわかりがよくない。だから第三者的なものが必要なんじゃないか。原告と被告の争いになったら——入るときは入るから入らないか、拒否する場合にはほくらのは強いわけですよ。一べん入つてしまふと、今度は金を出さなければいけません、金を出さなければいけません、子供だつてわかる理屈ですね。だから、そういう場合には、たとえば私たちの埼玉には労働組合の労働保険がすでにおりますが、労災の場合には、火災共済は一般火災保険と違ひ、所屬組合の役員と事故現場を調査してというふうな、民主的な労災保険の場合にはこうやつて第三者が入つて調査する。調査

でもこういうことになつてゐるので、ところが、損害保険はそういうふうでないのです。だから、きょうとつちめて結論を出すというわけじゃありませんから、それ以上は要望いたしません、少なくとも近代的な社会制度にふさわしくやろうというときには、十分ひとつ御検討をお願いしたい、このように思ひます。

それから生命保険の關係で、生命保険は大体相互というのが趣旨だと思ふのですが、相互になつてまいりますと、相互会社の発起人なりから——日生は四百五十万ですか、加入者がおいでになる、その中から百人ですか、代表を選んで、それから皆さん方が選ばれる、こういう形になつてゐるので、ところが、一番最初の出発点は、それであつたかもしれないけれども、いま現在、そういう方だつて今度は逆に皆さん方の役員のほうからそういう代表者を選ぶ、こういう形になつてゐると思ふのです。その機構、組織まで時間とをいふまでもなく、全部論じようとは思ひませんが、いまのことに關連して、名古屋で両手切斷の事件が起きたような場合でも、裁判以外に争う方法がなくなつてくる。最後にはそういうことになるわけですが、その前に、ほくらも聞いていておのの言ひ分があるやうでございまして、やはりほんとうに加入者代表を利益代表者として鑑定に参加させる、あるいは加入者も第三者ではなくて利害対立者とするならば、少なくとも第三者をそこに参加させる、こういうことを考慮していくべきであらう。日本のように社会保障制度が完全でない、非常に立ちあつておる、こういうときに、火

災保険をも含めて、特に生命保険は社会保障的な役目が非常に大きいわけですね。特に交通事故や何かがこういうふうに激増してまいりますと、災害が一般的な日常茶飯事になってくる。こういうときに皆さん方の果たしておられる役目は非常に大きいと思います。社会保険制度というものは国家がやるわけですが、こういうふうには社会性を持たず、保持は全くの第三者が必要で、ところが、いまの保険業というのは、名前は相互だけれども、やはり大会社対一個人、これも入るときはうまいほどお見えになるが、入ってしまふにしてみたいと思います。政府のほうもせつかくお見えにたいとおりますから、そういうお考えがあるかどうか、またぜひ努力をしていただきたい、こういうことを要望いたしたいと思ひます。

○弘世参考人 ただいま御質問の点、会社の組織の問題になるわけですが、私のほうの会社だけについて申し上げると、当初よりもだんだんよくなつてきていると実は考えております。決して満足すべきものではございませんけれども、当初は一応形をつくるためにとりあへずつくつたという形があるのでございます。それも、年数を経るたびに、その地方におけるりっぱな人格の方ということで、しかもこれは社員総代という形でございすから、社員でなければいけない、契約がなければいけないわけでございます。その契約の確かである、人間的にりっぱな方ということで、これは私のほうで指図するよりも、それは私の現地、日本じゅうに散らばつてお

られるわけなので、現地におきまするみんなの意見を大体とりまして、それによつて、こういう方はどうだろうかというところに実際のところなつております。それを私のほうでは一応評議員制度というものを持っております、それにおはかりをして、現地もわれわれもこういう方ならけつこうじやないかと思ひますが、ということで諸問をしまして、その上で公告をするというよりな形になつておるのでございます。それで、決してこれが完全とは申せないと申ひます。しかし、私自身は当初よりもよくなつてきているという気がしておるのです。

それから、先ほどのいろんな事故その他によつての問題でございます。これは個人の考え方ですが、保険に入つていただいた以上は、何とかして不幸にあつた方を全部カバーして差し上げなければならぬという責任を持たなくては行けないと思ひます。ただ、社員の組合組織になつておりますから、保険自体が多数の法則でできております。そのグループに不当な損害を与えては行けないということ、そこには問題があると思ひます。ですから、できるだけお払いすること、それは当然でございますが、それをお払いするには、これはできることかどうか、わかりませんが、そういうための何かリザーブを持つて、そのグループには直接損害をかける。しかし、別の財源から出すというよりなことも、できる方法があればこれも一つの方法じやないかというふうにも考えるのでござい

ますが、これはさっきの危険準備金のもつと変わつたものかもしれせんけれども、そういうもので出し得る

ようになれば、そのグループには迷惑をかけないでいけるということになると思ひます。いろいろなめんどうなことを言つておられます、その保険団体の立場において考えなければならぬということにあると思ひます。そういうふうなことをお考えすけれども、しめんどくさいことを言わすに、損害はなるべく補すべきだということ、これは原則だと思ひます。そういうことに何かいろいろ今後を考えていく必要があるんじゃないか、こういうふうなことを考えております。相互制度自体は完全なものではないと思ひます。しかし、いま私のほうで大体七、八百万の契約者を持つておりますので、これをどういふふうにするかということにつきては、なほ今後検討をしていかなければならぬというふうなことを考えております。

○只松委員 確かに法律上あるいは形式上そういうものは相互でなつておりますけれども、実質上は、これはお互いに考えればわかるかとおり、株式会社とほとんどかわらない、こういう形です。しかも株主がいないだけに、相互会社というものは、ある意味では役員が自由にできる、こういう面もあるやに聞いております。そういう点については、実質的には総合保険の実体を伴つて運営できるように、特にそういう最後の争いは裁判以外に第三者機関がないというよりなことではなくて、そういうものををつくつていっていただきたい。

それからさつき佐藤さんもちよつとお聞きでございましたけれども、現金や預金は別といたしまして、土地や物件あるいは株券、そういうものは戦後

ずっと値段が上がつてきておるわけですね。一方物価も上がつておる。生命保険の場合、長期契約が非常に多いわけでありまして、百万かけたのがそのまゝ百万で、三十年先に一家の安全な保障されるわけじやありません。そういう面についても一つ問題があるから、今後十分御検討して御意見を伺わしていただきたい。このことを要望して、時間がありませんから、質問を終わります。

○山中委員長 武藤山治君。

○武藤委員 時間が限られておりますので、二十分間しか私の持ち時間がありませんので、三、四点簡単に御尋ねいたしますから、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

まず第一は、保険会社の準備金をいろいろ効率的に使用する際に、病院とかあるいは住宅、そういうものの取得は現在どんな状況になつておるか。特に、相互的な会社の場合は契約者にできるだけサービスを与える、あるいは恩恵を与える、そういう立場から病院などは大いにつくるべきではないだろうか、こういう考えから御尋ねするわけでありまして、現況はどんな状況になつておりますか。

○弘世参考人 いまお話し、準備金で病院を建てるといふことはなかなかできないような状態でございす。私の会社におきましては、かねてから利益金の一部をさきまして病院を経営しております。今日実はその病院の経営は非常に困難でございます。しかも非常に皆さんから喜んでいただいております。つまり検査をやるとか、そういうことをたしか七月一日から始める予定にしております。

○武藤委員 現在、保険会社で持つておる病院は全国で幾つあるのですか。それから不動産取得の範囲内で――不動産取得の場合というきつとした制度がありますから、その範囲内でやる場合に、現在病院が幾つくらいあつて、今後そういう方向にさらに支出をしていくという傾向にあるかどうか。契約者サービスという立場から、あるいは保険所とかあるいはどこか温泉地にそういう施設をふやしていこうという傾向にあるのか、それともそういうものはとても会社としては考えられぬ、そういう傾向にあるのか、その辺をちよつと承つておきたいと思ひます。

○弘世参考人 実は他社のことを私よく存じませんが、特に病院としてのあれは、そのほかにはないように何つております。それから不動産取得の範囲内でおつしやるのはどういふことでございすか。不動産取得の範囲内で病院を持つていくことですか。――相談所は持つております。

それから最近私のほうで、名古屋で朝日新聞とタイアップをして、いわゆるヘルスセンターというのですか、診断だけをするのです。施術は絶対にしない。だれでも行つて見てもらひ、どこが悪いように思ひのだけれども、どうだろうかというところを見てもらひ、しかしこれはあなたこれだからこの病院に行きなさい。そこで放してしまふ。つまり検査をやるとか、そういうことをたしか七月一日から始める予定にしております。

○武藤委員 それでは希望なんです、私はできるだけ契約者にそういう

に振り向けるという努力を今後も一そ
う続けてもらいたいという要望をして
おきたいと思うのです。

それから損保のほうの高木さんにお
尋ねいたしますが、私は従前県会議員
当時に、よく県下の交通事故防止の一
策として、義務教育の生徒に交通法規
というものを一週三十分なり一時間な
り入れたらどうか、そういうような持
論を長いこと主張し続けてきたのであ
りますが、予算がないということとい
つもそういう教育費用というものが出
せない。こういうような子供たちに交
通法規と申しますか、交通事故防止の
教育をするための簡単な教材みたいな
ものを子供のときから教えていく。特
にそれは今後の免許証取得者というも
のも、いま十年もたつたらおそろしく
う中学を出たらほとんどが免許証を持
つというような時代が到来することは
やや予想にかたくない時世であります
から何かそういうようなものをやっ
らしいのじゃないだろうか。しかしそ
れは保険会社の責任じゃありません。
それをやる場合に何らかの保険会社とし
てそういう地方自治体にある程度資金
を、補助的なものが出せないものか。
いま学校などで一模範学校では校庭
に道路をつくり線を引いて登校のとき
からすでも交通法規を校庭で教え
る。そういうような場合にもわずかに十
万か二十万の金を父兄の負担に待つ、
まことに欠乏しておる状況です。そう
いう交通事故防止費用というようなも
のを学童用に考えてみることはできな
いものかどうか、そういう点をひとつ
保険会社としても検討できるのではな
いか、その辺についてはどんなお考え
ですか。

○高木参考人 いまお話しした交通事故
防止の点につきましては、これは資金的
ではないのでありますが、学校の教材
になるものを協会として編さんいたし
まして、中学校以上には配つていま
す。小学校には出しておりません。し
かしいまお話しした資金的に、そういう
ことを学校としてあるいは地方自治体
としておやりになるというようなこと
について資金が必要だというようなと
きに、これを私も業者として何分の
これに対する応援をするということは
考え得ることだと思ひます。これはと
くこれからひとつ検討させていただきます
かと思ひます。

○武藤委員 あと二、三分で割り当て
の時間になりますから終わりますが、
最後に弘世さんにお尋ねをいたします
が、いま保険協会が寄付というものが
どの程度出ているものなのか。たとえ
ば社会福祉事業に対する寄付、学術、
文化、教育に対する寄付、政党に対す
る献金寄付、こういうようなものがある
の寄付の総額というものは、一体協会と
してどのくらい出しているわけですか。
か。というものは、私の調査では昭和三
十六年度でしたか千二百五十万円の政
治献金が協会から行なわれておるわけ
ですね。官報に出ておるわけですね。千
二百五十万円の金を二十の会社からど
ういう形でという名目で集めてそれ
を政党に出しているのか。それとも寄
付金というのを、法人であれば第九條
に基づく限度目一ぱいの寄付金を各社
からパーセントで割り当てて協会が吸
収していくのか。一体寄付金の吸収の
仕方を協会はどんな方法でやつておる

のですか。そこをひとつお尋ねした
かと思ひます。

○弘世参考人 寄付金の総額はちよつ
といふ空で覚えておりませんが、いま
正確な数字がないと思ひますが、寄
付金は協会が割り当てられますのは
最初の基礎を二割六分くらいにし
たかを全部平等に負担しまして、あと
を会社の規模によりまして、これは契
約高並びに――契約高だけでしたかあ
るいは資産の比率も入つておるかもし
れませんが、そういうわけで分担して
おります。いま全体の金額はちよつ
と。……大体銀行の十分の一くらいだ
さうであります。銀行がどのくらい
やつておりますか存じませんが、大体
業界でランクがあるようでありまし
て、それによつていろいろな寄付をし
ているように存じております。それか
らそのほかにも個々の会社では、それ
ぞれまた別の地方地方の事情もござい
ますしいろいろな問題がございませ
ん。

○武藤委員 会長さんの立場で、政党
政治献金というもののについて、一体保
險会社という性質から見ても好ましいと
思ひますか。またねらいは何ですか。
政党内派閥にまためた金を出すとい
うねらいは何でしょう。私はどうも理
解できないのです。これが社会福祉事
業とか教育、学術、ガンの研究所と
か、こういうところへ出すことならこ
れは納得がいきますし、大いに賛成な
んですが、政党に多額な金を出すこと
によつてはかへる社会事業や何かへ出
す金のワケが狭められてくるわけだ
からね。そういう点で私はどうも国の
監督が非常にきびしく行なれておる

生命保険会社などが、政治献金を多額
に出すというところはいかかと思ひ
ますが、会長としてどうお考えになつ
ておりますか。

○弘世参考人 必ずかしこい御質問で、
まあ政治献金というものがいま許され
ておる。ということには、許されておる
以上は献金しないで済めば一番つこ
うだと思ひます。しかしいまいふのと
ころ献金ということには現実にあるので
あります。これの金額がどうという
それも、共産党以外のところには大体出
しているという感じがしております。金
額の差があるのじゃないかと私思ひま
すけれども、これはなるだけ少ないほ
うが私ももつておると思ひます。

○武藤委員 二十分までですからやめ
ますが、いまあなたの答弁の中の認識
の違いは、政治献金というものが何か
法律上にきめられてあるような感覚の
ようですが、そういうことではないので
すよ。法人税法第九條では寄付金とい
う項しかないのです。その寄付金の中
で、政党へ持つていかれるものやら、
教育や学術や社会福祉に持つていかれ
るものという全体のワケが法律でき
まつていてだけですから、政治献金と
いうことは全然寄付金条項の欄には
ないのですよ。そういうものにウエー
トをよけいに持つていつて、ほかの教
育、学術が減らされているというこ
う傾向が今日ある。しかも、政府か
らの監督を非常にシビヤに受けている
の保険会社が政党なんか金を出すこと
はないのですよ。今後はそういうことは
やめたほうがいい、われわれはそうい
う忠告をしておきます。銀行はうんと
出しておるといわれますけれども、め
くらの裏で流しておるのはわかりませ

んよ。しかし表面的に官報に出ておる
のは、銀行は非常に少ないですよ。銀
行はちよつぱりしか、五十万くらいし
か出してないのですよ。生命保険会
社のほうがごっそり出しているのです
よ。これは十分検討する必要があるま
す。ひとつ十分考えてもらいたいと思
ひます。

これでお終ひです。

○山中委員長 春日一幸君。

○春日委員 二十分の制限がございま
すから、要點簡略に伺いたいと思ひま
す。

まず第一番に、本委員会は所管する
ことが広範でございまして、した
がつて会期中に保険業法についていろ
いろと御意見交換をいたしたくチャン
スの少ないことはまことに残念でござ
います。きょうもまた時間の制約があ
りますことに残念でございまして。

私は、この際基本的な理念につい
てわれわれの認識することを申し述べ
て所見を伺いたいのでございます。こ
が、由來、この保険事業というもの
は、私は営利事業ではないと思ひので
ございまして。経営の原則はいわゆる給
付と反対給付、均等の原則の上に立っ
ておると思ひのでございまして、言
うならば、保険会社はもうけてはいけ
ないものである。もうけるような、ある
いはその資本が著しく増大するような
傾向がある場合はすべからずその料率
の軽減をはかるべきである、かく考え
るのでございまして。本日、生命保険に
おきましては資産総額一兆五千億、損
害保険においてははかれこれ三兆円をこ
える膨大な資産を擁されております
が、このことは支払い準備金等の必要
性を満たすためにある一定のかつづく

九

を備えることが必要ではありまじようけれども、そのことは絶えず被保険者の負担の度合いと会社の資本蓄積の程度とにらみ合わせてできるだけ料率の軽減につとめるべきものであると考へておられますが、これについて御代表の御意見はいかがでありますか、この基本的な考え方について伺いたいと思ひます。

○弘世参考人 御説のとおりだと思ひます。保険、ことに相互会社の場合を考へますと、大部分がそうなんですが、いまですが、やはり一つの組合組織みたいなものでございまして、確かにそういうふうな保険料の引き下げということを第一に考へてゐるのです。ただ、そこで生命保険の場合は非常に長い期間のものでございまして、あるリザーブというものは当然持たなくちゃならないんじゃないか。極端に言いますれば、その加入者の一果実で残るものがその次の加入者に果実が残ることもあり得ると思うのでありまして、それも程度問題だと実は考へておられます。

○春日委員 時間がございせんから私は簡単に伺います。

当然それは一個のリザーブ・ポジションというものはおのずから限界がございまして、損害保険の場合は大体一年契約であり、特殊な長期契約等もあるでございまして、しかし損害の度合いというものは過去の経験が重なつて一個の基準というものが算出できると思ひます。生命保険においても同然のことであるかと考へるのでございまして、いまここで損保における資産総額三兆円、また一兆五千億というふうな生命保険におきます資産総額を擁し

ましたときにおいては、やはりこの事業の社会的使命等にかんがみ、かつまたその分ひとつ大蔵省とも御検討あつて、どの程度が適正なリザーブ・ポジションであるのか、各種の準備率等についても十分御検討があつて、できるだけその負担軽減の原則に立ちかへつての御検討をきびしくお願いをいたしたいと思ひるのでございまして。

なお、両業界とも最近それぞれの料率引き下げのことは好ましい傾向でございまして、なおわれわれの判断をもつていたしまして、なおなお引き下げる余地があるのではないかと印象が深いのであります。御検討をお願いします。第二点に、この資産運用の問題でございまして、これは国の政策によつて事業収益率というものは非常に変わつてまゐるのでございまして。たとえば火災保険の場合、消防がうんと普及する、あるいは耐火建設がうんと普及すれば、火災の率はうんと減つてくるわけにございまして、したがいましめて、こういうような場合におきましては、やはりその資産の地方還元、それから源泉還元、この二つの論理は十分ひとつ運営の実務の上において御配慮願うべきものではないかと思ひるのでございまして。地方公共団体が財政乏しき中において消防設備をうんとやつておられます。こういうようなときには保険会社の利益がそれは逆比例をいたしまして、地方公共団体のそういう防火費用が高まれば高まるほど保険会社の利益が増大していく、また生命保険のほうにおいては、医学の研究あるいは療養施設の拡充、こういう国、地方公共団体等の公的負担が高まれば高まるほど

死亡率の減少に伴うてあなたのほうの利益が増大していく、こういう事態を十分率直に判断するならば、私はあなたのその資産の運用はこのような方向に向かつて最重点に置かれてしかるべきではないかと思ひるのでございまして。すなわち、損保の資産運用は、地方債をうんと買うというふうなことが必要ではないかと思ひます。たとえば生命保険の資産運用なんかは、たとえば病院の建設でありますとか、あるいは医科大学の病理学原理の研究でありますとか、臨床医学の探求でありますとか、療養施設でありますとか、そういうものを担当しております医療金融公庫もございまして。あるいはそういう方面に對する必要な資金を最重点的に流すのが本来の使命ではないか、私はこういうふうな考へるのでございまして。現在一兆五千億のこれ六〇％がいわゆる投融資である。しかもそれが電力、鉄、石炭、船舶等、こういうものも私は国の基幹産業としてのその社会性というものはそれぞれ認めるものでございまして、しかし、由来そのような産業資金というものは、増資なりあるいは社債発行なりによつてそれは調剤すべきものであつて、融資に依存するということとは便宜的なものであつて、思ふのでございまして。一兆五千億の膨大な生命保険の資金の中からこれ六〇％が投融資に回される、その中の多くの部分が基幹産業にのみ重点的に行なわれている、財政投融資は全部の一〇％かれこれのものでしかないというふうな一個の配分は、その損害保険事業というものの、あるいは生命保険事業というものの本来の性格にかんがみて、適正なものではないとわれ

われは判断せざるを得ないのであります。この点について弘世さんの御見解はいかがでございましてか。

○弘世参考人 私は必ずしもそればかりでない、生命保険事業による原資はやはり国の産業に行つていいのではないかと、ただもちろん、医療施設その他にも留意すべきものを持つとは思ひますが、私は必ずしも全部をそつちを持つていくべきだというふうには考へておりません。やはり国の発展ということのために、生命保険の原資が生きたければいけないのじゃないかというふうな考へております。

○春日委員 損保事業にしろ生命保険事業というものは、本来的にこれは国の経済の発展のために設けられておる事業ではないのでございまして。そのことは加入者の利益を確保することのため、組合組織というものが本来のなものでございまして、したがつてその運営の原則的な理念は、いわゆる給付と反対給付との均等の原則というものが、これは通念として容認せられておるところでございまして。すなわちあなた方の事業は、国の産業を発展せしめることのための原資を調達する手段として保険事業というものがあつては、ございせん。だから私が論じておりますことは、もとより国の基幹産業に對しては、そういうふうないろいろな金が入り込んでいくというものは、それらの社会的性格にかんがみて、それは不必要なことは断定しない。けれども現在の資金分布というものが、そういうふうなところにオールマイティ的に圧倒的に、集中的に行なわれておるといふことについて、再検討の必要

はないかどうか。この点を申し上げておる。

私が冒頭申し上げましたように、少なくともも保険金の剰余金、流動資産、そういうふうなものは、これは言うならば地方還元、それから源泉還元、これが最優先に考慮せらるべきものであるとするならば、だとすれば、さまざまな政策があなた方の事業の収益率に直結的影響を持つておることにかんがみて、したがつてそういう面に向かつてその資金運用というものが重点的になされてしかるべきものであるという、すなわち大衆の規模の性格の財政融資、これをうんとやるとか、あるいは中小企業者が非常に多い、しかもそれらが困つておるとするならば、いま武蔵君が指摘されたような面においても、これは商工中金の金融債でありますとか、いろいろなものがありまして、うが、そういうふうなものの度合いをうんと高めてまいりますとか、地方の金融保証協会に對して、あなた方が相当の出捐を行なつていくとか、いろいろなことが私はあり得ると思ひます。現在電力、鉄、石炭、肥料、造船、化学繊維の問題等は、これは大いに必要ではございまして、そういうふうな原資を調達することのために、保険事業というものは想定されたものではないのでございまして、本末を転倒されることなく、本来の使命にかんがみて、公正なる資金運用があつてしかるべきもの、こういうことを申し上げておるのであります。なお御異論ございましてか。

○弘世参考人 非常に御示唆を承へられたと思ひます。確かにそういう面も大いに考へるべきだと思ひま

す。しかしそれに集中はなかなかできないのじゃないか、こういうふうに考えます。たとえば病院の場合を考えますと、いまの医療給付その他ではなかなかペイできません。そうすると原資が非常に減る可能性もあるいはあるんじゃないか。率直に申しまして私個人の問題でございしますが、そういうふうな観点から、実はやりたいこともできなかったことはいままでもございします。実際にそういうことはございします。しかし春日委員の御発言、非常に傾倒するものであったことをお答えいたします。

いろいろな維持管理、指導というかあるいは協力と申しますか、そういうような方面にもあなたの方の運営上のお心配りを願わなければならぬと存するのであります。

○春日委員 私は損保にいたしまして、生命保険にいたしまして、実際、問題が非常に多いんでございしますね。この間も本委員会において過大保険の問題でございしますとか、保険最高額の問題でございしますとか、いろいろ問題が提起されておるわけでございします。現在損保のほうにおいては過大保険制限の規定があると思いますが、生命保険にはそれがありません。したがって、生命保険の過当競争の結果、個人が何億というような保険契約を行ないまして、そのことが後日の問題になっておるとかいうような問題もございします。

弘世さんに対してまこと失礼であります。日生劇場なんかあちらこちらにできまして、とにかく数十億の膨大な資金がそういう方面に使われておるのでございします。私はこういうような問題も、やっぱり大衆の娯楽面を確保することによって、これが健康の増進に寄与するということであつたり、これもまた社会的に貢献する面があるという点等も、これは絶無ではございせんけれども、そういうことを言つてみれば、何もかも、何をやって、パチンコ屋だつてみんな社会的に貢献しておるのです。実際の話が……。だから私は、生命保険会社が何十億というような余剰の資金があるならば、少なくともそれによって無料の療養所をつくるとか、あるいはまた診療所をあちらこちらに安いものをつくつて、大衆にやつぱり貢献をするとか——弘世さんのようなわが国第一流の指導者が手がけるにしてはちよつと適當ではなかつたのではないかと心ひそかに非難しておるわけでございします。今後十分にひとつ御留意を願うて、とにかくこれは純粹の営利事業ではないのである。あくまでも社会的性格、社会的使命というものが非常に高いのである。余分の金があつたら料率を安くしよう。それからまた病気をなにくするための施設にひとつ貢献していい。損保さんのほうだつて、もうかるといふようになったら料率を下げる。またもうかる源泉がそういうような消防施設

の拡充強化にあつたとしたならば、その重き負担に苦しんでおる、地方債をうんと買ふとかなんとかいろいろなもつと合目的な実施のしかたがあると思ふのです。

○山中委員長 何か日生劇場の件で御発言あります。

○弘世参考人 日生劇場が非常に問題となつて、むだなものをつくつたという考え、これは考えようなんです。ございしますが、実はあの土地は前から本社の所有地でございまして、東京における拠点というものがございせんので、あそこ土地を利用しようということをやつたわけでございします。それで実はあれをつくる前に何かサービスをするとはなないだらうかという考え、たのですが、場所柄やはりああいふ便利のところだから、皆さん集まつていろいろ御利用願ふものをつくりたいというのが発端でございします。

それからの場所柄妙なものをつくつたくないし、日本の玄関みたいなところでございしますから、これはひとつできるだけ将来卑劣な感じがしないものをつくるのが必要じゃないか、こういうふうなことを、金がかかつたと思ひます。劇場をつくつたこと、これは私は何も上級ばかりをねらつてゐるのではないのでありまして、健全かつけるだけ程度の高いものを、なるべく多くの人に見ていただきたい。特に

私は青少年のために将来役に立つもの、若い人たちのために何か使つてほしいというふうなつもりでやつたわけ

でございまして、いま見ますと非常にりっぱに見えますが、私は五年後にはもつとりつぱなものがごんごんと出てくるのではないか、全体の水準が高くなつてまいりますので、そうではないかと実は考えております。そういう意味で初めに大がかりなものが出たために、ばかにあれはエクスクルーシブなものだ、庶民の行かれなところだというふうな、これはジャーナリズムが取り上げたことだと思ふのであります。が、そういうことになつております。

しかし私はもとよりそういう意味ではなしに、ああいうところで、もつと青少年がほんとうの意味で高い気持ちを持つてくれたら将来の日本にいいのではないか、こういうふうに考えております。そうした一つのあらわれとしまして、あそこひとつ児童劇をやつて、小学校の生徒たちにぜひ見てもらおうということ、これはつくる前から考へておつたのですが、考へて、それは最近にやりました。ところがわりあいに好評のようであります。一部には、あんなところに小学校の生徒を入れたら台なしにしてしまふではないかという心配もあるものであります。が、私は、そうではない、おとなよりも子供のほうが感受性が強いから、その場所に入ればその場所のエキセントリックなり何なりはおのずからついてくるというので、それをやつてみましたところ、大抵いいように聞いております。そういうことで、あれも企業でございしますから、なかなかむずかしいと思ひますけれども、将来これがいい意味で利用されることを心から私は期待しておるわけでありまして。

○山中委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人には御多用のところ長時間にわたり御出席を賜わり、貴重な御意見を述べいただきました。厚くお礼申し上げます。

○山中委員長 いたしましては、本日の御意見も参考として、保険制度の一その向上のため努力を続けてまいりたいと存じます。

この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○古岡政府委員 お尋ねにお答え申し上げます。

公認会計士制度ができてから、非常に専門的知識の高い資格を要求され、公認会計士が会社の監査に当たることになったわけでございます。したがって、会社の経理の健全化と申しますか、会計監査の水準が非常に高くなりまして、その結果、ひいては会社全体の経営の健全化にも資しておりますし、またその監査証明をもって、いわゆる投資者に対して会社の内容を明らかにいたす制度をとっておりますので、投資者保護にも非常な効果を及ぼしております。

○堀委員 公認会計士の制度がなかったときで、何かさういふ点で見えた差がありますか。公認会計士の制度がなくてもやはり監査の制度はあったと思いますから、おそろくその当時でも会社はいろいろな経理上の問題についてごまかしていいという事にはならなかったであらうし、そのことは同時に、税法上少なくとも会社経理が税法に適合しているかという点については税務当局においても処理しておいたことだと思ひますから、そこらの点について特にいまのお話だけではどうも私は特別に何か目に見えた効果があったという感じはしないのですが、具体的に何かあります。投資家保護といふことはあとで私に触れますが、投資家保護に必ずしもなっていない点もはつきりしているわけだし、それだけでは私はあまり理由になつていないと思ひます。何かほかにそういうメリットがあるのかどうか。

○古岡政府委員 お話の点について数字的にどうかあるいは実際具体的にどうなつておるといふことは申し上げにくいと思ひますが、従来の計理士の監査を受けておりましたときに比べて、御承知のように試験の中でも非常にむずかしいといわれております。公認会計士の試験を通じて資格を得た公認会計士が監査をいたしますこととありますので、従来に比べて非常に監査も厳格適正になつておると考えておるわけでございます。ただ、具体的に数字的にどういふことかという点についてはちよつとお答えしにくいと思ひます。

○堀委員 まあ抽象的には何となくよくなつておるであらうという程度ならば、いま私が伺つておることの正確な答えにはならないわけです。いま非常に厳重な試験を受けて出た公認会計士がやつておるからよくなつたであらう、ちよつとお伺ひをいたしますが、現在の公認会計士の報酬の状況というのは一体どういふふうになつておりますか。

○古岡政府委員 報酬は会社を担がしたし監査をいたしたときに得るわけでございますが、大体一決算期の監査につきまして、一会社約四十万円の報酬を得ておるわけでございます。

○堀委員 一会社四十万円という話は、資本金が一億でも十億でも百億でも二百億でもさういふことになるのですか。

○塚本説明員 お答え申し上げます。資本金ではなくて総資産額によりまして、報酬額は若干違つております。といふことは、資産額の多寡によりまして、監査日数そのものが違つてまいり

まして、若干金額は違つておりますが、平均いたしますと、いま局長が申し上げましたように、大体四十万程度になります。

○堀委員 違ふさうですか、それでは平均でなくて、総資産が最低ならば幾らで、総資産が最高のところは一体幾らなのか、それをまずお答えをいたしたい。

○塚本説明員 基本報酬を申し上げますが、総資産が一億四千万未満の場合は報酬額は十万円以上、一億円以上のところが二十五万円以上、五億円以上のところが五十万円以上、十億円以上のところが七十五万円以上、百億円以上のところが一百万円以上、五百億円以上が四十万円以上になつております。これは六カ月を一事業年度とする決算で基準がきまつております。

○堀委員 そうすると、例として何いたいのですが、資本金百億の会社といふのを、どこでもいいのですが設定をしていただいて、そこにおける総資産といふのはどのくらいですか。それは業態によつても多少違いがあるかもしれませんが、ただ資産だけで言われたのでは、われわれちよつと会社の規模が見当がつかせんから。

○塚本説明員 大体総資産に対する資本金の割合が、二割から三割五分程度にならうかと思ひます。したがって、百億以上になりますと、最高の五百億をこすことになります。

○堀委員 そうすると、ちよつと国税庁にお伺ひをいたしますが、いま資本金百億の会社の税務調査をやつておる延べ人員は、——おそろくこれも決算ごとでありましょ。半期でやるのか一年一回でやるのか私もよくわかりま

せんが、いまのこの話は半期の決算になつていますが、これは大体どのくらいで調査をしておりますか。

○喜田村説明員 ちよつと計数を手元に持つておられますが、大体の配億で百五十日ぐらいたと思つております。

○堀委員 いまの百億の会社ですと、大体延べ日数百五十日。公認会計士が延べ日数何日ぐらいつていますか。

○塚本説明員 これは業態によりまして監査の難易がございまして、単純に資本金とか資産総額で監査日数がどうなつておるかといふこともわからないうわけでありまして。大体平均して一カ月から四十日程度の日数をかけておると思ひます。

○堀委員 四十日かけるといふことは、これは一人の公認会計士が四十日ですか。おそろく百億の会社は、監査をするのに公認会計士一人といふことではないと思ひます。いま私は税の調査との関連で伺つておるのですが、公認会計士としての延べ日数は一体どのくらいになりますか。延べ人員でもよろしいです。

○塚本説明員 いま申し上げますのは延べ日数でございます。したがって、延べ日数でございまして、したがって、大体平均二人くらいが従事いたしておりますので、純日数はその半分かくらいにならうかと思ひます。

○堀委員 いまの問題でわかりますように、公認会計士がある会社の監査をするときに、税の調査ならば少なくとも百五十日を要するものが、四十日では行なわれていない。これはやはり十分な調査が行なわれていないといふ一つのあらわれではないかと思ひます。

す。では、なぜ四十日になるかという

と、これは私はいまの報酬の問題に関連があるのだと思ひます。さっきのお話を聞いてみますと、総資産でいきまして、一億のところは十万円以上、五百億以上のところは四十万円以上だ、こうなつておるわけですね。すでに一億と五百億では異常な相違があるわけですよ。一対五百でしよ。それにもかかわらず会計士の報酬は一対四にしかならないですね。そんなことで、常識論として正確な監査ができると思ひますか。一億のところは十万円もらつて監査をする、それが適正だといふことになるならば、一億と五百億は一対五百ではなくて、もつと複雑になると思ひます。要するに支店店舗その他が複雑になつておるわけですから、業態自体としては非常に複雑になつておることは間違いない。しかしそれを除外して考えても、一対五百と一対四といふのは著しくバランスを失つておると思ひます。ただ算術計算をするならば、一億で十万円なら、五百億では五千万円の監査報酬を払つていいという計算にはなるわけですね。こういうような状態で公認会計士制度といふものは、いま理財局長は抽象的に何かメリットがあるよなことを言つておられるけれども、メリットがあると思ひますか。やつてないのじゃないですか。五百億のところを四十日でやつて

いるといふことは、ほんとうの監査がやられていないといふふうに私は理解をするのですが、この点はどうですか。

○古岡政府委員 先ほどは公認会計士制度ができてから以後と前との比較で御質問がございましたので、前の計理

士の監査でやつた時代よりはおそらく非常によくなつておるといふことを申し上げたわけでございます。と申しまして、いまの公認会計士の監査が非常に完全であるとは私も必ずしも考へておりません。なおいろいろくふうをこらしてより完全を期すべきものだと考へております。

なお、一億の会社と五百億の会社との報酬の比例の問題でございますが、お話しのように大きな会社になりますと支店その他で非常に複雑多岐にわたる点もございますが、一億といえども一つの会社形態をとつておりますれば、やはりいろいろな勘定項目その他があるはずでございます。それが五百億になつたから直ちに五百倍になるという性質のものでもないかと考へます。ただその辺の報酬の問題については、実はいろいろ問題がございます。

公認会計士協会の、経済界と申しますか財界と申しますか、そういうところといろいろ交渉をいたして決定をいたしておるわけでございます。したがつて、この絶対額につきましては、公認会計士協会のものと上げてほしいという要望、特に最近では物価の値上がりその他人件費の値上がり等ございまして、要望がございまして、交渉をいたしておる金額でございます。ただいまのこのバランスの問題は、やはり公認会計士自体も専門家として一応納得しておる比例の数字かと考へております。

○堀委員 私が伺つておるのは、要するにこの報酬が多いとか少ないとかいう問題の前に、人間ですから報酬がなければ働けないわけです。こういう低い報酬に押えられているということ

は、もし公認会計士が十分な監査をしなくてもできないという客観的な条件をここににつくられているわけではしう。ちよつと何をいいたしますが、日本で世銀借款を受けております主要会社は何社ありますか、お答え願ひいたします。

○吉岡政府委員 ちよつといふ的確な数字を承知いたしておりますが、鉄鋼会社その他相当数の会社があると思ひます。

○堀委員 そこで何をしたいのは、私も鉄鋼各社が世銀借款というよりなために無償面株の発行をしたり、非常に困難の中でも増資をしなければならぬという状態になつておることを承知しております。世銀借款を受け

ておるところは、日本の公認会計士の監査では世銀は承知をしていないはずで、これはアメリカの公認会計士が来て監査報告をしておりますが、アメリカの公認会計士に払われておる報酬は、どこでもけつこうですが、鉄鋼各社を例にとつても幾ら払われているか、ひとつお答えを願ひます。

○塚本説明員 大体アメリカの公認会計士の監査は、相当のパートナーの組織を持つておりまして、したがつて大規模な監査をやつております。たとえばたなのおろしにつきましても、実地についてたなのおろしをやるとか、そういうことをいたしております。したがつて、監査報酬も相当高くなつております。聞くところによりますと一社一億以上というよりな監査報酬を払つておるといふところも相当あるやうに聞いております。それからアメリカの公認会計士につきましては、これは参考でございますが、一時間あたり十

ドルから二十ドルの報酬を取つておるやうでございます。それから先ほど堀委員から御指摘がありましたように、日本の公認会計士の監査で監査日数がはたして妥当であるかどうか、こういう問題があらうかと思ひます。われわれのほうとしまして、現在の監査の状況から見ても、はたして公認会計士の監査として現在の日数が十分であるかどうか、こういう点につきましても検討をいたしております。さらに正確な監査が要望されるということにつきましても、われわれは調査いたしておるところでございます。

○堀委員 いまのアメリカの公認会計士の監査報告のあり方についてちよつと触れられましたので、もう少し具体的に何をいいたします。大体一社一億円の監査報酬を払つておる。なるほど単価が高いこともわかります。一時間もし十ドルとすれば、一日八時間働けば八十ドル、一日の報酬が約三万円。そこでもし一人と計算をして三万円の報酬で、日本に四十日おれば、いまの十ドルで見れば百二十万円ですね。ところが片一方は一億です。いいですか。片一方はまああなたは大規模なシステムをもつて、たなのおろしから何までみんな見る。公認会計士の制度というのはい体どこで出てきた制度でしうか。

○塚本説明員 最初はイギリスでございまして、それからアメリカにきまして、アメリカで発達をいたしました。戦後日本に入つた制度であります。

○堀委員 日本が公認会計士制度を導入したのは一体どこを模範として入れたのですか。

○塚本説明員 試験制度はイギリスの制度を採用いたしておりますが、制度全体から見ますと、戦後の占領下におきましてこの制度ができたわけでありまして、アメリカの影響を受けてこの制度ができたと言つて差しつかえないと思ひます。

○堀委員 それでは試験制度はイギリスだということでございますから、一体イギリスにおける公認会計士の報酬の実情はどういうふうになつてゐるか、御承知ですか。

○塚本説明員 ちよつと調べたのがございせんので、いづれ調べましてから御報告いたします。

○堀委員 イギリスで初めてできてそこから入つてきた制度でありますから、イギリスの問題も伺いたしたのであります。日本の場合にはイギリスの公認会計士が来て監査しているという例が少ないのではないかと考へます。あるいはあるかないかと私はよくわかりませんが、しかし少なくともアメリカから公認会計士が来て日本の会社を監査している。そしてそれが大規模にやつてゐるというお話なのですが、いまの一億円くらい払つてゐるというところも、何十人もアメリカから連れてきてゐると思ひます。おそろく日本の人たちが使つて監査が行なわれていると思ひますが、具体的に何名何名の公認会計士が向こうから来て、あと助手その他を何人向こうから連れてきてゐるのか。そして日本の助手その他をどういうふうにかつて使つてゐるのか。また延べ日数についてはどうなつてゐるのか、お答えいただきたいと思います。

○塚本説明員 具体的な例につきましては、いづれ資料を整へまして御報告

申し上げますが、いま御指摘のよう

に、補助者といひまして大部分は日本

の公認会計士が従事しているという

のが実態のようであります。ただ責任

者は向こうからパートナーが数人ま

りまして、そのもとで補助者は日本の

公認会計士が当たるという実態であり

ます。

○堀委員 延べ日数は大体どのくらい

ですか。

○塚本説明員 数カ月にわたつてや

つてゐるという話を聞いておりますが、

正確に調べまして御報告申し上げます。

○堀委員 向こうは数カ月にわたつ

て、日本の公認会計士を相当多数使

つて、一億円で日本の会社の監査をや

つてゐる。日本のほうは、何人やるか別

として、一番多いところで四十日くら

○堀委員 そりすると二回目からは一体幾ら払っているのですか。

○吉岡政府委員 正確な数字を持っておりませんが、ただいまの話では半分以上の金額が足りていないと思います。

○堀委員 半分としても五千万円です。五千万円と四千万円です。会社

の規模も同じです。私が聞いているのは、何のために一億の金をかけ、五千万の金をかけて監査をしておるのかというのを伺っているのです。それだけの金をとって監査をする以上は、理由があるでしょう。それは一体何のためですか。

○吉岡政府委員 世銀が金を貸すにつ

きまして、自分たちで納得のできる程度の監査をするという趣旨だと思いま

す。

○堀委員 私は何も世銀の問題に限らず、アメリカの公認会計士の制度は、監査をすることについては、それは世銀から頼まれようとかから頼まれようと、ある一つのルールに基づいてやっていると承知の通りです。世銀だけやるときは高くとも、一般の監査については安くするといふようなことではなくて、これは公認会計士の制度があつて、公認会計士が監査報告を出した以上、それについての責任の所在を明らかにするために、これだけの費用をもつてこれだけの仕事をしなければ自分たちの責任を明らかにすることはできません、このことが裏づけになつておるんじゃないですか。そのことは、いふなれば投資家に対する公認会計士の責任の所在を明らかにするためで、その仕事についての報酬は当然必要なものだけはいります、それを払わないのなら監査はできません、これ

は会社に対しての問題ではなくて、投資家のためにこういう制度がある以上、少なくともそこに対する責任の明確化を具体的にあらわした問題だと理解をするのが正当ではないかと思ひますけれども、その点はどうか。

○吉岡政府委員 お話の点はそれとお

りだと思ひます。アメリカにおきましては、公認会計士という制度が長い間

かかつて非常に発達したと申します。その権威のあるものになりました。そういう意味で日本の公認会計士もまだ

充分に成長を遂げておると思いますが、だんだん権威のあるものになっていき

たいと思ひます。まあいまの公認会計士の報酬等の問題につきま

して、一般的に申しまして、私どもも外債の問題等でもつかるのであります。アメリカの弁護士費用が日本

で考へるよりとつとも高くかかるわけでありまして。そういう意味で、アメリカで発達し、権威があると認められております公認会計士の報酬が今日よりもかなり高いものであるのではないかと考へております。

○堀委員 かなりとかいふことではな

く、比較にならないのです。いまの場合四十万円と五千万円ですから

ね。だから私がここで申し上げたいことは、現在の公認会計士制度は、何か試験制度はイギリスの制度を持ってきた、全体の制度のあり方としてはアメリカの考へ方に基づいてやつておる。

そこらに少し矛盾があるのではないかと

という感じが第一にいたします。といふことは、これから少し試験の問題を

含めてお伺いをいたしますが、私が昨年ここで取り上げました日本不動産の問題について、公認会計士の監査の状

態はどうなつておりますかということでお尋ねいたしましたら、さつそくに監査報告等を調べて返事をするという

こととございました。一年たつて、この間伺いましたら、会計士を変えて調

査をしております。まだ結論が出ておりませんという事です。この間

ういふ答弁でございました。日本不動産がどれだけの会社か、私もそんなに

つまびらかにいたしませんけれども、何人の会計士がどういふことをして

おるのか知りませんが、その監査報告が一年たつてもはつきり出ないような制度というのは、制度の側に欠陥がある

のか、公認会計士そのものに欠陥があるのか、あるいはその公認会計士がそれだけ働けるような報酬が支払われておらないために行なわれないのか、一

体どこにその問題があるのかという

ことをお伺いをしたい。このことは、この間も高森産業のような事件が

起きて、監査報告のついていない会社が御承知のようになつて倒産を

いたしました。いま株価は十何円かになつております。こういうような

状態で、公認会計士の監査報告が証取法できめられておつて、試験が厳密だ

から何か会計士の権威は高いかのようになつておりますが、実態は監査して

あつた会社のその監査態が一休正當なものであつたか、われわれとしては疑問なような監査が実は行なわれて

いる事実がある。そうすると、いまの日本不動産の問題についてはどこに問題があるんですか。一年間もその後あれ

が出ていないのですか。

○塚本説明員 日本不動産の場合は、

いうならば、書類が非常に不備でありまして、収益がいつの時期に発生した

かという収益の帰属の問題が明確にな

らないわけでありまして。したがいまし

て目下その点につきまして鋭意調査を

続行しております。

それから高森産業の場合は、決算期

が七月だったと思ひますが、高森産業

の運営自体が悪くなりまして八月

以降降つたと思ひます。その点はなお

調査を要すると思ひますが、しかも

増資の時期が十二月でございまして、その増資の届け書の監査報告書が、

半年決算の場合におきましては、その

前の事業年度の監査報告書をつけるこ

とになつておるわけでありまして。した

がいまして、前の事業年度終了後に経

営が悪化した場合には監査報告書が反

映されないといふところに問題があ

る。その点につきましては一つのあら

があるわけでありまして。これをどうい

うふうに改正するかという点について

目下検討いたしております。日本不動

産の場合は、非常におくられて申しわけ

ないと思ひますが、そういう事情であ

りますので、もう少ししばらく御猶予を願

いたいと思ひます。

○堀委員 書類の不備といふことは、

監査をした後における不備ですか。監

査したんでしょ。ところが監査がさ

れておつて、その後のことは別です

よ、最終の監査報告が出て、それに基

づいて上場されたわけですから。私が

議論しているのは、最終監査報告の時

点で、この以後のことはむづかしいで

しょうが、その時点で書類が不備であ

つたといふことは、監査自体がきわ

めてずさんなものであつたといふこと

にならなければならぬでしよ。どう

ですか。

○塚本説明員 いわゆる表面上の決算

と実際の決算との間に食い違いが相当

あつたことは明らかであります。その

間の収益の帰属は資料がなく明確に

ならないといふ点が現在問題として

残つておるわけでありまして。

○堀委員 そりすると、監査報告とい

うのは表面上の問題と裏面の問題と二

つ問題があるといふことをいま伺いま

したが、どちらを基準にして監査をし

たんですか。

○塚本説明員 いわゆる当該会社の財

務諸表が当該会社の経営内容を真正に

表示しているかどうかといふことを監

査するわけでございます。したがいま

して表面とか裏面といふことではなく、

全体が監査の対象になるわけございま

す。

○堀委員 いまのあなたの答弁では、

表面上の書類と裏面の書類とが結びつ

かないといふ場合ですね。表面と裏面

と二本立てといふことは、率直に言え

ば、二重帳簿といふことですね。二重

帳簿があるといふことは、高森産業の

場合もそうであつた。その後の経過を

見ると、よくわかります。

国税庁にお伺いいたしますが、あな

た方のほうでいろいろ税の調査をして

おつて、いまの二重帳簿の問題が一番

大きな問題点だと思ひますが、一体

どの程度二重帳簿といふものを把握し

ておりますか。

一般論で恐縮ですが、調査に行きま

すと、向こうは税のあれと同時に、一

応一億以上の会社ならば、そういう監

査報告はちゃんと出しておるわけだ

が、その範囲で私は大体終わらないの

ではないか。それからいまのお話のよ

うに、裏へ入つてみると、事実が違つ

ている。違っているから、今度表に出たのを直させる、否認をする、こういう経緯に実際徴税上の問題としてなるのではない。そうすると、いまの表面上の帳簿で処理がされるまで、要するに出された青色申告なら青色申告による税に対する諸表は、本来ならばそれと会社の決算報告書は一応一致しておらなければなりません。一致したものが出されるのがあたりまえです。皆さんが調査をする法人の、小さいところは複雑ですから別として、一億でも十億でもいいが、それだけでよろしいというのは何%くらいですか。

○喜田村説明員 大体調査課主管の五千万円以上の法人で調査いたしましたし、全然非違がないというのが二〇%程度で、あとは、小さな非違まであるのをまぜますと、八〇%くらいは更正決定をしているということになっております。

○堀委員 小さいのをまぜると八〇%——今度は逆にいきまして、かなりこれは問題があるという非違ですね。ごく小さいものはいくつかありますが、一応決算報告を見て、それだけではどうもこの決算報告ではちよつと問題があるというところ、決算報告は多少部分的には修正をされなければならぬような、さっきのたなおろし資産の問題その他を含めてですけれども、そういうような状態に立ち至るものは何%くらいありますか。

○喜田村説明員 ただいま八〇%と申しましたのは、たなおろし資産の評価の問題であるとか、あるいは経費の期間の配分の問題であるとか、そういうところでの非違、あるいは税法の特典利用の計算の誤りだとか、そういう

たいまつしたような、若干調査を要するような非違のあるものということで、八〇%ということでありま

○堀委員 私が何っているのは、要するに、善意といいますが、税法を思い違ひをしておりましたとかなんとかというの、八〇%から落としてもらつていいと思うのです。率直に言いたいことは、やや意図を持って、要するに、表帳簿と裏帳簿とあると思うのです。その表帳簿と裏帳簿が非常にうまくできておれば、これは国税庁といえども、調査はなかなか困難でしょうけれども、かなりな規模になってきたら、ちゃんと調査をすれば、なかなかそううまくいくものではないと私は思うのです。だから、その食い違ひが出てくる。しかし意図を持って、粉飾決算といいますが、表向きの決算が出されておるのです。かなりの差のあるものといふのは、八〇%という話

○喜田村説明員 たとえば重加算税の適用のある法人がどのくらいあるかというところになりますと、調査課主管で重加算税の適用のあるものは六・五%でございます。

○堀委員 重加算税の適用になるというのはいくらかの悪質の部分でありますから、その悪質のものは、その間は八〇と六ですから、えらい差があるのですが、常識的に私が判断をして、二〇%やそこらはかなり問題のあるものが私はあるのだからと思うのです、これは私の推測ですけれどもね。そうすると、しかし、その問題が公認

会計士の問題の処理の中でされておるかどうか。監査報告がついたものについてあなた方が調査をして、しかし結果としては、この監査報告だけでは十分だったという問題は出ておるのじゃないかと思うのです。監査報告というものは、決算に対する監査報告がついた以上、この監査が間違いないものと公認会計士は一応認めておるわけでしょう。しかし、税法で調べてみたら、それはどうも不十分であつたという問題が出ておるの、かなりあるのじゃないかということをお私に言いたいのです。それは率直に言って、二〇%やそこら程度のものはあるのじゃないかと私は思うのですが、そういう感觸で、これはいま突然私は何っているのだから、正確に答えていくいかもしれません。どの程度の感觸ですか。

○喜田村説明員 われわれのほうで調査にまいります場合には、公認会計士の監査報告ももちろん参考にはいたしますが、こちらのほうの調査権限がかなり強い。調査先まで全部調査できる。それから、先ほどのお話のように、日数もかなりかけて調べる。それからまた、公認会計士の監査の場合と違つて、こちらは、厳格に期間区分を、課税所得計算をするためにやりますから、あるいはそこでズレが出てくることもございます。必ずしも公認会計士の監査報告と一致するといふふうにはあまり——そういうふうな場合も相当あるだろうと思ひます。ただ、何%くらいそれと離れているかということ、いまここでではわかりません。

○堀委員 要するに、税務署が調査をいたしておりますのは、税金を取るためでありますけれども、その税金を取

るための税法によるところのいろいろな会計区分といふものと、監査報告で要求しておる会計区分といふものは、著しく違つていいということにはならないのじゃないでしょうか、大体会社の経理でありますからね。それは多少の食い違いがあるかもしれませんが、おおむね妥当なところで一致するといふのが原則じゃないでしょうか。どうでしょうか、国税庁。主務局でもいいです。

○喜田村説明員 大体両方とも真実の所得期間の所得を反映すべきであるという点で、原則として一致すべきであらうとは思ひます。

○堀委員 そこで、片方は、国として税金を取るといふことで責任を持たされておりますから、権限もあるかもしれませんが、公認会計士は、税務署が行ない得る程度の権限は会計検査についてないのですか。向こうが言つただけの帳簿、それだけ見て、はい、よろしゅうございますというのでなくて、疑いがあるれば、さっきのアメリカがたなおろしをやるように、どこまででも調べられる権限は公認会計士は与えられていないのですか。

○塚本説明員 いわゆる税務職員のような検査権といふものはございませんが、監査契約に基づいて監査するわけでございます。たとえば決算書類におきまして売り上げが不当であるという場合におきましては、それについて当然監査上は、いろいろな資料に基づいて、それが正当なものであるかどうかを検討しなければならぬということになっております。

○堀委員 そうすると、ひとつ売り上げという話が出ましたから、売り上げについて言うならば、公認会計士が監査によつて出し得るものも、税務当局が調査によつて出し得るものも、同一のものがいい、こういうことになりませんか。答えてください。

○塚本説明員 売り上げにつきましてはそのとおりでございます。

○堀委員 売り上げについて同様ならば、これは収入でありますから、おおむね支出についても同様に理解をしていいのじゃないですかね。まあこまかいことは別として、売り上げが同一で支出が違つてきたら、これはさっきのように、真実といふのはゆれま

○塚本説明員 ただ、税務会計と企業会計におきましては若干の相違がございます。たとえば税務会計上は価格変動準備金といふものは損金になっておりますが、本来の企業の会計におきましては——それは扱い上は、損金に落とした場合におきましても、公認会計士は原票をつけないことにはなっておりませんが、本来の企業会計におきましては、それは好ましくないというところになっております。たとえば減価償却の場合におきましてもそういう点がござい

方については同じものであるというところならば、税務署が見たときに、さっきの次長の答弁のように、重加算税六分については、これはもう明らかに間違っていると思うのです。監査報告による決算書とこの内容は間違っていた。要するに、税務署の側が、真実であるかどうかは別として、真実に近いものを立証したから重加算税を取った。真実でないもので重加算税を取れませんか。要するに、われわれが知りたいこと、大衆や投資家が知りたいことは、その会社の経理が一体真実にどうであるかということを知りたい。公認会計士の制度があるのです。よろしいですか。それが税務署によつて真実が明らかにされている、公認会計士のほうに監査によつては真実が明らかにされないというならば——いまの答弁を聞いても、かなり差があるわけですからね。そうすると、一体、公認会計士の制度というものは会社経理の真実を投資家の責任において明らかにするために設けられている制度であるけれども、現実にはそうならない、こういうことに私はならざるを得ないと思ひますが、どうですか。理財局長、どうです。

○塚本説明員 私、現在、その監査報告書で全然原簿がなくとも重加算税を取られておられるという具体的な事例を聞いておりませんので、いままここで、そうであるかどうかということにつきましてもお答えはできないわけでありまして。ただ言えますことは、先般われわれのほうで監査日数等につきましてもいろいろ調査をいたしました。そのときに、現在の大企業に対する国税当局の調査日数と、それから公認会計士

の監査日数の間には相当の開きがある。これでは監査というものが十分ではあり得ないからこれを徐々に引き上げていこうじゃないか、こういうふうに考へております。ただ先生御承知のように、公認会計士は相当能力のある方に公認会計士になっております。そんなに、たとえば二割も重加算税を取られたものが公認会計士では何も原簿をつけていないというようなことは、ちよつと私、ここでは考へられないのでございしますが、一応調べましてまた御返事をしたいと思ひます。

○堀委員 そのことは少しこまかいことですからいいですが、私が言いたいことは、あなたはいま、税務署の延べ日数と監査日数は著しく違ふ。そこで、著しく違ふとは何かと言へば、これは報酬の問題なんです。いいですか。片や日本の企業がアメリカに向かつては五千万円の監査報告を出しておるわけですね。そうしていまあなたは、能力のある公認会計士と言われたけれども、アメリカの公認会計士が来て、日本の能力のある公認会計士を何人も使つて延べ何カ月もわたり片一方はやるのでしょ。日本の投資家のためには四十日しかやらないというやうなことで、これは率直に言つて公正な取り扱ひだと私は言えないと思ひます。なるほどそれはアメリカの報酬の単価と日本の報酬の単価のそれは違ひかもしれません。違ひかもしれませんが、あなたたちが非常にむずかしい試験の制度を置いておいて、ただ試験だけから見ればそんなに選ばれた人たちですよ。しかし、いまの四十万円ぐらいの報酬というところを見ますと、これではたして、選ばれた者

が要するに十分な仕事ができるかと言つたら、いまの制度のあり方は、十分な仕事をできないやうにしているんじゃないですか。どうなんでしょう。私は、せつかく公認会計士というものにむずかしい試験をして、要するに能力のある者しか認められないならば、その人たちがほんとうに良心に従つて投資家に対して責任を明らかにすることのできる監査をやらせるやうに政府が考へなければいかぬのじゃないですか。大蔵大臣、この点はどうですか。

○田中國務大臣 現行制度のままで議論をせられておりますが、いまの公認会計士の制度がまだ日本に採用されてから日が浅い、なじんでおられない。また法律上の問題も、外国でやられておるほど明確な権限を与えられておらない。御承知のように、商法には監査役が監査をするやうにいまなつておりますが、アメリカでは監査役は、制度はありますけれども、公認会計士がなる、こういうことになっておりますから、会社の内容に対しては、理事者に対して対抗的な立場と権力を持つておりますから、第三者に対しては相当強い信頼性を打ち出せるわけでありまして、日本の法制のたてまえからいいますと、公認会計士という資格法と、それから公認会計士を必要とするというやうな証取法だけにしかない。ですから、これがアメリカのやうに公認会計士の監査というものがあらゆる株式会社の公表する決算に対しては絶対的要件であるというこの法制が整備されてくれば、アメリカのやうにもなるし、またいまのやうに、四十万円というやうなものでやれるものではありま

せん、理事者に対して全く対立した立場になるといふことになるのであつて、だんだん日を迫るに従つてまた公認会計士の制度と人員が整備されるといふことによつて、法制上も公認会計士の地位はぐんぐんと重要度を増してくる、こういうふうな考へられるわけですから。でありますから、いまだなじみが少ない状態において、すべてのものに對して公認会計士の検査を受けなければならぬといった場合、人間が足らないといふことにもなりますし、制度の発展の過程における現象であります、といふふうに理解しております。しかしいまの状態では、いすれにしても証券取引法には公認会計士の監査報告がなければならぬといふのでありますから、その分だけでもつと実効をあげて、實際上の証取法の規定がそのまま信用せられるやうにするにはどうしなければならぬかといふことを検討してみなければならぬといふに考へます。

○堀委員 実は私が前段にこの問題を論じておりますのは、ここには特別試験の問題というやうなものが提案をされておりますけれども、当面しておる公認会計士の問題というのは、こんなことは率直に言つてさまつな問題です。一番大事なこととは何かという、一体何のために証取法で、上場会社については公認会計士によつて監査報告をつけなければならぬかといふことをきめておるかといふところに立ち返つて考へてもらなければならぬと思ひます。いま大臣は証取法にしか規定がないからといふことを言われまして、たけれども、証取法に規定があることは重大なことなんです。いいです

か、いま一般の投資家といふものが上場してない会社の株を持つといふことは、率直に言つて例外ですよ。その人たちがそういう上場されてない会社株を持つことについては、これは証取法も何ら保護を規定していないわけですから、法律にそのことを明記したといふことは、少なくとも現在日本の投資家がその会社の株を持つにあつては心配がないといふことを、法律の定めによつてここに確認しておるわけですからね。これはもうそれだけで私はまず第一段として十分だと思ひます。投資家に対して保護をするといふことが証取法の第一条にある、これが大きな眼目なんです。その眼目を満たすために行なわれているいまの制度がいまのやうなかつこりであつたので、せつかくの制度といふものが生きていないと私は判断をしておるわけですから。だから制度を制度として動かす、これが行政の目的でしょう。だから制度をつくつたといふ中で、制度が目的に合うやうに運用されるやうにするためにも必要あるならば、政府は法律の改正をする責任があるはずだ。あなたはいまこれからはつづつといふやうなことを言つておられますけれども、そうではなくて、今日すでに公認会計士法ができて何年になりますか。五年や十年じゃないでしょう。

○塚本説明員 昭和二十三年七月に公認会計士制度はできております。いま御指摘がありましたやうに、アメリカは制度ができてからすでに七十年程度たつております。そこで日本の場合に一番おくられておりますことは、公認会計士の事務所の形態が、全部が個人形態でございします。アメリカの場合

はパートナリーの仕組みをとっておりま
す。したがって非常に大きなパー
トナリーがございまして、その事務所が
大ぜいの人員をかかえて監査に従事を
いたしております。したがって、
企業に對しても相當の獨立性を持
つておる。まあパートナリーになりま
すから相當の力を持つてまいりまして、
企業と對等に監査契約その他につき
ましても交渉ができるというようにな
るわけですね。日本の場合は個人
経営が大部分でございまして、どうし
ても企業に對する力が弱いというよう
な問題点も現在あるわけですね。したが
りまして、今後いわゆる公認會計士の
事務所の形態をパートナリーの方向に
持つていくのか、さらにもっと日本的
ないろいろな形態というものが考えら
れないのか、こういう点につきまして
も目下検討をいたしておるところでござ
います。

○堀委員 検討をいたしておるという
ことですが、それじゃどの方向に向
かつて検討をするのですか。

○塚本説明員 いわゆる個人経営形態
というものでなくて、言うならば数
十人、数百人の公認會計士が一つの事
務所を持つて、そこで一つの意思によ
つて監査に當たると、こういうような形
を目ざして検討をいたしております。

○堀委員 大臣にお伺いいたします
が、公認會計士が企業に從属したの
では公認會計士の制度は意味ないので
すよ。こんなむずかしい試験なんかや
らなくていいのです。計理士でいいの
です。公認會計士の制度を置いたとい
うことは、少なくともある一つの權威を
確立して、企業と對等に処理ができる
ということを目ざしておるわけではな
いから。そうするといまのようにパー
トナリーシップでも何でもいいです。私
は何も一人一人個人であつたら企業に
從属すると思わないのです。率直に
言つたら、そこには何か欠けているも
のが率直に言つたらあると私は思うの
です。しかしパートナリーシップになつ
たほうがよりいいでしょう。そのこと
について今後そういう方向で検討を進
めてもらいたいと思ひますけれども、
まず、そういうことについて、めどを
持つてやっておりますか。一体いつま
でにそういう制度にして——大体私はこ
の間からいろいろな問題についてある
べき姿はどうかということ政府側に
大いに前向きにやつてもらいたいと思
つておるのですが、それは理財局
長、あなたが責任者だから、どのくら
いのめどでどういう形で処理をする
という具体的な処理がされておるのか。
何となくやりたいというふうにして
おるのか。そこをひとつ具体的に答
えていただきたい。

○古岡政府委員 いまのアメリカ方式の
パートナリーシップの問題、日本の個人
的ないまの現状の問題等につきまして
は、やはりアメリカはその七十年の歴
史の中に次第にそういう形がつくられ
てまいつたわけでありまして、いきなり
日本にそれをやれと申しましてはな
かなかいろいろな事情があるようでござ
います。したがって、いろいろな検
討はいたしておりますが、いつま
でにいつまでという方向へ向くといふや
うなところまで検討はまだ進んでおりま
せん。また、いまのお話のように、公認
會計士の監査が会社に從属をいたしま
するならば、せつなく投資者保護のた
めに公開制度と申しますか、ディスク

ロージャー制度をとりました意味のな
いことはお説のとおりでございませ
う。したがって、公認會計士の獨立性
と申しますか、企業と對等であるとい
う交渉をするといふことは非常に大事
なことだとわれわれも考えておりま
す。したがって、いろいろ公認
會計士協会自体をもつと強化をいたし
まして、公認會計士協会と財界ともつ
と對等の、たとえばいまの報酬の問題等
につきましても交渉するとか、いろい
ろな方法があろうと思ひますが、そ
ういふいろいろな方法もあわせて検討
いたしておるわけでありませう。

○堀委員 まことに不足な状態でご
ざいます。
そこで、私はひとつここではつき
りしておきたいのは、私はここまで
本日議論をいたしました以上は、少
なくとも現在の監査報告というもの
と税当局における各種の調査とはどう
いう関係になつておるかということ
を、今後の決算期において少し明らか
にしてみたい。上場会社なら上場
会社について一応皆さんのほうで監査
報告は出された。当然国税庁は監査報
告を見ておるわけですから、その監
査報告とあなた方が調査したものと
間に差のあつたものについて、報告を
ひとつ当委員会に出していただきたい。
報告は真実の問題なんだから、要する
にさつき言つた準備金がどつちへ入つ
た、損金が多つたというふうなこと
は、これはあとで見ればわかること
は、これはあとで見ればわかること
は、監査報告が出した実体とあなた
が調査した実体と、真実は一つしか

ないのだから、その差が一体どの程度
あるかということが明らかになつた
きに、日本の監査報告というものの權
威のあり方というものは、国税庁のほ
うを信頼するならばそれのほうに真
実が近い形であるに違ひない。それが
真実であるかどうかは別としても、近
い形があるに違ひないから、それから
差があるだけは監査報告が不十分で
あつたといふことになると思ひます。
そういう形で監査報告というものを一
べん点検をしてみれば、その結果不十分
ならばもっと十分にやらせるような強
力な指導を政府は公認會計士にとるべ
きだ。それができないならば、そうい
う公認會計士は私はおやめいただく
ければしかたがない。そうやってきち
んとしたものにやつていけば、
公認會計士も自分たちの職責を守るた
めにはこれだけの報酬をください、こ
れだけの日数の調査をやらせないで
それだけの日数の調査をやらせないで
出しませんといふことになれば、上場
会社は商取法によつて監査をやらな
ければならぬといふことをきめられてお
るから、これは企業側の側として、ひ
とつ十分監査してください、費用も出
しますよ、こういうことに私は問題
が展開してくるのではないかと思ひ
ます。いまのままで、ゆるま湯につ
かつたやうなままで、ゆるま湯につ
かつて、一方できびしい三次試験を
やつてみたところで、私は公認會計士
といふものは非常に気の毒だと思ひ
ます。いふん苦勞してやつてみたところ
で、さつきのお話のやうな報酬の程度で
あつたら、実際これらの方が一生懸命
やつたのに對して値しておるかどう
かは問題があると思ひます。報酬自体の單

価にも問題があるし、この人たちの能
力を使わせないという制度にも問題が
あるわけですから、この人たちが良心
に従つて仕事ができるような道を私は
やはり政府の責任において開いてやる
べきだ、こう考えますが、いまの私の
提案について、大臣、いかがでしょう。

○田中大臣 公認會計士の監査と
国税庁の監査を比べると、これは大蔵省の内部ではでき
るわけですが、税の問題は公表できな
いといふことでございまして、これ
を数字をもつてこの会社がどうい
う情でございまして、この公表はでき
ないわけですね。しかし公認會計
士の制度を拡充しなければならぬとい
うのはあなたの御説のとおりでござ
います。四十万円程度で一体めんど
うな試験をやる、こう言ひますが、現在
は四十万円程度でございまして、将来は
アメリカのように公認會計士といふ
もののウエイトが非常に大きくなら
なければならぬのだ、こういうことを
前提にいたしておられますから、試験
もやらなければならぬといふことにな
るわけでありませう。しかも報酬は、四十
万円といふよりも、これからはもっと大
きなものにならなければならぬわけ
であります。例を言うと、東京電力と
か八幡とか、三百万や五百万でもつ
て一体監査ができるわけがないのであ
りますから、そういうところになぜそ
のままにしておるのか、こういひま
す。やはり公認會計士の制度そのもの
が日なお浅く、なじみも少ないし、同
時に法律で要求するほど完備な体制
が整つておらないといふことであり
ます。おらなかつたら一体いつやるの
か、年次計画をつくるのか、こうい

ことでございますが、まあ年次計画でもつくって、どの状態になったらやれるのかというのを当然つくるべきだと思ひます。

それから千九百名くらい公認会計士がおる、こう考へて、上場会社が千七百社もある、こういうことになりますと、いまの日本の資本金だけでも三兆八千億、時価にして七兆四千億もある上場株であります。この内容を簡取法が命ずるままに、ほんとうに国民大衆に一切の責任を持ち得るほど公認会計士制度が発達しており内容が充実しておるかというところに問題があるわけでありまう。でありますから、私は将来の理想的な像としては、あなたが先ほど御指摘になったように、やはりアメリカのように第三者に対しては、投資家に対しては公認会計士の報告というものは絶対である。そのかわり公認会計士も相当な報酬を得なければならぬし、同時に、責任も法律上の責任を当然負うようになるわけでありまう。でありますから、そういうところまでこなければならぬのですが、いますぐそういうところまでいけないので、できるだけ体制整備をやつてまいりまう、こういうことでございませう。

御発言がございましたから、日本の企業がこれからどれくらいふえるのか、公認会計士が法律の規定に基づいて絶対的に責任を負える体制には一体いつごろなるのかという問題は、大蔵省として早急に検討いたします。

○堀委員 大体そういう方向でつくりますが、前段は、私は何もある一つの特定の会社の内容についてそれを公表しなさいと言つておるわけではありませう。しかし、少なくともその千七

百の上場会社について国税庁が税の調査をするときは、必ず決算報告が出たあとなんです。決算報告も出てないのに税金を取るわけにはいかないのですから。その決算報告には上場会社は監査報告がついておるわけですから、その監査報告に、ここについて問題があるというふうなことがついておるものもありまう。問題があるというふうなことがついておる。それといまの国税庁の調査によつて出た真実との間がおおむね一致しておるものについては私は言うわけではありませんが、率直に言つて、それがそういう形で確認されたことがないと思ひます。だから一べんその点を——いまは国税庁のほうはともかく自分たちの税金を取るだけのことをやつておるだけであつて、それが監査報告とどうなつておるかというところについては、別に意を用いて税の調査はしてないと思ひますから、これは、やることは同じことだから、ひとつ公認会計士のやつた監査報告といふものと、あなたがやつた真実を追及した会社の経理といふものが、どういふ関係になつておつたかというところを、あわせて調査をしてもらいたいといふことなんです。そうして調査をした結果、監査報告の欠点といふものはどういふところにあるのだといふことが大蔵省自体として把握をされておるならば、そういう監査報告はこれからこうしなければいかぬじゃないかといふことで、それを受けて理財局は公認会計士を指導しなければならぬと思ひます。それだけの有機的な機能を働かして公認会計士の制度といふものの存在をひとつ価値あるごとくにしていただきたい、こういう要望なんです。

あつて、私は何もこまかいことをこまかに報告しなさいといふことではありませうから、ひとつ次の決算期がくるものから国税庁もその方針で見てもらいたいし、理財局もあわせてその問題について国税庁と協力をして、監査報告のあり方といふものを、いまの徴税の調査の中から出た真実との関係において、これで十分なのかどうかという点について調査を進めて、そうしてそれによるところの報告をこへ出してもらいたい、こういうことでございませう。

○田中事務大臣 報告書というよりなものにして出せるかどうかわかりませんが、大蔵省の内部としては、理財局と国税庁が協定を結んで、絶対にこれを漏らさないといふことで調査をすれば、比較はできると思ひます。大体出る結論はもうあなたも御存じだと思ひます。私も大体は想定できるものであります。でありますから、これから公認会計士といふものをどう拡充していくかといふ具体的な問題もあわせて検討していききたいといふふうに考えます。これはもう公認会計士がすべて責任を持つてアメリカのようにやるといふことになれば、数が少ないといふことでもつて、どうにもならないわけでありまう。いままでのように、四十万円程度でやろうといふことでありますから、人数がふえちゃうといふような場合もありまうが、これを徹底的に、七兆四千億の上場株式の会社を全部責任あるようにやるといふことになつたら、これはもういまの時限ではどうにもならない。そうするとやはり補助員といふものが必要になつてくる。しかし、補助員といふものは、資格

のない者を補助員に使うわけには参りませう。これは会社の機密に関するものでありますから……。これに対して一体どういふ制度上の資格を与えるかという問題も出てくるのでありますから、先ほども申されたとおり、もう十五年も十六年もたつておるわけですから、そういう問題に対して真に証取法が要求するよう実をあげるためにどうあるべきかという問題に対しては、真剣に検討いたします。

○堀委員 そこでわれわれとしては、報告をしてもらいたいといふことが一点ですが、やれば、どういふ点があつたかといふことと同時に、それを担当した公認会計士もあなたの方のほうでわかるわけですよ。そうしたら、その人にあるあなたのほうへ来ていただいて、あなたの方のやつた問題について、こういう点は不十分でありました、次の決算のときにはこういうことのないようにしてもらいたいといふことをいいたいと思ひます。その程度の監督権といふものは大蔵省にあるでせう。どうですか。

○田中事務大臣 ただいまの御発言に對して、仮装それから隠蔽等がある会社がございませう。そういうものに対しては重加算税が課されるわけでございますから、こういうケースのものにつきましては、監査報告と比較は簡単にできるわけでございますので、そういうものはやつてみたいと思ひます。

○堀委員 要するに、私に言わせれば、公認会計士の一種の考課表といひますか、実際にたくさんの方が、試験を通つたらあとは何もないのですよ。著しく不当なことが行なわれれば別です。この前の高野時計におけるがごと

きことが起れば、これは別です。こういう非常につきりしてきた問題は別ですが、しかし、大なり小なり問題があるのではないかと私は思ひます。何もそのことによつて私は公認会計士を責めようとは思つておりません。問題は二つあります。一つは、それは、そういう問題が起つた場合、本人に能力がない場合もありまう。実際に公認会計士試験を通つたからといって、すべての公認会計士が非常に高い能力があるとは判断できないと思ひます。これはしかたがない場合もありまう。これはしかたがない問題です。しかし、多少情を知つておつても、いまのような事情のために、ある程度知らなかつたようなところでやつていふ場合もあるかもしれません。もう一つは、費用や日数が足りないために、調査をしたくてもできなかったという問題は一応分析をしてみようと思ひます。そうして明らかに一生懸命やつておるけれども、費用が足りなくて調査が不十分であつたといふならば、調査をできるような方向に、これはやはりあなたの方のほうも指導しなければいかぬ。そこまで来なければ、いま大臣が言われるように、アメリカのような状態にしたいといふても、ほうつておいたらならぬです。いまは力関係が完全に違ふのだから……。だから、その力関係を、多少でも公認会計士のうしろを押して、少なくともあるべき監査報告をやらせるようにするためには、政府は政府なりの行政指導といふものを行なわなければならない。ほうつておいては、いまから何十年たつてもありませんよ。だから、それにはひとつ政府のそ

ういふはつきりしたかまを明らかにして、少なくとも、いまの国税庁の協力のもとに、監査報告の実態を調べて、そうしてその点が、いまの公認会計士に能力がないというならこれはしかたがないですよ、あるいは公認会計士が情を知つておつて理外なことをしておるというならこれもしかたがない。けれども、まじめにやつておるけれども、不十分な点があるというならば、それはそれとして、いまの情を知つてやつておるというならば、それなりにおのおのの段階に応じて何らかの措置はあつて当然しかるべきだと思います。そういう点について、私は少なくとも、せつかくこの制度が日本に導入されて、そして制度として今後——ことに証券の問題については、私は今度目をあらためて証券問題を一日やらしていただきますけれども、この問題の背景になつておるものは、やはり大衆が現在の投資というものに対して不安感を持つておるということが非常に大きな問題ですから、そういう不安感を除去する点からいっても、この問題は、単に公認会計士だけの問題ではないのです。日本の資本市場をどうするかという非常に大きな問題につながるつておるといふきわめて構造的な基本問題につながるわけですから、本日は初めてこの公認会計士制度の基本的な問題について論議いたしましたけれども、その点は十分ひとつ真剣に責任を持つて対処していただきたいのです。いかがですか。

○田中大臣 公認会計士制度は必要である、これを拡充していかなければならないという基本的な考えに立っております。公認会計士がしきし現実

に即応して、膨大化しつつある企業の内容を監査をして、第三者に対して責任を負えるような体制にするために、公認会計士の報酬はどうするか、公認会計士そのものをどうするか、また補助員制度をとるとしたならばそれを一体どうするか、これは法制上の問題もございまして、行政指導もありまして、いづれにしましても、監査役というような内々の者でもつて、第三者が信用しないという制度にかわつて、公認会計士制度を採用したわけでありまして、これが充実のために格段の努力をいたしたい、こう思います。

○堀委員 その次に、少し試験の制度の問題についてお伺いをいたします。現在公認会計士の試験は一次試験、二次試験、三次試験、こういうふうなかつつうになつております。そこで最近の例でもいいですから、一次試験、二次試験、三次試験の、どこかの年度を限つて、受験者及び合格者、要するに第一次試験から受けて——これは満ち足りておる人が次々に受けることですから、一次試験が何人か、そのうちの何人がどうでこうでということをはわからぬかもしれないが、ある一年度を限つて、その年の一次試験の合格者、二次試験の合格者、三次試験の合格者というところについてお答え願いたい。

○堀本説明員 では申し上げます。三十八年度でございまして、第一次試験の受験者数が四百五十一名、合格者が七十六名、合格率一六・九%、第二次試験、同じく三十八年度、受験者が二百七十七名、合格者百三十一名、合格率五・八%、第三次試験、三十八年度の第一回が、受験者数五百九十九名、合格者五十二名、八・七%、第二回受験者数六百五十一名、合格者数四十三名、合格率六・六%、以上でございまして。

○堀委員 ちょっと伺いをいたします。一次試験を受けられる資格者というのはどういうことになつておりますか。

○堀本説明員 第一次試験は、公認会計士法第六條「第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般の学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし」ておりまして、国語、数学及び論文について、これを行ないますが、受験資格は別にございせん。

○堀委員 ですから、一次試験というものは全然条件がついていないから、学歴のいかんを問はず、どういふ人でも一次試験は受けられる、こういうことになりませんか。

○堀本説明員 そのとおりでございます。

○堀委員 公認会計士制度が実施をされて昭和三十八年度まで一次試験の合格者は何名ありますか。

○堀本説明員 昭和三十八年度まで合計九百七十九名でございまして。

○堀委員 その次に、二次試験を受ける資格のある者。

○堀本説明員 第二次試験は一次試験の合格者及び公認会計士法によつて一次試験を免除された者、こういう者が受験できることになつております。

○堀委員 免除された者というのについてちょっと言つてください。

○堀本説明員 新制大学を卒業した学力以上を持つておる者、新制大学を卒業した者でございまして。

○堀委員 そうすると現在は新制大学の——これは大学だけでいいですか。学部、学科は関係ないのですか。新制大学を卒業した者は全部二次試験を受ける資格がある、それ以外は全部一次試験を受けなければ二次試験を受ける資格がない、こういうことに理解をしておりますか。

○堀本説明員 そのとおりでございます。

○堀委員 二次試験を受験した者は、この制度発足以来最近まで何名ですか。

○堀本説明員 三十八年度までに三万一千三百七十七名でございまして。

○堀委員 その受験者の中で合格をした者が何名ですか。

○堀本説明員 二千四百四十名でございまして。

○堀委員 比率を。

○堀本説明員 七・八%。一次試験は合格者が全体で一四・四%でございまして。

○堀委員 要するに、いまの問題で明らかになりましたように、新制大学を卒業した者は、すべて公認会計士の二次試験が受けられるというように門戸が開放されておるが、三万一千三百七十七人試験を受けて二千四百四十人、その率はわずか七・八%しか二次試験に通つていない。

○堀本説明員 二次試験を受けた人は何らかの資格がありますか。

○堀本説明員 二次試験を合格いたしました三年間のインターンをやりまして、三次試験を受ける資格を取得できます。

○堀委員 そこで二千四百四十人はすべてインターンをやつたでしうか。どうなつていますか。

○堀本説明員 合格者のうちインターンをやつていない者が大体一割程度でございまして。

○堀委員 一割程度がやつていないというところから、二千人ぐらいは実はインターンをやつておるのですか。そこで今度は三次試験であります。三次試験について、これまでの受験者総数と合格者総数、それから比率、お答えを願ひたい。

○堀本説明員 受験者数は一万四千二百十二名、合格者千八百八十九名、合格率が一・四%。

なお、このうちで二次試験合格者以外の検定合格者がございまして、二次試験合格者は受験者総数三千八百五十八名、合格者九百三十九名、合格率二四・三%ということになります。

○堀委員 ちょっとどうもよくわかりませんが、さつき私が伺いましたら、二次試験を通つた者が二千四百四十名、こういうふうにお答えになつていま三次試験を受けた中で二次試験を受けた者が三千八百五十八名になつたということはどういうことでしょうか。

○堀本説明員 三十六年度から三次試験が年に二回行なわれております。三十六年、三十七年、三十八年と一年に二回行なわれておりますので、延べ人員にしますとそういうことになりました。

○堀委員 そうするとこの一万四千二百十二人の中で三千八百五十八名というのが二次試験を通つた人。そうすると二次試験を通らないで受けた者があ

わけですね。これは一体どうなっているか。

○塚本説明員 検定試験というのが昭和二十九年から六回行なわれております。その検定合格者が六千六百六名、それから検定免除者というのがございまして、検定免除者で試験を受けたのが四百五十八名でございます。

合格者を申し上げますと検定合格者二百四十八名、合格者四・一％、検定免除者四百五十八名中合格者二名、合格率〇・四％。

○堀委員 そこで、いまの検定試験を受けた人というのはどういふ人たちですか。それからいまの検定免除者もあわせてその資格条件等を……

○塚本説明員 検定試験を受けたのは計理士、税理士及び税務代理士、それから大学等の商学に関する科目の教授、助教授または講師、それから行政機関において会計検査、銀行検査、法人税または会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職にあつたもの、それから銀行、信託会社、金融機関その他特別の法律によつてつくられた法人であつて、資金の貸し付け、運用、会計に関する事務を担当する地位であつて課長またはこれに準ずる以上のもの、こういうものが大体試験を受けた者でございます。

○堀委員 いまの六千六百六名というのは非常にバラエティーに富んだ人たちが中に入っているわけですね。いろいろな項目がございまして、それをちよつと項目別に答えていただいて、項目別の受験者と合格者と比率をちよつと伺いたいわけですね。これはこの試験の性格に非常に関係がある。

○塚本説明員 検定試験の合格率であります。計理士の受験者が千二百七十二名ございまして、合格者は五百八十三名、合格率が四五・八％、その他が一括してございまして、その他が受験者総数二千五百四十一名、合格者九百二十四名、合格率が三四・六％、こういうことになっております。

○堀委員 その他が一括されているという点はちよつと問題があるのです。計理士の問題だからというあれをしていふのですけれども、試験の側からいふならばそういうことではないはずで、特例、いわゆる検定試験なるものがいまのそういう法律で定められたことはつまびらかにしなければなりません。これは何か資料はないですか。

○塚本説明員 いま手元にございませぬが、資料をつくりまして……

○堀委員 資料がないというが、いま手元にないだけで大蔵省にあるでしょう。すぐ取り寄せてください。私はまだあと一時間ぐらいやりますから、その間には間に合いますから、至急取り寄せて、その中身を報告してください。

○塚本説明員 今度検定試験免除者が四百五十八名、これは二名だけ通つていふというのですが、この検定試験免除者とは一体何ですか。

○堀委員 先ほど申し上げました検定試験の受験資格で、その受験資格である職に十四年以上あつた者、そういう者が検定試験免除者になっていまして、

○堀委員 四百五十八名であります。が、大体試験をやつても一人も通らぬ

ときがほとんどのようですが、何回試験をやつて、どういふようになつたか、二名通つたのか、ちよつと答えてください。

○塚本説明員 試験は六回やりまして、どういふようになつたかというのには、どういふ質問でございませうか。

○堀委員 要するに、六回やつて、一べんに二名通つたときがあるのか、六回のうちで四回はゼロであつて、あとの二回は一名ずつ通つたのか、確率として二つしかないのですか……

○塚本説明員 私いまいちつと間違えておりました。検定試験は六回でございまして、三次試験は昭和二十九年から検定試験免除者が受験をいたしておりました。したがつて、行ないました試験は十三回でございまして、そのうち合格者が出ましたのは四回目一人、五回目一人ということになっております。

○堀委員 大体いまの問題で一つ明らかにいたしました点を申し上げますと、何か特定の職にあつた者が十四年間は、というものは、あなたの方の考えでは何かしんしゃくをしてもいいのではありませんか、という考え方につながるのです。が、十四年やつた人でこれだけ十三回の試験で二人しか通らなかつたという

ことは、そういう職にあつた者で十四年以上いたことが、この試験については無価値であるということであらわされていますね。四百五十八分の二ですから、〇・四％です。どうですか。価値があると判断しますか。これはまず理財局長にお伺いいたします。

○吉岡政府委員 お話のように、〇・四％の合格率でありますから、非常に合格率の少ない、むずかしい試験だといふことになるわけでございますが、

要するに、こういう職に十四年あつた方々たちにとっては、この筆記試験はかなり通りにくいものであつたということだと思ひます。

○堀委員 そうするとこれはどつちに問題があるのですか。十四年在職しておる者を試験免除者にすること、問題があるのか。試験がむずかしい過ぎるということに問題があるのか。あな方はどつちだと判断してい

いますか。

○塚本説明員 いわゆる検定試験を受けるに、三次試験を受け得る資格を与えたわけでございますが、結果的には、それらの者が三次試験に合格する能力が不足しておつた、したがつて、その者が勉強をしなかつたとか、またはその能力がなかつたとか、その辺はちよつと判断が困難であります。が、とにかくいづれにしても勉強しなかつたのではないかと、いふふうに考えております。

○堀委員 試験のほうにむずかしいといふことが前提になるならば、そういうものを免除したことは誤りで、す。どつちかです。二者択一です。どつちかで答えてもらいたい。大臣に、これは判断ですからお答え願ひたい。試験のほうにむずかしい過ぎるというのなら、この免除の制度は残しておいていいと思うのです。しかし試験があたりにええなんだ、むずかしいのだから、この免除の制度は即刻やめてもらいたい。どつちかに置しておきたい。このような事実を放つておくわけにまいりません。

○田中中国務大臣 塚本君は、いま自分がつくつた試験ですから、あまりむずかしいくない、勉強を要しないといふのでしようが、私はこの種の国家試験の制度をずつと見ておきますと、試験問題は非常に専門的で、むずかしいものである。これは一級建築士の試験でも非常にむずかしい。少し専門化し過ぎている。ですから大学でその講義を担当している人でも、実際に試験を受けるとみな受からぬ、事実こういう例がたくさんあります。こういういふ例がたくさんあります。私に試験問題が少し専門的といふか、むずかしいのではありませんか、このようにも考えられますが、私もまだよくわかつていないのです。が、いま私が判断すればそういう判断です。

○堀委員 いまの答弁は試験のほうにむずかしいといふことですから、試験のほうにむずかしいといふのなら、それなりにまたあとで論議いたします。それでは四百五十八名の免除者の内容を言つてください。たまたまいまいみじくも大臣は大学の教授をしておつた人でもと言われたが、教授、助教授が十四年やつておつたやうな人の中にあるのか、この四百五十八名の内訳をちよつと言つてください。

○塚本説明員 これは現在うちのほうで資料をとつておりませんので、免除者の内訳は——たとえばそれが計理士の職に十四年以上おつたのか、大学の先生を十四年やつておつたのか、いろいろございまして、その内訳は現在資料がないわけでございます。

○堀委員 統計にとつた資料はないでしようけれども、受験をした者は、申請をして書類を出しているはずだから、いまから調べようと思へば調べられるでしよう。

かしくない、勉強を要しないといふのでしようが、私はこの種の国家試験の制度をずつと見ておきますと、試験問題は非常に専門的で、むずかしいものである。これは一級建築士の試験でも非常にむずかしい。少し専門化し過ぎている。ですから大学でその講義を担当している人でも、実際に試験を受けるとみな受からぬ、事実こういう例がたくさんあります。こういふ例がたくさんあります。私に試験問題が少し専門的といふか、むずかしいのではありませんか、このようにも考えられますが、私もまだよくわかつていないのです。が、いま私が判断すればそういう判断です。

○塚本説明員

いまから統計を集計すれば出るかと思いますが、そういう統計をとっておりませんので、現在手元に資料がないわけでございます。時間をかしていただける、ある年度について集計することは可能でございます。

○堀委員 時間ですが、来週の日曜日に公認会計士を参考人として呼ぶことになっておりますから、火曜日までには四百五十八名の少しまい点について、大学教授は経済学部の教授なのか、商学部の教授なのか、要するに計理士なのか、銀行の支店長等を十四年やった者なのか、この四百五十八名の内容について資料として御提出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塚本説明員 ある年度につきまして統計をつくりまして、来週の日曜日に提出いたします。

○堀委員 ある年度ということは、これは四百五十八名が平均して十三回ずつ受けておれば、四十人くらいにしかならない、十三分の一というのでは統計的な観察もやや不十分でありますから、少なくとも三年なら三年くらいのところを限って、特に合格者は一体どうなっているのかを含めて調査をして、資料としてひとつ出していただきたいと思ひます。

○山中委員長 そのようにはからいます。

○堀委員 その次に、私のいまの質問の経過でやや明らかになってまいりました点は、まず第一点に、やはり三次試験というものは一体どういふ目的でやられているかという点についてやや不審な点がございます。そのことは、率直に言つて試験のための試験になつ

ているのではないかという感じがするのです。私が前段で公認会計士制度の諸問題の論議をいたしたものは、ここに一つ非常に重要な関係があるので、実は単に会計とかそれだけのことが通ればよいという技術的な問題だけに、実はこの試験の中で、率直に言つて、実はこの試験の中でその人間をある程度見きわめてもらわないと、要するに会計の専門家必ずしも公認会計士として適当かどうかという問題の余地が残されていると思ひます。そうなるとその人間の判断ということになりますならば、ごく少数の試験官だけで、要するに一名か二名の試験官だけで試験をして、その結果によつて判断をするということになりますと、やや技術的なものに流れやすい。そこで現在行なわれております三次試験の実態をちよつと御報告をいただきたいと思ひます。名前は要りませんけれども、どういふ形で、どういふ資格を持った人たちが、どういふ方法で、どういふ試験をして、どういふ採点をして、どういふ経過によつてこれが合格になるか。

○塚本説明員 現在三次試験の科目は、財務に関する監査、分析その他の実務、これは税に関する実務を含みますが、科目としては七科目、七問問題を出しております。会計に関する監査二問、それから分析二問、それからその他の実務が三問、そのうち税に關する問題が一問、そこで試験委員は一問一人を当てておりますから、七名が試験委員に任命されております。そのうち五名は公認会計士、二名が会社の方で試験問題をつくりまして、問題を

出し、採点をした上で、公認会計士審査会で可否の決定をいたしております。

○堀委員 いまの五名は公認会計士ですか。

○塚本説明員 そのとおりでございます。

○堀委員 一番最初の第三次試験を受けるときは、それじゃどうだったのですか。一番最初の三次試験というものは、公認会計士がないときですか。

○塚本説明員 これは試験委員は公認会計士審査会が推薦をいたしまして、大蔵大臣が任命することになっております。したがって、公認会計士がいなかったときにおきましては、それ相應の適當な方を選んで選出したものと思つております。調べてまた御連絡申し上げます。

○堀委員 ちよつとお伺いをいたしますが、いまあなたは実態を言つたと思ふのです。公認会計士が五名、重役が二名というのは実態で、法律的な用語としてはそれじゃこれはどうなつておりますか。

○塚本説明員 公認会計士試験委員ということになっております。

○堀委員 公認会計士試験委員は、公認会計士審査会が任命するのでしょうか。それについては、どういふ者を任命するかというルールがあるのでしょうか。そのルールのところを言つてください。

○塚本説明員 公認会計士法第三十八条の第二項に規定がございまして、試験委員は、試験を行なうについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験ごとに公認会計士審査会が推薦をする、それに基づいて大蔵大臣が任命するということになっております。

○堀委員 そうすると、これはたまたまいふことなのか。何かルールがないというのか。公認会計士審査会が必要と認めると、公認会計士審査会が必要と認めるとあるわけでしょう。内規なり何かを持つていないのじゃないのですか。何にもないのですか。何となくきめるのですか。

○塚本説明員 内規というのは別にございせんが、御承知のように第三次試験は会計実務の試験でございます。したがって、学者というのはその実務の試験の試験委員としては不向きでございます。実際に会計の実務をやつておられますのは公認会計士でございます。勢ひ公認会計士から多くを選ぶということになっておるわけでございます。

○堀委員 この試験の時点でもいから、一回、その試験委員の名前と、過去の経歴等について——五名と二名のいまのこの分で答えてください。

○塚本説明員 現在の試験委員を申し上げます。

公認会計士鈴木貞一、公認会計士津田六郎、公認会計士近山仁郎、日本興業銀行常務取締役堀浦英夫、公認会計士太田哲三、公認会計士井口太郎、帝人株式会社管理本部調査役佐佐木、以上七名でございます。

○堀委員 そこでお伺いをいたしますけれども、この五名の公認会計士の方は、さっきの分類の中で、普通に二次試験を受けてこられた方が何名、それから検定試験、試験免除者というよ

うな分類に分けますと、どの範疇で受験をされた方ですか。

○塚本説明員 昭和二十四年から十九年の間に特別公認会計士試験というのが行なわれております。この特別公認会計士試験に合格された方でございます。

○堀委員 五名ともそうですか。

○塚本説明員 そのとおりでございます。

○堀委員 そすると、いま正規の二次試験、三次試験を受けた者は一人も試験委員の中にいないわけですね、全部が、その特別試験を受けた人ばかりが五名いるというの。この特別試験というものは、さっきの六百六十六名の中、これ以外にまだ別にあるのですか。

○塚本説明員 先ほど申し上げました試験以外の試験でございます。

○堀委員 ちよつと新しい事実でございますが、そのこれ以外の試験です、ね、どうもこの中には計理士等も含まれていたと思ひましたから、私はこれは検定試験の中に処理されておったのかと思つたけれども、その特別試験の実態についてちよつと御説明願ひたい。

○塚本説明員 特別公認会計士試験は、昭和二十四年から二十九年の間に十一回行なわれております。受験者総数は一万五千七百七十一名、合格者は千四十二名、合格率六・九％、この受験資格は計理士、税理士及び税務代理士、それから大学等の商学に関する教授、助教または講師その他財務または会計に関する地位にあって課長またはこれに準ずる者以上に相当する者が

受験資格を与えられておたつたわけでございます。

○堀委員 その千四十二人の中で、たゞいまの計理士、税理士、税務代理士、大学教授その他の分類はどうなっておりますか。

○堀本説明員 先ほど同様に、計理士の数字はございますが、その他が一括してございまして、いずれも調べた連絡をいたしますが、そういう分類で申し上げますと、計理士は八千四百六十一名受験をいたしまして、合格者が五百八十九名でございます。合格率七・〇％、その他が六千七百十名、合格者四百五十三名、六・八％というふうになっております。

○堀委員 そうすると、ここで私、ちょっといまの話をつめてわかったことは、計理士や税理士については、この二十四年から二十九年の間は特例試験が十一回あった。しかしそれは単にその人ただけではなくて、さっきの検定試験の受験者と同じ資格の者が特例試験も受けておる、こういうことになっておたつたわけですね。そうすると、この当該年度においては、同じ年に三次試験も受けられたし、この人たちは特例試験も受けられた、こういうことになっておるわけですね。

○堀本説明員 そういうことにはならないのでございまして、二十九年以後におきまして検定免除者というものができたわけでありまして。

○堀委員 検定免除者は二十九年以後、それから検定試験を六千六百六人が受けたのは、それじゃいつですか。

○堀本説明員 この特別公認会計士試験が終わったあと、二十九年以後に検定試験が行なわれたわけですね。

○堀委員 そうすると現在でもこのいまの検定試験を行なつて、この人たちは三次試験が受けられる条件が開かれておるわけですね。昭和二十九年以後も税理士、税務代理士その他の全部の範疇に属して特例試験の受験者であつた人は、検定試験を受けて、そうして三次試験が受けられるという仕組みが、依然として制度として残つておるわけですね。

○堀本説明員 検定試験の制度は昭和三十三年を最後に廃止になっております。

○堀委員 いまの四百五十八名の免除試験は、それじゃいつから始まつていつに終わったのですか。

○堀本説明員 三次試験の受験資格を与えられたわけですが、それは昭和二十九年以後現在も続いております。

○堀委員 そうすると、検定試験はなくなつたけれども、さっきの検定試験の受験資格者で、その職に十四年以上あつた者は、依然として試験免除者としてずっと残つてきておる、こういうことですね。

○堀本説明員 昭和三十三年七月三十一日現在において、十四年以上の経年数を持つておる者、そういう者に限定されております。

○堀委員 それはなぜそういう限定をしたのですか。

○堀本説明員 それは昭和三十三年に検定試験が終了しましたので、その時点において経年数に基づいて検定免除という制度を設けた、こういうふうに理解をいたしております。

○堀委員 じゃ検定試験というのはなぜ設けられたのですか。

○堀本説明員 まあ実務を相当長くやつておられますので、そういう者に対して三次試験を受ける一つの道を開いてやるという意味でつくられたものと思ひます。

○堀委員 それじゃ三十二年になぜ廃止したのですか。

○堀本説明員 本来公認会計士試験というものは、一次、二次、三次というものが正しい姿である。したがつて三十二年に廃止したものと考へます。

○堀委員 この試験の制度を見ておられますと、思想が非常に一貫していません。特例試験をやりませんでしたね。

○堀本説明員 何かしらこれは別の試験だからというのでやめたんですね。そして今度の検定試験にした。率直に言へば、検定試験というものをつくるのなら、要するにこの人たちにいつかは、検定試験という試験をしたら、三次試験を受けられるということ、二次試験に該当するわけですね。だからその二次試験に該当するものが検定試験であつたと理解をするならば検定試験がずっと行なわれて、三次試験に道が開かれていたつてちつともかまわなかつたんじゃないか、積極的にそれをやめなければならぬほどの理由はないか。たんにじゃないか、三次試験を受けるといふことについては同一の資格なんですから、条件なんだから。要するにいまのこの試験の経過をさつきからずっと何と何とて明らかになりました。たことは、三次試験の受験者というものは、非常に制限をされております。二次試験ですでに五・八％くらいにふるい落とされてきて非常に制限をされておる。しかしあなた方が今度の法案を提案しているような考へ方に

立つならば、何もここでこの検定試験をやめて、三次試験を受ける道をふさぐ必要はなかつたんじゃないか、私はこういうふうに考へるのですが、大臣どうですか。この試験のあり方が、私は、どうも何というか試験のための試験というふうな感じがしてはいたが、ないのです。いわゆる本来の公認会計士として必要にして十分なるものを調べるのだというのなら、私は、機会をできるだけ広く設けてしかるべきではないか、そんなに門を狭くする必要はないと思ふのですがね。その点について大臣いかがですか。

○田中国務大臣 一本が一番すんなりしておつていいわけではございますが、必要やむを得ざる事態があれば、特別な救済制度をつくるということである。いろいろなものがあつたわけでありまして、しかし、それを一次、二次、三次という一本にしなくとも、検定試験制度をそのまま残しておいてもいいじゃないか。そのまゝ御主張でございます。これは高等学校に進む場合、中学卒業の資格のない者に専修の制度があつたように、残しておけばいいじゃないか、こういう御議論でございます。

また、もう一つの御議論は、やめておつてまた今度特例試験のようなものをやるじゃないか、こういうことになつておつての御発言でございますが、先ほどから申し上げましたように、本則は一本のほうが一番すんなりしておる。しかし、いままではやむを得ずやつてきたのですが、できるだけ一本にしたいという考へ方でございますが、今度税理士との問題がありまして、また必要やむを得ざる事態が出てまいりましたので、その間だけまた特例試験

をやつて、できるだけ早い間に本則に戻さうという、こういう考へ方でありまして。

○堀委員 この試験の経緯を見て明らかになりました、昭和二十九年まで特例試験をやつて、一応かなりの方が通つたわけですね。そうして通つて、そこで検定試験の制度を新たに設けて、そうして第三次試験を受けさせるようになったということは、やはりそれではしかたがなかつたという過去における例があるのですね。要するに、特例試験をやつてみたけれども、必ずしもその人たちが希望したようになかなか通らない。そこで、そういう要求があつたから検定試験の制度ができた。検定試験の制度ができて幾らか、あまりよくは通つておりませんけれども、まあまあ幾らか通つた。それでこゝろでどうもあまり受ける人がないからというふうなことでやめたのなら、それはそれでいいと思ひますが、また突然今度は特例試験、政策の中に一貫性がありませぬね、全然。どうですか。あなたもそう思われるでしょう。政策の中に一貫性がなかつた。どうですか。

○田中国務大臣 一貫性がないわけではないのです。一貫しておるのです。これはもう一次、二次、三次、試験一本でいきなりということではございますが、今度計理士制度を廃止して、公認会計士に道を開くという特殊な事情がこゝで生じたわけではございません。でありますから、この問題が片づけば、また今度は一次、二次、三次という一本の制度になるわけではございますので、先ほどその意味で申し上げたのです。必要やむを得ざる事態に対処して

特例試験を設けざるを得なかった、こういうことでございます。

○堀委員　これはどういふものは便利なものですか、それはどういふもので言おうと思ふ言えるのですが、冷静に、客観的に見てみますと、確かにこの問題については、きわめて紆余曲折があるのです。しかし、私がここまで議論を發展させてきて明らかになっております点は、この試験はややむずかし過ぎるような感じがいたします。特に、三次試験について私がちょっとわからぬのは、こういう話を実は公認会計士の方から聞いておるのです。

この間、私、公認会計士の方にお会いしたときに、実は公認会計士の三次試験というものは少しむずかし過ぎます、もう少しやさしくして通りやすくしたらどうかと思う、こういうお話を実は聞いたわけなんです。しかし、私はその話を聞いてちよつと意外に思つておることは、その試験委員の中に公認会計士が五名おられたのでは、一体どういふことなのか、ちよつとその点、率直に言つてわからない。今度ここに公認会計士の方がお見えになったらこの点はつまびらかにしたいと思ひますが、それなら、この方たちが七名中五名おるのですから、皆さん合議の上で、せめてこの程度でいいのではないかというようになつたつていいのではないか。何も基準はないんですよ。試験ですから試験問題の出し方できまるだけですよ。要するに採点のほうはあるいはこの答に対して何点と出るかもしれませぬ。しかし、むずかしい問題を出すか、少し簡単な問題を出すかということ、この七名の試験委員にまかされておるわけだから、試験をどの程度にするかというところは、公認会計士の五名の方がその氣になつておやりになるならば、かなりできるのじゃないかと思ひけれども、大蔵省は何かこれについてワクか何かきめていますか。

○堀委員　ワクはきめてございます。公認会計士審査会が試験をやるわけでございます。公認会計士審査会の中に試験の主任委員というのがございます。それが各試験官のつくりました問題に目を通して、バランスのとれたところで試験問題を調整をいたしております。別に基準とかワクとかいふものはないわけでございます。

○堀委員　現在における公認会計士審査会のいまのメンバーとその役者その他についてお教え願ひたい。

○堀委員　会長が荒井誠一郎、元会計検査院長であります。それから委員を申し上げますと、慶応大学の教授の中西寅雄、都民銀行の頭取である工藤昭四郎、それから東京大学の教授石井照久、それから三菱倉庫株式会社相談役大杉達雄、十條製紙株式会社社長金子佐一郎、株式会社芝浦製作所専務西野嘉一郎、経団連事務局長堀越頼三、それに大蔵省理財局長が加わつております。

○堀委員　いま伺つた公認会計士審査会の方は、私が拝見をしたところでは、いすれもそういう方面にたんのうな人だと思ひますけれども、この人たちは何れも公認会計士のきわめて高度の技術的知識の問題に非常に通じておられるかといへば、必ずしもそんなに――石井さんのような大学の先生はその御研究になつておる分野についてはそうかもわかりませぬけれども、各種非常に間口の広い問題でありますから、必

ずしもそういう特殊な専門家だとは私は理解をいたしません。一般的な学識経験者という判断に立つていいのではないか。ですから、この人たちが採点をなさるにしても、いまの試験委員が採点したものをここで判断するのでしよ。にしても、この判断はかなり常識的な判断をされることになる。といふことになると、この問題はやはり試験委員の手に試験の難易というものはかかつておる、こういうことになると思ふ。そこで私が伺ひたいのは、これまでこの経緯をずっと見ておりました、あと資料をいただいてもう少し検討してみなければなりませんけれども、この三次試験がなぜこんなに通りにくいのかという点は、一体どこに問題があるかというところは、考へておりますか。これは受けるほうの不勉強でしよるうがないのだ――またさっきの問題に戻ると、受けるほうの不勉強でしよるうがもう少しむずかしいし、試験方法にも問題があるのじゃないか、こう私は考へますが、その点についてどうですか。

○堀委員　現在三次試験は筆記試験一本で行なつております。先ほど申し上げましたように三次試験は会計実務を試験をするわけでございます。公認会計士となるに必要な会計に関する専門的な応用能力を持つておるかどうか、こういうことを判定する試験でございます。したがって、筆記一本というところに問題があつたのではなからうか。したがって、今回の法律の中には、口述試験を追加するといふことによつて能力の判定を合理化しようと思ひますが、こういう新しい規定が

入つたのでございます。これによつて能力の判定は相当合理化されるのではないかと今度併用になるのですが、そのウェイトは一体どの程度になりますか。

○堀委員　おのこの科目について筆記で検査をし、さらに口頭で検査をするといふことになりまうから、いふならば半々といふことになりまうかと思ひます。

○堀委員　そこで、私はもう一つ、大臣、この試験につけ加えてもらいたいものがあるのです。いまは技術的なことばかり試験してゐるのですが、技術のたんのう者必ずしもこういう実際の問題に対して、私が前段で申し上げたように、投資家保護に徹するやういふ責任の明確なものを持つておられるかどうか。要するに、その人間としての問題点といふものを、私はもう少しここで比重をかけてみなければならぬのではないだろうか。そうすると、その点については、こういう方以外の一般的な学識経験者が、そういう実務以外のやういふ総合的な判断のできるやうな部分も、試験科目の中に新たに設けられていいのではないか。実務に関する技術的な問題についてだけは筆記試験と口頭試験がありまう。それは明らかに実務に関するものだけでありまして、実務のたんのう者必ずしも私は公認会計士として責任が全うできるかどうかについては、率直に言つて、今後と皆さんの調査の経緯によつて明らかになると私は思ひます。だから、私はここで少し強調しておきたいこと

は、こういう試験と同時に、一般的に公認会計士として必要な素質といふますか、そういうものを含めての社会的な教養といふますか、そういうものを一本こへ口頭試験のやうなかつて入れて必要があるのではないか、私はこういうふうな感じがいたしますが、三次試験といふのは、これは最終の最も重要な試験でありますから、その点について大臣いかがでしよ。

○田中事務大臣　先ほど申し上げましたやうに、そういうことを加味して口頭試験を行なうようにしたわけでありまう。私は、いままでのこの種の試験といふものは専門化し過ぎておつて、どうも非常に狭い視野のものであるといふふうにも理解いたしておりましたから、だんだんと公認会計士の持つ重要性、また高度の判断力、こういうことから言ひますと、これは例からいっておかしいかも知れませんが、私などは公認会計士になれると思つておりますが、試験をしてみると通るか通らぬかといふことで、いままでのこの種の試験はみなさうです。ですから、口頭試験を入れたといふことは、非常に前進的なものであります。それより一歩進めれば、あなたがいま御指摘したやうに、もつと何か公認会計士に必要なものがあれば、また能力判定に具體的に非常によろしいといふものがあれば、それを追加するといふやうに、だんだんと合理化されていくべきものだと考へます。

○堀委員　いまの大臣の答弁は私ももつともだと思ひます。なぜかといふと、試験といふものは一体何のためにあるかといふ問題から考へていかなければならないと思ひます。要する

は、この試験と同時に、一般的に公認会計士として必要な素質といふますか、そういうものを含めての社会的な教養といふますか、そういうものを一本こへ口頭試験のやうなかつて入れて必要があるのではないか、私はこういうふうな感じがいたしますが、三次試験といふのは、これは最終の最も重要な試験でありますから、その点について大臣いかがでしよ。

○田中事務大臣　先ほど申し上げましたやうに、そういうことを加味して口頭試験を行なうようにしたわけでありまう。私は、いままでのこの種の試験といふものは専門化し過ぎておつて、どうも非常に狭い視野のものであるといふふうにも理解いたしておりましたから、だんだんと公認会計士の持つ重要性、また高度の判断力、こういうことから言ひますと、これは例からいっておかしいかも知れませんが、私などは公認会計士になれると思つておりますが、試験をしてみると通るか通らぬかといふことで、いままでのこの種の試験はみなさうです。ですから、口頭試験を入れたといふことは、非常に前進的なものであります。それより一歩進めれば、あなたがいま御指摘したやうに、もつと何か公認会計士に必要なものがあれば、また能力判定に具體的に非常によろしいといふものがあれば、それを追加するといふやうに、だんだんと合理化されていくべきものだと考へます。

第一類第五号　大蔵委員会録第五十二号　昭和三十九年六月十二日

は、この試験と同時に、一般的に公認会計士として必要な素質といふますか、そういうものを含めての社会的な教養といふますか、そういうものを一本こへ口頭試験のやうなかつて入れて必要があるのではないか、私はこういうふうな感じがいたしますが、三次試験といふのは、これは最終の最も重要な試験でありますから、その点について大臣いかがでしよ。

○田中事務大臣　先ほど申し上げましたやうに、そういうことを加味して口頭試験を行なうようにしたわけでありまう。私は、いままでのこの種の試験といふものは専門化し過ぎておつて、どうも非常に狭い視野のものであるといふふうにも理解いたしておりましたから、だんだんと公認会計士の持つ重要性、また高度の判断力、こういうことから言ひますと、これは例からいっておかしいかも知れませんが、私などは公認会計士になれると思つておりますが、試験をしてみると通るか通らぬかといふことで、いままでのこの種の試験はみなさうです。ですから、口頭試験を入れたといふことは、非常に前進的なものであります。それより一歩進めれば、あなたがいま御指摘したやうに、もつと何か公認会計士に必要なものがあれば、また能力判定に具體的に非常によろしいといふものがあれば、それを追加するといふやうに、だんだんと合理化されていくべきものだと考へます。

は、この試験と同時に、一般的に公認会計士として必要な素質といふますか、そういうものを含めての社会的な教養といふますか、そういうものを一本こへ口頭試験のやうなかつて入れて必要があるのではないか、私はこういうふうな感じがいたしますが、三次試験といふのは、これは最終の最も重要な試験でありますから、その点について大臣いかがでしよ。

○田中事務大臣　先ほど申し上げましたやうに、そういうことを加味して口頭試験を行なうようにしたわけでありまう。私は、いままでのこの種の試験といふものは専門化し過ぎておつて、どうも非常に狭い視野のものであるといふふうにも理解いたしておりましたから、だんだんと公認会計士の持つ重要性、また高度の判断力、こういうことから言ひますと、これは例からいっておかしいかも知れませんが、私などは公認会計士になれると思つておりますが、試験をしてみると通るか通らぬかといふことで、いままでのこの種の試験はみなさうです。ですから、口頭試験を入れたといふことは、非常に前進的なものであります。それより一歩進めれば、あなたがいま御指摘したやうに、もつと何か公認会計士に必要なものがあれば、また能力判定に具體的に非常によろしいといふものがあれば、それを追加するといふやうに、だんだんと合理化されていくべきものだと考へます。

に、世の中の学校の秀才必ずしも社会に出て実際に合うかどうかというところ——もちろん間に合う人もたくさんあります。しかし——おそらく大蔵省のお役人は、おおむね成績のいい方向から出てきた人が多いでしょうけれども、こつち側にすわっておるほうは、必ずしも私はトップでできたような人ばかりではないと思う。これは適当でなければ取り消すけれども、要するに問題は、学業の成績というか、試験だけの結果で通ってきた者がオールマイティではないのだということが、私は実社会では立証されておると思う。そこで、その点を、私は公認会計士制度というものが重要であれば重要であるだけ、いまの大臣のお答そのような方向が、今後考えられてこなければならぬと思ひます。そこで、そういう幅の広い視野に立つてこの問題を考えるということになりますと、私は今回皆さんが提案をしておられるこの特例試験等に関する問題については、新たな角度があつていいと思ひます。それはどういふことかと申しますと——資料まだ来ませんかね。いまからいろいろな経緯を持った方の受験をされた内容を明らかにいたしますけれども、さっきのお話のように、大学教授であつても公認会計士は通らない場合もあるし、あるいは長年銀行その他で経理を専門にやつておつた人だつて通らない場合だつてあるというのが現在の実態でありますから、総合的な判断に基づいて公認会計士としての能力があるということになれば、そういう人はコースのいかんを問はず、三次試験を受けられて、そしてそこで公認会計士になつていいと思ひます。あな

た方は過去に何回もそういう制度をつくつてきたわけですね。一べん特例試験をつくつて、その次には検定試験によつて、三次試験を受けさせて、今度はまた特例試験に逆戻りなんですよ。そういうふうに紆余曲折しなくても、要するに検定試験があつて三次試験を受けられるということ、その試験のあり方というもののについては、私がいま言ったような総合判断ができる三次試験がここに新たに設けられる段階にきておるわけですから、そういうことをするならば、何もそう特例試験ということをやらなくても、その中における能力のある人は、十分に三次試験の中で公認会計士として働いていただける道が開けるのじゃないか、こういうふうに私は判断をするわけです。特例試験を設けるといふことは、公認会計士の側からするならば、何か別途な試験によつてできたものが出るんじゃないかという感じが持つのは私はやむを得ないと思ひます。同時に試験を受けるにたれた方にしても、やはり特例試験でなつたというよりも、フェアに三次試験でなつたほうが、率直に言つて肩身も広いと思ひます。だからそうなるならば、この特例試験という問題ではなくて、三次試験のあり方を、そういう人を含めて可能なような方向にやることのほうが問題なんであつて、三次試験というの、ある一つのワケをきめて試験のための試験でどうしなればいかぬというより、なすという考え方は、少なくとも本日私が論議をしてきた中ではやや新しい方向に、今後のあり方は公認会計士制度というもののとの関連において考慮を払われてしかるべきだと思ひますし、それについては、

大臣から今そういう前向きな姿勢での御答弁があつたわけです。そうするならば、この際この条文を見ますと、三次試験とこの特例試験とはほとんど差がない条文になつてゐるわけです。差のないような条文を書くのなら、何も別にしなくても同じものにして、しかしそこにもうちょっと総合判断の場所を設けるならば、計理士の皆さん、あるいはそれに類した、さっきの検定試験を受けられた各種の資格の人たちが公認会計士になれる道も開かれるし、そしてそれはフェアな道によつて堂々となつたことであつて、これについては公認会計士の皆さんといへども何ら異論をはさまれることはないのじゃないか。そこで初めてこの問題が、政府の希望するように、公認会計士も計理士もともに反対することなく、日本の会計制度というものがあつてべき会計制度の方向に一步前進する道を開くことになる、私はこういうふうに考えるわけです。その点について、私どもはこれからその修正案等についてはすみやかに検討を進める考えでおりますけれども、考え方として、そういう方向について大臣のお考えを承りたい。

○田中事務大臣 二つに分けてお答えをいたしますが、これからの公認会計士の試験の内容、やり方、こういうものに対してはより合理的にしなければならぬ、そういう方向で検討すべきであるということに対しては同感でございます。

もう一つは、特例試験というものをやらないで、現在ある一次、二次、三次試験というもののの中に包含をして、三次試験の内容をもう少し合理的にすることによつて特例試験を設ける必要はないではないか、こういうことでございしますが、公認会計士の内容を高めるためにも、公認会計士の将来の認定試験は一次、二次、三次の一本の形態でやるのだというところは貫いておるわけでありまして、今度の特例試験は、今まで特例試験をし、検定試験をし、また特例試験をしたじゃないか、というものはなく、長い歴史を持つておりました計理士というものはなくなるわけでありまして、計理士をなくするわけには、当然公認会計士の資格を持つような実力を持つ方々には特別な試験を、特例試験の制度を、ある一定期間認めまして終止符を打ち、こういうことでありますので、ひとつ事情を分けて考えていただきますと、第三次試験をもう少し計理士が通りやすいようなことにして、特例試験を設けなくてもいいじゃないかという議論は、本来の公認会計士の内容充実のためにある一次、二次、三次試験をやわらかくするということになりますので、やはり一次試験、二次試験、三次試験は、合理的なものとしてこれを貫いてまいり、今度の特例はある一定期間に限つて計理士の経過措置と申しますか、公認会計士の資格を有する人を、そのままで放置できないということで、救済的な立場で本制度をお願いしておるわけでありまして、事情ひとつ、そういう意味で分けてお考えいただいて、御賛成いただきたいと思ひます。

○堀委員 ちよつといふ大臣のお答へ、前段のほうについて、私は何も試験をやすくしなさいと言つておるわけではない。実態に即したようにしたらどうかということであつて、いまの試験の制度は、あるべき公認会計士の制度と実態的に少し離れておるのではないかと感じますし、あなたもそこでそういう答弁をしておられるわけですから、だからやすくしなさいということではなくて、要するに能力のある人は通るよにしましなさいということ、いまは能力があつても通らない人だつてあるのです。そういう問題があるから能力のある人は通るよにしたらどうかということであつて、私はやすくしなさいということは一つも言つていない。何も公認会計士のレベルを下げた大量生産しようというふうな気持ちによつて、投資家の保護ということを第一に考えて、そのためには公認会計士の責任と能力と資質に期待しておるわけですから、レベルアップを期待こそすれ、レベルダウンは期待しない。しかしそのレベルアップといふことは、単なる小さな実務——実務も非常に重要ですが、実務だけでは足りないのではないかと、いうことも、私は今後の皆さんとの協力の調査の中で明らかになつてくると思ひます。その実務だけによつて出てきた人が、いま何をやつておるか。すでに日本不動産の問題にしても、書類が不十分であるにもかかわらず監査報告が出されて、それによつて上場されて、多数の被害者が出た、これは重大問題です。そういう事実があるのだから、私はそういうことでなくて、もつと総合判断によつて能力のある人になつていただきたい、こゝ言つておるわけですから、そうするとあなたの方の今度の特例試験だつて、これは大いにやさしい試験をやろうというこゝとじゃないはずだと思ひます。やはり権威のある公認会計士をつくるための特例試験

なんでしょ。特例試験だって同じ考
えてやるというなら二つにしないで一
つにして、私の提案したような、ある
べき会計士制度としての合理的な試験
に改善されたその試験に参加させたつ
てちつともかまわないじゃないかと私
は言いたい。私はこの法律案の中に論
理的な矛盾を感じておるわけです。お
まけにしんしゃく点というものが、こ
の中には設けられるようになっており
ます。ところがしんしゃく点の問題に
ついては、すでに今日まで論議をした
ように、あなた方が昭和三十三年にと
もかく検定試験を受ける人たちの中
で、当時にあつて十四年以上在職して
おるものについては免除資格を設けた
わけです。免除資格を設けて試験をし
たら二人しか通らないというところは、
もし同じようなところで試験をする
ならば、そのことは十四年の経験
年数というものは、あまり効果のな
いものであるということを、このこと
は客観的に証明しておるわけです。
十四年の経験年数というものが効果が
あるものなら、四百五十八人が受けて
二人しか通らないなんというところはナ
ンセンスですよ。だからそうなると思
はざるをえない経験年数だけのしん
しゃく点とするのではなくて、そうい
うものを総合的に判断をする口頭試験
が設けられるならば、経験年数はたと
え十年であつても能力のある人は通ら
れるでしょうし、二十年あつたらそれ
だけの点数をあげるなどということは
私はやや合理的でないような気がして
しかたがないのです。そのことは決して
あなたが言う前段のレベルを高いも
のにしておくということではなくて、
一面的には、その客観的な事実は、レ
ベルダウンをさせるということに通じ

てくるわけです。そういう感じがいた
しますので、私が言いたいことは、要
するに一次試験、二次試験、三次試験
の制度をくずさないとは言つていな
いのです。それはそれとしてあつてよ
ろしい。しかしあなた方が今後特例試
験の対象として考えておられる人が幾
らかあるわけです。その人たちに特例
試験を受けさせるのならば、この前の
ように戻つて、一応検定試験をその人
たちが受けて、三次試験が受けられる
ような道を開いて、そうして処理をし
たところであつてもかまわないじゃな
いか、こういうことです。私は何も一
次、二次、三次試験の体制をくずしな
さいということを言つておるのではな
い。これはかつてやつた制度です。これ
は検定試験をやつて、三次試験が受け
られるようにする。ただ今度違う点は、
その三次試験というものは——この前
の検定試験を受けたときには四・一
しか通つていないわけですね。しかし
今度やるときはもうちよつと通るよう
になるでしょう。総合的な判断という
ものが加えられるならば、これまでの
ただ試験のための試験というのから
やや幅が広がるだろうということにな
つてくるのではないかと、私はこう考
えるから、何も特例試験というもので
なくて、そういう同じコースの中に包
含をするというほうが制度としても合
理的ではないだろうか。こういうこと
で前段のあるべき公認会計士の第三次
試験のあり方というものを変更する中
で、同じ制度の中での処理をしたほう
で特例試験などという別表のものを設
けるよりも合理的であるということ
私は主張したい。そのほうがおそらく
いまの問題については公認会計士の方

も計理士の方も反対が少ないのではな
いか。まあこれらについては一応われ
われの考え方を具体的に明らかにし
て、火曜日に参考人の方にお伺いをい
たしますけれども、そこでもう一つお
伺いをしておきたいのは、特例試験を
もし行なうと仮定をいたしました、過
去のこの例のパーセンテージで一体ど
のくらい通ると皆さん予想してござい
ますか。パーセンテージです。
○吉岡政府委員 特別試験をいたしま
してどの程度の合格者が出るかといふ
お尋ねでございますが、たいへんむず
かしい問題でございます。特例試験自
体は、前から御説明いたしております
ように、ただいまの第三次試験よりも
簡単な試験にする考えはございませ
ん。したがうして、特別試験をやること
によつて非常に合格者がふえるといふ
ようなことを期待はいたしておりませ
んが、といつてどの程度のものになる
か、これは過去の先ほどから申し上げ
ておりますような事等で推定をしてい
ただくほかにはちよつと方法はないと考
えております。
それからなお先ほど先生のおっしゃ
いました公認会計士というものは、実
務と申しますか、専門的な知識以上に
公認会計士としての非常に大事な人柄
と申しますか資質が必要であるといふ
お話はまことにそのとおりだと思いま
す。私も私もそういう必要を痛感してい
ましておりますが、大臣もそういうふ
うな答弁をいたしたわけでございます
す。私も私も技術的に考えまして、さて
そういうことになりましたら一体さうい
う能力の判定の試験ができるかどうか
か、これは非常にむずかしい問題だと
思います。おそらく裁判官等の試験に

つきましては資質、人柄というような
問題は非常に要求される問題であつて
同じ問題だと思ひますが、非常に能力
のある人とおっしゃるその抽象的には
たいへんごつともな点をどういふ基
準でだれがどういふふりにして判定す
れば最も客観的にみんが納得できる
かどうか、私も私も技術的に考えてたい
へんむずかしいように実は考えており
ます。したがつて私も私も今度の第三
次試験に口頭試験を加えましたのは、
いままでの筆記だけの試験をより合理
的にしたいという気持ちからでありま
して、おっしゃるようによつてより
はより幅広く合理的にはなると思ひま
すが、やはりあくまでもその実務、専
門の知識の判定を合理的にするための
口頭試験でありまして、先生のおつ
しゃるような、それをこえた一般的な
的な資質、能力、人柄等を判定するつ
もりはないわけで、おそらく技術的に
たいへんむずかしい問題じゃないかと
思います。
○堀委員 私はあなたのおいまのお
話——もちろん私もむずかしいと思ひ
ますけれども、こういうことじゃない
でしょうか。会社でも入社試験をし
すね。そのときに口頭試験をしま
す。その世界で仕事をしておられたとして
あるレベルに達した専門的な能力を
持つておられる方は、私はやはり人間
としてのある程度の価値判断というも
のは備えられておる。常識的な問題
として。そうするとさういふ人たちが
が——一人では困りますよ。しかし五
人くらい、私も私もさう考へ、皆さんも
さういふ人はなりつばな人だ——早い話
が、この公認会計士審査会の皆さん、

さういふ人はなかなかなりつばな人だと
思ひます。さういふ審査会の皆さん
が、さつき何名という話でしたか。
○塚本説明員 九名でございます。
○堀委員 この九名の審査会の方が一
人ずつ口頭試験をいろいろな角度につ
いておやりになれば、私はその人たち
のさういふ資質はある程度平均した形
において十分判断できるのじゃない
か。だから技術的にはきつめて抽象的
ではありますけれども、しかし私も
率直に言つて人と対していろいろや
りますときに——大蔵省のお役人と私ど
もさういふことを論議しますね。いろいろ
なことをやつていふ中で、この人はや
はりなるほどなといふことは、私も
やつていてわかりますよ。これが私は
口頭試験というものだと思ひます。それは
こつちの能力とこつちの能力との関係
がありまして、だからそこについて
は、私はさつきの審査会のような方は
十分さういふことが判断できるだけの
学識経験のある、人間としての資質を
お持ちになつておる方だから、さうい
う人が少しいろいろ話をしたら、それ
は大体わかりますよ。それは抽象的と
いつても、その採点が著しく片寄つ
て、片方が百点で片方が三十点といふ
ようなことにはならないと思ひます。だ
から、あなた方は技術的にむずかしいと
いうけれども、私はいまの制度を活用
して、その試験の中に、審査会の全
員が無理ならば、九名のうち五名なら
五名の方が出席をされた、さういふ口
頭試験を一項の中へ加えることによ
つて、総合的な判断というもののへ
道は開き得る。私は技術的にもさう考
えます。大臣、どうでしょうか。

○田中国務大臣 先ほどから、第三次試験の何か内容を変えることによつて、特例試験を排除できる……。

○堀委員 そのあとはいい。第三次試験だけに、特例のことは触れないでつけよう。

○田中国務大臣 三次試験の内容は、むずかしいこととありますが、その道があれば、より合理的に探求をいたすべく努力いたしますと、先ほど申し上げておるとおりでございます。

○堀委員 だからその中にはいまの私が提案したようなそういう学識経験者、公認会計士審査会の現在の委員のようの方が五人なら五人で口頭試験をされるようなことで——それは実務じゃないですよ。要するに一般的な経済問題であるとか、各種の角度から口頭試験をしていただいて総合的な判断を下すような口頭試験のあり方も、いまのあなたの合理的な考えの中に入るのでしょね、こう聞いておるのです。

○田中国務大臣 三次試験は恒久的な制度でございますから、特例試験のようない内容ではなく、別な角度からも特例試験の中には口頭試験を入れたわけでございますから、恒久的な第三次試験の中にも口頭試験を入れることがいいという結論になれば、そのように將來なるかもわかりません。

○堀委員 今度第三次試験に口頭試験は入ることになったのです。ただ、その口頭試験が、実務に関する問題についてだけ筆記試験と口頭試験をやるから、私はそれは人物試験という表現がどうかかわりませんが、総合判断を下すような口頭試験をひとつ加えたほうがいいではないかという提案をしておるわけですね。それは、だから合理的

な三次試験のあり方の中に今後含めてもいいでせよ、こう聞いておるわけですね。

○田中国務大臣 大体理解いたしております。これが実務試験というよりも一次、二次ではありませんから、三次試験、最終ですから、最終試験の要求というものは、より高度な広範な統制力というか、判断力というか、そういうものに——実務に限ってのみということとは狭い考え方だと思ひます。

○堀委員 そこで、そういう三次試験ができましたならば、私は特例試験をやらなくても、そういう試験を受けたらその人たちが十分合格される道が、今度は開かれると思つておるのです。だから、特例試験というものをやつて——いま理財局長はこれから幾ら通るかわからぬけれども、過去の歴史をお考えいただきたいというわけですね。過去の歴史でいけば、過去の特例試験というのは八千四百六十一人の計理士の方が受けて五百八十九人通つて、七割しか通つてないわけですね。皆さんは今度、依然として七割で五回しか試験をやらないというのでしょ。三年間で計理士制度はやめま

す——いまこの特例試験を希望する人は予想として何名ぐらいありますか。○塚本説明員 現在計理士として営業をいたしておりますのが約二千名でございます。それから計理士の登録を受けて会社等に勤めておる方が約千名、それ以外にたとえば学校の教員であるとか、またはその他一般官庁に勤めておる方で登録はできないが、登録延期者として計理士になり得る資格を持つておる方が約千名ばかりでございます。したがつて四千名が受験資格を与

えられるということになります。そのうち何名受けるかというののは、ちよつと予想ができません。

○吉岡政府委員 ちよつと補足説明させていただきます。先ほどのお尋ねのどの程度の合格者が出るかという点は全くわからないのでございますが、ただ前の試験と今回の試験と非常に違います。今回は計理士会がみずから計理士制度を三年後にはなくするということを決心されての試験でございます。したがつて、計理士会では、ただいま私どもの聞いておりますところでも非常な勉強を始めておられるようでございますから、その意味からいいますと、過去の一応の例のパーセントはあるわけでございますが、そういう点が非常に違つておるというところだけを申し上げておきます。

○堀委員 こつちのほうからちよつとやじが飛んだために追加の答弁が出ましたが、まあそれはいいです。私が非常に心配をしております点はこういうことなんです。なるほど非常に勉強されることは私もたいへんけっこうだと思ひます。しかし、非常に勉強をされたら、過去における七割が一体何割まで上がるかという問題ですね。非常に多目に見て倍になったと考へましょ。一五割と一応考へましょ。そんなことはなかなかないのではないかと思ひます。いまのこの試験というものはなかなかむずかしいですから、実務ばかりやつていらした方がちよつとやつたつて、たいへんです。率直に言つて、私は代議士に出て六年になつてから医者の実務から離れておりますけれども、少なくとも大学を昭和

十六年に出て昭和三十三年まで十七年間、医者として診療に従事しております。しかし、その私がいま医師の国家試験をこれから勉強して受けなさいと言われて受けて、はたして通るかといつたら、率直に言つて私も自信がありません。それはなぜかといふと、医師の国家試験というものはどういふかつこうになつておるかといふと、各科全部をやることになつておるわけですね。外科から内科から産婦人科から病理から何から全部やつておるのです。しかし、実務というものはそんな全部をやる必要はないのです。その中における要点だけを十分理解されて、窓口の広かつたのが今度は奥行きが深くなるわけですね。窓口の広いままでは医者としては通用しないのですよ。国家試験というものは、まさに一つのレベルを判断していただけておつて、それから医者として勉強してそれなりの専門家にたつていけることは、皆さん御理解いただけると思ひます。だから、計理士皆さんのごうやつて開業しておられる皆さんがごうやつて開業しておられるというところは、それなりの専門的なパートについての仕事をやつていらつたものでしょうから、非常に幅の広い問題について——まあ医師の国家試験と多少違ひますけれども、窓口は狭いでしょうから、やはりこれはなかなかたいへんな問題です。試験勉強というものはむずかしいですよ。年とつたら、第一記憶力が悪くなりますよ。いま一次試験、二次試験というものを受けてくる方は二十代の方が多くですから、まだ記憶力がいいですけども、五十代の人だつたら、きのうしたこと

もきより忘れるということになるくらいです。これは生理現象ですから、率直に言つてやむを得ないのですよ。そういうことになると、いかにこの試験を受けることが、少くとも年齢の高い層にとつてむずかしいかといふことは明らかです。ちよつと伺ひますが、いま開業しているこの二千人の計理士の年齢分布を調べたことがありますか。

○塚本説明員 平均年齢は約五十二歳であります。

○堀委員 平均年齢五十二歳ということであれば、これはまさに記憶力は下降の線に乗つておられます。試験勉強なんていつたつて、率直に言つてたいへんです。だから、そういうふうな状態を見ますと、最上がつておそろく一五割ぐらいにしかならないでせう。そこで、いま当面問題になられる方は、おそろく開業しておられる二千人の計理士の方が一番問題で、そのあと、登録しておられて会社につとめておられる方が多いはお受けになつて、三千名ぐらいが大体予想されるのではないかと。このあとの千名はまあどの程度になるかわかりませんが、一応三千名と考へたとしますならば、過去の例よりして倍の一五割通つたと仮定して、四百五十人ということにな

る。あとの方は全部計理士ではなくて税理士に強制的にやらされます。よろしいですか。ここに政府が十分考へていただかなくてはならない点がある。計理士会の皆さんは計理士という制度は今回やめてもよろしい。やめてもよろしいといふことには、現在開業しておる二千名の人たちが、せめて半分なり六割なり七割なりが公認会計士になれるということならば、多数の方

十六年に出て昭和三十三年まで十七年間、医者として診療に従事しております。しかし、その私がいま医師の国家試験をこれから勉強して受けなさいと言われて受けて、はたして通るかといつたら、率直に言つて私も自信がありません。それはなぜかといふと、医師の国家試験というものはどういふかつこうになつておるかといふと、各科全部をやることになつておるわけですね。外科から内科から産婦人科から病理から何から全部やつておるのです。しかし、実務というものはそんな全部をやる必要はないのです。その中における要点だけを十分理解されて、窓口の広かつたのが今度は奥行きが深くなるわけですね。窓口の広いままでは医者としては通用しないのですよ。国家試験というものは、まさに一つのレベルを判断していただけておつて、それから医者として勉強してそれなりの専門家にたつていけることは、皆さん御理解いただけると思ひます。だから、計理士皆さんのごうやつて開業しておられる皆さんがごうやつて開業しておられるというところは、それなりの専門的なパートについての仕事をやつていらつたものでしょうから、非常に幅の広い問題について——まあ医師の国家試験と多少違ひますけれども、窓口は狭いでしょうから、やはりこれはなかなかたいへんな問題です。試験勉強というものはむずかしいですよ。年とつたら、第一記憶力が悪くなりますよ。いま一次試験、二次試験というものを受けてくる方は二十代の方が多くですから、まだ記憶力がいいですけども、五十代の人だつたら、きのうしたこと

がいいのなら、少数の方はやむを得ないでしょう。民主主義の原則ならそうなると思うのです。ところが三千名を受けて一五％しか通らなくて、八五％が排除されて税理士の資格になつて、これから計理士の会計的なそういう仕事ができないことになるという事になれば、私は計理士の皆さんはいま賛成をしておられるけれども、試験結果が明らかになつたときには猛烈な反対運動が起こるであらうと思うのです。これは重大な問題なんです。私は、政府が計理士の方に対してはやや安易な試験が行なわれるかのごとき感がするような発言をされ、われわれに向かつては公認会計士のレベルの高い試験をしますという表現がとられておる。これがもし同じ試験——試験は一つなんですから、どっちかが動かなければどっちかが裏切られることになる。ここにいまの公認会計士と計理士の争いの問題点が私は象徴されておると思うのです。試験がやすすくなるということについては公認会計士は反対だ。試験がやすすくなるければこの問題について計理士は反対なんです。そうするならば、この問題を合理的に解決する道というのは私は一つしかないと思う。その一つとは何ぞやという、少なくとも計理士の皆さんの中で、試験は試験としてあつても、総合的な判断においてあるべき公認会計士制度に適した人だけは私は前向きに救つてあげるべきだと思つてゐる。しかし、それでない人たちは、あるべき公認会計士の制度という判断からしてこれは御遠慮願わなければならぬと思つてゐる。これはしかたがない。それをどうするかという方法論がこの特例試験の問題として出ておるの

ですが、その試験は今回で打ち切られることになるのでしよう。どうですか。

○塚本説明員 最後の点の、五回で打ち切られる点は、お話のとおりでございます。ただ、私も、公認会計士のほうに向いては今度の試験は第三次試験と同じようにむづかしい試験である、計理士のほうに向かつては非常にやさしい試験で大部分が救われるというような説明は決していたしておりません。計理士会に對しては、法文の条文が第三次試験の条文と同じように書いてあるということでもわかりません。やはり高度の専門的知識を要求いたしておるわけでございます。ただ、先ほど先生もお話ありましたように、経験年数の長い方のしんしやく点をそれに加えるということにとどまつておるわけでございます。したがって、お話のような、誤解のもとで計理士会がこれにいま賛成しておられるというふうには考えておりません。

それから、本来の第三次試験のように、先ほどお話のございました人物と申しますか能力と申しますか、そういう意味の評価を入れることによって救われたいかというお話でございますが、実は従来からの、沿革的に申しますと、いろいろな案がございまして、面接試験を加えて面接試験によつて公認会計士になる道を開く、あるいはもう少し筆記的になります、論文を出させて、その論文によつて人物なり能力を判定する、という案があつたわけでありまして、いずれも先ほど申し上げましたように、趣旨はそれとおりだと思ひますけれども、技術的にそれを客観的に判断するだけの確実性がありません。

したがつて、これを受け入れる側の公認会計士側として、そういう不確実な、客観性のない試験では受け入れられないというふうな経緯があつたことはあるわけでございます。したがって、先生のおっしゃるのはいくつかの案だとは思ひますが、おっしゃるような案では公認会計士協会のほうも満足しませんでしようし、なかなかむづかしい問題だと考えます。

○堀委員 五回しか試験がないわけですから、あなた方は別にやさしい試験をするとは言つていないかもしれないけれども、計理士会の皆さんにすれば、すでに現在二千計理士として働いておる人が計理士でなくなるのです。率直に言つて、この人たちにどうして重大な問題なんですか。この重大な問題が、結果としてこの二千名と、登録されて会社におる方を千名私は入れておるわけですから三千名はいますけれども、このうち二千名の一五％といふと三百人ですから、二千名の中で三百人は公認会計士になれますが、千七百人が外ワクになつたときに、その人たちが、ああ、けつこうでございまして、われわれは喜んで税理士になりましたよということになるかならないかというの、今後の重大な問題点なんです。そこで私が申し上げておるのは、何もそういうような方法によらなくても、いまのこの計理士の資格を持つておる人たちに對しては、ひとつ受験の資格を与えましょう。受験資格だけは、たとえ向こう五年なら五年、十年なら十年いひですよ、与えましょう、その間にひとつ三次試験はお受けなさい、必要によつては、検定試験を一回やつてもよろしい、過去における

よりな検定試験をやつてもよろしいから、検定試験を受けてもらふならば、——ちよつと何つておきますが、過去における検定試験の合格率というものはどうなつてゐるのですか。

○塚本政府委員 検定試験は、受験者が合格で三千八百十三名、合格者が千五百七十七名、合格率は三九・五％です。

○堀委員 いまの三九・五％、約四〇％、検定試験なら通つてゐるわけですね。そこでその検定試験を通つた方が、もちろん三次試験を受けて、あと何％通るといふことは別ですけれども、要するに検定試験をやるならやつて、三次試験を受けられる資格を与えておくならば、その人たちはたとえ今度の五回の試験に落ちたところで、資格があるんだから、あと十年なら十年間にほんたに勉強してやれる方は勉強して、いまの総合的な判断ができる条件になれば、能力のある方は通れるようになると思つておる。そうやつてもう少し道を開いておいて、計理士制度の全廃といふことに踏み切るならいいですけれども、五回の特例試験をやつて、おそれる結果は予想する以上には出ないのです。一五％といふのは、私は現在より倍に見えてゐるのです。しかし倍になる可能性はないと思つてゐる。過去の例を見まして、これは単なる少数の試験じゃないのです。大数観察です。それから、大数観察でも非常に狂うなら、試験がやすすくなつた。これが三〇％も通るといふことになつたら、試験が變つたといふことです。それは私たちが明らかに公認会計士を裏切つたことになる。だから私は多少幅を見て、倍といふことは大きいですが、その倍に見ても、二千名の中で三百人しか通

らないという試験を考えたときに、三年でその資格を打ち切るということ、その時点において非常な混乱が生じてくるというところは明らかだと思つてゐる。だからこの問題は、私も日本の会計制度を整理をしたいという点については、皆さんと考えは同じです。公認会計士と計理士の争いをやめてもらいたいということについては同じです。同じ基本線の上に立つておつて、私はそうやっていまの論議をしておるの、より合理的にこの人たちの間に話し合ひの到達点を求めるほうが政治に携わる者のわれわれの責任ではないかと思つてゐるのです。技術的な問題ではないのです。今後三年目にはたまたまこの問題は、附帯決議がつくことが、何がござらうか、二千名の中の三百人しか救済されなかつたときには、この問題はそのままでは済まないと思ひます。その点については次には私は計理士会の皆さんにはつきりだめを押します。しかし幾らだめを押しても、その人が答えても、現在民主的な世の中ですから、計理士会はその出られた代表の一人の判断だけで処理できるものではないと私は考えます。二千名の中の三百人だけが優遇されることによつて解決しないといふことならば、もつと解決する道が開かれるべきではないか。だから私が提案をしてゐることは、何も私はあなたに、ここでよろしいと答えてくださいと言ひのじやないのです。ただ私は問題点を明らかにしておきたいといふことです。私の言つておることは、三次試験を受けるというところについての機会を、計理士のいま資格を持つておる皆さんに少なくとも十年なら十年開放すれば、

平均年齢が五十二歳の方が十年たつたら六十二歳になる。平均年齢六十二歳の方がこれから公認会計士になりたうという人は、これはなかなかないへんことですから、平均年齢ですからちよつとわかりませうけれども、大体のところ目安はつくと思ひます。その十年間に機会を開くことは必要ではないか。それを特例試験で十年もやるといふことにはならない。そうすればこれは三次試験、あるべき公認会計士の制度に向かつての制度をしいて、その中でこの人たちができるだけ救済できるような措置を講じながら、前向きに問題を発展させていくという道を開く必要がある。これが政治を担当する者の責任として考えるべきことではないか。いまの特例試験のこのあり方を公認会計士が反対しておられる、こういうことになることは明らかです。いまの法律の制度でいくならば、公認会計士審査会の推薦した方たちになれば、おそらく今度も三次試験と同じように、公認会計士の人は五人なら五人、その他学識経験者が二人ということになるのじゃないですか。どうなるんですか。特例試験の試験委員の構成は同じじゃないですか。同じでなければおかしい。同じであるならば、私は過去の経験から見てもそんなにそれがやすくなつたりする可能性はないと思ひます。どうですか。この試験委員というものは、いまの第三次試験の構成と変わりますか。公認会計士が五名、その他の学識経験者が二名、その構成が変わるかどうかわかりませんが、特例試験の試験委員、最終的に決定しておるわけではありませんが、特にいまのところ変えるつもりはございません。

ん。なお先ほどお尋ねがありましたので、御参考までに申し上げておきますが、ただいまの計理士の年齢別分布を申し上げますと、三十一歳から四十歳までが三三・五、四十一歳から五十歳までが二九・七、五十一歳から六十歳までが二九・七、六十一歳から七十歳までが一六・七、七十一歳以上が三・六、というふうになっております。

それから計理士について、第三次試験の検定試験が何か置いて道を開いておいたかどうかというお話でございますが、ただいまのところ十四年の経歴その他によりまして、大体計理士の七割程度の者が第三次試験を受ける資格を持っておられると見ています。それから計理士は、現在計理士で主たる収入を得ておられる方よりも、税理士のほうが収入で生活をしておられる方のほうが多いようでございます。税理士を主たる職業としておられる方が計理士の中の約九割以上を占めておられるという調べがござります。

○堀委員 現在計理士の方が税理士をやっておられる、計理士はなくなつてもいいということなら問題はもつと早く解決していいと思ひます。税理士をしておられる人の九割が、やはり公認会計士として生きたい希望を持っておられるから、問題がこゝまで残つておられるわけでは、いまのものは検定試験がなくとも七割の方は三次試験の受験資格を持っておられるから、この人たちが三次試験を受けられて、そして合理的な三次試験の制度になるならば、何もいろいろな手間をおかけなくとも問題は解決するのじゃないか。だから私は重ねて言ひますけれども、特例試験をやるのは、法律の条項を説

んだら、率直に言つて、しんしゃく点というものが少しあるだけで、ほとんど第三次試験と同じなんです。そうするならば、今度は試験制度を要するに合理化しようというのを大臣もここで確約をしておられるわけですから、そういう方向に向かつていくならば、しんしゃく点とかなんとかいう問題よりも、はるかに科学的、合理的な筋の通つた判断の中で救済をされる方たちが出てきていいんじゃないかと思ひます。要するにこれまでの三次試験の合格率が大体八・七、七割くらいだといふのが、三次試験は私は二〇割くらい通つたていいと思ひます。すでに二次試験でも五・八割にふるわいておられるのですから、その二〇割といふことは、要するに五・八割ですから二・九、最初の二・九割しか三次試験に通過しない。だから千人受けて二十九人、非常に少ない数なんです。それほど少ない数なら、三次試験といふものがさういふ総合的な判断をするということによつてこちらが少しゆるくなりさえすれば、私はいまの七割の受験資格を持っておられる方も、十分の中で救済の道が講じられ、そして試験においてはその人たちはずつと受けられるわけですから、すでに七割の受験資格がある方は資格を切る必要はない。そのままで行けばいいのですから、あと十年でも十五年でも受けられます。しかし現実には年齢別分布を伺つてみますと、五十才以下という方が大体五〇％です。しかしこれから十年もたちましたならば、実際は形は変わつてくるわけですね。新しく計理士は出てこないわけですから、そういうことになれば、計理士の制度といふものは

いま三年でやめてもよろしいというところになつてくるのではないかと。だからそこらについては私もこれからはさういふ考え方で、これらの業界の意向も打診しながら前向きに検討していきたいと思ひます。要するに私も考へておられることも政府の考へておられることも与党の考へておられることも、基本線では同じなんです。要するに日本の会計制度といふものが整理をされる、きちんとされる、しかしあるべき公認会計士の方向に向かつて前向きに行かうというところについては共通しているわけでしょう。両者の争ひをやめようというところについては共通しておられる。計理士制度といふものが整理をされるという点については共通しておられる。残つておられるのは何かという方法論なんです。しかしその方法論においては、私はさきより少し長時間にわたつて議論をしたように、問題点は多数残されておられるわけですね。ですからその点はひとつ十分今後審議の経過の中でぜひ政府側も謙虚にわれわれの側に耳を傾けて、要するにこれらの業界がスムーズなかつこうでわれわれの願う方向に解決がつくような努力を今後とも続けてもらいたい、こういうふうに私は思ひます。

資料についての報告は、終わったあとでひとつ報告をしてください。大臣、それについて、最後にあなたの御見解を聞いておきたい。

○田中事務大臣 なぜ特例試験を設けたかといふことをひとつお考へいただきたいと思ひます。第三次試験の中で区別をしないで行うことがいいのか、特例試験をやる方がいいのかといふことを考へますときに、政府は特例試

験といふことでやるのが正しい、より合理的である、こう判断をしたわけでありました。それはなぜかといふと、あなたが言ひましたように、この特例試験といふものは計理士制度の廃止に伴う特別の経過措置を行なうものである、こういう立場を明らかにいたしておられるわけでありました。ですから、これが受験資格といふものは、御承知のとおり、計理士といふものに区切つておられるわけでございますが、第三次試験といふことになれば、計理士に対する特典といふものを与えられないわけでございます。ですから、これが計理士だけが受験資格だといふことがよく出てくる場合、いろいろな問題が起きます。同時に計理士といふものに十年間も受験資格を与えるといふことも、あなたの考へ方としては私もわかりませんが、しかしこういう問題に対しては、いつの日にか区切りをつけなければならぬ、いわゆる一次、二次、三次といふ試験の体制はくずさないでやる場合には、やはり三年間といふことにしたわけでありました。五年間にしてはどうかといふようなことも考へてみたのですが、こういう問題に対してはやはりある時期五回も試験を行なうという三年が適當であるといふ考へでござります。

それからもう一つ、しんしゃくを行なうことを考へておられるわけでありましたが、本制度の中で第三次試験で多数の人が受けるときには、そのしんしゃくを受ける方が同一の状態でもって試験を受けるというところは好ましい姿ではないといふことも御理解いただけるかと思ひます。いろいろな問題を考えて、これだけの歴史のある計理士制度

りましたけれども、念のためにもう一度お尋ねを申し上げたいと思います。

○吉岡政府委員　お尋ねのしんしゃく点のしんしゃくの方法について政令で定めることとしたしておるのであります。が、過去の特例試験、特別会計士試験においては、経験年数二十年以上の者についてしんしゃく点は百点満点について最高で十五点としたのであります。その範囲内で一年について何

点というふうに比例加算式のしんしやくをいたしたわけであります。今回はこれを三十年以上の者に対して、百点満点につき十五点を最高のしんしやく点として、同じような一年ごとの比例加算方式をとりたいと考えております。

○藤井委員　私は、すべて制度という

ものはやはり相対的なものであつて、長短いろいろ議論があると思う。差し引き、よりプラスな方向にお互いが知恵をめぐらして、頭を使って制度の改善をやつてくる、そこで今度も私は一歩の改善のくふうを当局側はここに提案をされておる。先ほどから、人間が人間を判定するわけでありますから、(一)試験制度は定まらぬではない、(二)

ここに口述試験を入れていく、こういうやりかたに、試験委員は突へてきていない。ことに今度の改正の中にくらわたれておるわけでありますが、私は、公認会計士制度の現状から言えば、次のような心配は要らないと思うのでありますけれども、またやはりあまり人物評価に重点を置き過ぎると主観的な判断に陥つてきて、結局客観的な基準という

ものが行なわれない。人物鑑定機という奇妙なものができれば、これはもう合理的にびしゃつとききましようし、あるいはまた高嶋易断の人相見という

ものを採用すればまた一つの尺度もできましようけれども、そういうわけにもまいりません。そこで私は、この関係はなかなかむずかしい問題ではないかと思うのでありますけれども、今度の公認会計士制度の改正が計理士と公認会計士との長年の問題を解決して、実力のある公認会計士を救済といいますが、いや、むしろ大いに時代が要求する公認会計士として、りっぱに働いてもらうためには、やはり実務関係を中心とした口述試験だけではなくして、人物審査を中心とした口述試験もあわせて行なうべきではないか。それもあまり行き過ぎますと客観性を欠きますから、試験官の主観にとらわれて公平な判断ができないおそれもありますから、程度の問題はよくお考えいただくかなければなりませんけれども、人物審査といふことをある程度加味した口述試験を考慮すべきではないか、このように考えますが、当局の御見解はいかがでありますでしょうか。

○古岡政府委員 お話のとおり、先ほどもお話が出ましたが、公認会計士としては、専門的知識以上に人格的と申しますか、能力と申しますか、人間的な資質が大事であることはお話のとおりでございます。したがって、そういう意味の試験ができますことがたいへん望ましいと思ひますが、これまた藤井先生御指摘のように、これが幅広くなりますと非常に客観的な基準というものがむずかしい。したがって、むしろ主観的な恣意的なものに流れやすい点であります。したがって、大臣も先ほど御答弁をいたしました、そういう点も加味できますかどうか、公認

会計士審査会等とも十分相談をいたしまして、前向きな方向で検討させていただきます。と存じます。

○藤井委員 私は、最後にひとつ、やはり先ほど御答弁をいただいたわけでありませうけれども、この公認会計士制度が生ずることによつて計理士制度がこれに吸収をされていく、その経過措置として十一回の特別試験が行なわれたところが、その試験を行なうて、今日すでに公認会計士制度ができから十五年たつて、またここに問題が提起され解決されなければならぬといふことは、なかなかこの計理士の問題が簡単に片づかないといふことが、過去の経過から見ても非常に私は心配をいたすわけでございます。したがってこの点についてはひとつ事務当局、も一度手配をいたしたところ、措置ができて、こういふことこの御見解を承りたい。というのには、私は先ほどちょっとと触れましたように、こちらを立てればこちらが立たぬといふかつこうで、資格試験でありますから、その資質が低下しないように試験を持っていくためには、そうたくさんの方がこれに収容はできない、そうすると相当の数の人が脱落をする、しかもこれは今度は三年限りで一応計理士といふ称号は使ふことがなくなる、こういうことに相なるわけでございます。それから、そこら辺のかね合ひですね、なかなか私は御苦労が多いと思うのであります。これについてひとつ局長の御答弁をお願いいたします。

○古岡政府委員 この法律案を踏み切りますときに一番心配をいたしましたところは、御指摘のように三年たつた後に計理士制度を廃止することができないようなことがありませんか、この法案提出の意義の大半が実は失われるわけでありませう。したがって、その点は計理士協会に対しても十分に説明をいたしましたし、われわれとして非常にだめを押すと思ひます。念を押してまいつたつもりでございます。したがって、われわれといたしましては、この法案提出が計理士制度の廃止といふことを前提としての特別な措置であるといふことを十分配慮いたしまして、三年後にまた再び同じ問題が起らないような慎重な配慮をいたしたいと思ひます。

○藤井委員 最後に私は繰り返すようでありませうが、希望を述べて質問を終わります。この公認会計士制度といふものは、いろいろの角度からこれが制度の完べきを期さなければならぬ。試験制度もその一つの手段である、一つの方法である。したがって私はウェーを試験をむすかしくする、こういつた行き方よりもむしろ公認会計士そのものの身分の保障、あるいはまた待遇の問題、こういつた点については、時代に沿うたりつぱな制度の確立に十二分のひとつ御研究をお願い、できるだけ早い機会にその結論を出していただきたい。これを重ねて要望いたします。質問を終わります。

○山中委員長 関連質問を許します。坊秀明君。

○坊委員 藤井委員の質問に関連して一言大臣にお尋ね申し上げます。これはやや角度が違つておりましたが、堀委員の質問によつて、これに対する大臣はじめ大蔵当局の御答弁によつて大体私は本法を策定された当局の御意思といふものは納得がいくのでございます。念のため質問をさせていただきます。その点ひとつお含みおきを願ひたいと思ひます。

本法案によりますれば、一番大事な点と申しますのは、立法の主眼をなしておられますのは、計理士に公認会計士に登用の道を開くといふことが一点であらうと思ひます。それからもう一点は、公認会計士制度といふものを整備し、そして監査水準といふものを引き上げていく、これが第二点であらうと思ひます。この一点と二点とがからみ合つて本法案が策定されたのであらうと思ひますが、そこをいろいろ当局からの御答弁の中にもありました。片や計理士を公認会計士に登用していくといふことは、これはあくまで暫定的、一時的な措置である、かように思ふのです。ただ、しかし、単に計理士を救済的の意味で公認会計士に入れていくといふことなら、これは期間が長ければ長いほどいいと思ふのです。四十二年三月三十一日なんという期限を切らずに、長くやつておればおるほど私はいいと思ふ。ところが、他方におきまして、公認会計士制度といふものを監査制度を確立をしていつて監査制度の水準を上げるというところは、そんなやうなやうなことはない。この制度をできるだけ早くいふことは、これはできないだけすみやかなものでなければならぬ。またすみやかであるべきものだと思ひます。

それから二つの要請が、一方は長ければ長いほどいい。他方はすみやかでなければならぬ。二つの矛盾したところの要請が、この法案において

なれば、この法律を出す趣旨は失われ
るわけであります。でありますから、
非常に紛争が長いこと続いていた公
認会計士と計理士の問題に対して終
符を打つ、こういう考え方に立つて相
当勇氣を持ってこの法律案を提案した
わけでございます。でありますから、一
方においては公認会計士の制度も、内
容もふさわしいものになければなら
ないということ、もう一つは、証取
法に基づく公認会計士の持つ権限に
対して計理士が多年叫んできたもの
に対して、最終的に道を開いて、四十
二年の三月三十一日には計理士制度
も廃止になりますし、またこの措置
も終るもの、このようにして政府は
深い決意を持ってこの法律案の御審議
をお願いしておりますので、政治的な
情勢その他によつてだんだん延ばされ
るというようないふことは将来に許さ
るべきことではないといふ考え方に立
つて御審議をいたしておるわけであ
ります。

○山中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 だいたひ論じ尽くされま
したので、私は三つだけ結論的な問題
について簡単に御質問をいたしたいと
思ひます。

財務書類の監査証明に当たる人の社
会的地位を高め、また監査水準の全
般的な質的向上をはかるということに
ついては、非常に御苦心をなさつて
おりますし、御説明もだいたひいた
さされましたが、そのことと今度計
理士を格上げするという問題とはどう
いうふうに結びつくかという問題で
あります。

○田中大臣 全く同じなのでござ
います。公認会計士制度といふものを
拡充しなければならぬ、その資質の
向上等をはからなければならぬ、こ
れは、もう申し上げるまでもないこ
とでございます。あらゆる角度からこ
れらの施策を行なわなければならぬ
わけでございます。そのためにこそ第
一次、第二次、第三次の試験制度が
あるわけでございます。この問題と計
理士の廃止に基づきまして特例試験
を行なうという法律といふものは背
反はしないのであります。先ほどから
申し上げておりますとおり、計理士
制度の廃止という歴史的に非常に大
きな時期に際しては、法をたてま
えからいって、計理士の実力と申
しますか、社会的な信用と申しま
すか、全体がレベルを一つ下げて
付則的な系列において考へておた
たないか。したがって、その実力等
についても、計理士の評価といふも
の

○田中大臣 先ほど申し上げま
したとおり、これが四十二年三月
三十一日以後に延長せられるよう
であ

す。いよいよ計理士の制度が廃止に
なるといふ歴史的な時期に際しては、
公認会計士の力をお持ちになる方は、
特例試験制度を置きまして、ここに道
を開こうといふことではないかと、こ
れを聞かされた、試験を甘くして何
でも皆救済をするんだといふことでは
ございません、こういうことを申し上げ
ております。内容の充実と本法との関係
は相反することではなく、また、反し
ないよう措置する意図に出ずるもの
であります。

○竹本委員 いま大臣の御説明を聞い
ておりますと、公認会計士の制度を拡
充するといふことばがございました
けれども、拡充するといふことと今度
の格上げの問題とは一致いたしません
けれども、質的な向上といふ問題と計
理士の救上げの問題とは、必ずしも相
反しないといふことではないかと、こ
れは、むしろ相当相反することではな
いかといふ心配から問題を伺つてお
るのであります。拡充するといふ問題
ならばわかりませんが、質的向上に
反しないといふ一致するところがある
ことは、まだ十分納得がいかないわけ
であります。

○田中大臣 下とか上とかいふこ
とを現実に比較をされないで、ひと
つ事実に基づいて見ていただければ
わかるわけでありまして、計理士
制度はあつたわけでありまして、
二十三年に公認会計士といふ新しい
制度ができました。公認会計士とい
ふのは万全でなければいかぬ、こ
ういふことで、試験制度をとりなが
ら今日に発展を遂げたわけでありま
す。でありますから、過去にありま
す税理士とか計理士とか、またいろ
んな方が、新しい制度である、万全
の体制であらねばならぬ公認会計士
になるためには、試験制度を設けて、
だんだんと資格を上げてまいつたわ
けでございます。ところが、計理士の
問題に対しては歴史的な問題がござ
います。長いこと、公認会計士もさ
ること、公認会計士とわかれと一体
とあつたわけでございます。争いがあ
るという事実に対しては、計理士に
これを与えるといふことになれば、一
級公認、二級公認、三級公認といふ
やうな、そういう制度もございま
す。公認会計士といふ制度がいかに
重要なものであるかといふこと
に対しては、一、二級といふやうな
ものであつたわけでありまして、
計理士制度、こういうことを言つた
以上は、何らかその計理士との間の
紛争を解決しなければならぬ、こ
ういふことが事実でございまして、
そういう意味で、

公認会計士よりも計理士が下風に立
つものであるといふ認定ではなく、こ
の事実を徹して、新しい一本の公認
会計士制度の中にこれを採用するとい
う場合に、どういふ制度があるのか
といふことではないかと考へた末、特
例試験の制度で最終的に終止符を打
つ、それはちょうど、時あたかも四十
二年の三月三十一日計理士の制度が
切れるんだ、こういうことで、最終
的な措置として考へたわけでありま
す。

○竹本委員 関連いたしますから第
二の問題に入りますが、日本の會計
士の問題でございます。先ほど来い
ろいろと論議が尽くされております
ので、くどくどと申しませんが、税
務署からも必ずしも信用されない。あ
るいは税務署で調査された場合には、
違つた結論が出る場合もあるといふ
やうな論議が行なわれました。世銀
のほうからは、従来の行がかりもあ
りまして日本の會計士といふものを、
信用してない。あるいは特殊な事情
によつて相手にしないといふこと
のようございまして、日本の會計士
の制度あるいは會計士といふもの
は、日本の會計士の制度であるとい
ふことは、国際的にはどの程度の信
用をいま持つておると考へるべきで
あるか、この点について……

○塚本説明員 現在日本の公認會計
士の地位につきましては、漸次国際
的な信用が高まつてきております。先
般ある企業が、英國におきまして
ある債券を発行しようといふ場合に、
英國の會計士が、日本の公認會計士
でもないかといふやうなことを言つ
たといふ話を、最近聞いております。
アメリカにおきまして、漸次——日
本に來ておりますアメリカの公認
會計士に對

しましては、外国公認会計士制度というものがあるわけですが、日本人が外国に行った場合にその制度がな

なつて、日本の公認会計士の将来に非常な致命傷を与える心配はないか、この点について、大臣ひとつ……。

○竹本委員 重ねて伺いますが、いま英國の例をあげられましたけれども、英國のそれ一つだけじゃ困りますので、英國以外に、一体日本の公認会計士がそのまま通用すると申しますか、信用されておるようなケースは一体どれだけあるのか。もちろん歴史が浅いという点もありますから、一がいには申されませんが、それにいたしますか。

しても日本の会計士の国際的な信用度、評価というものはどの程度であるかということとは、これから開放経済に向かう場合に特に重大な問題でありますから、その点重ねてお伺いしたい。

なつて、日本の公認会計士の将来に非常な致命傷を与える心配はないか、この点について、大臣ひとつ……。

○田中国務大臣　外債の発行等で、日本の公認会計士の監査証明をつけていま幾多のものを出しておりますし、また検討もいたしておりますが、税関係とか経理関係で、日本のものが劣るというふうにはいわれておりません。

いままで転換社債を出すとかいろいろな問題でも、公認会計士が出したものをそのまま認めておるといふことでございます。ただ国際機関、特に世銀といふような場合は、アメリカを顧問のようにしておりまして、長い歴史がありますので、そういう意味で囑託のようにしてアメリカ人が来る、こういうことはございます。

それから、アメリカから飛行機を買うとか、また延べ払いをするというものもございしますが、大体は、日本の公認会計士と話をしてよろしゅうございましょう、また、アメリカ式にスタイルを変えて、もう一ぺんそのまま打ち直してくれないかというようなことをやっておりまして、私は、必ずしも日本の公認会計士が世界的にレベルが低いものだという評価をされてはいないと考えております。

それから、公認会計士の会がございまして、先年東京で行なわれました。カナダ等との交歓もありまして、日本の公認会計士の地位はとみに上がりつつある、このように評価してよろしいのではないかと。

それから、今度の、計理士の方々を特別試験によつて公認会計士に登用する資格を付与する試験を与えても、私は、これが試験をやすすくするとかそう

いうことではないのでありますから、日本の公認会計士の地位とか名声とか評価とか、こういうものを傷つけるといふものでは絶対なく、またあつてはならない、こう考えております。

○竹本委員 私は、先ほど申しましたように、国際的なレベルでこれからのを考える、国際的な信用を中心にものごとを考えるということが開放経済下のわれわれの一番大事な課題である

と思いますので、そういう考え方から、その角度から考えますと、今度の制度にはよほど無理がある。そこで一番最初にお尋ねした問題にもう一度返りますけれども、そしてまた第三の私の質問点になるわけでございますけれども、結局この制度は、經理士制度をやめろんだという特別な事態が生まれたので、非常緊急の特別の処置だ、こういうふうにも受け取れますし、それ

からまた経理士、会計士のあり方から申しまして、開放経済下のあり方から申しまして、レベルを上げなければならぬという大きな要請、最重要の要請にもこたえなければならぬという点もありますので、この二つの要請に対して一体どちらに重点を置くのであるか、この点をもう一度よく承っておりたいと思います。

○田中国務大臣　どちらに重点を置くのかというふうになかなか考えられない問題でございます。フィフティ・フィフティというふうにお答えをしたようにございますが、確かに公認会計士の内容を充実して世界的なレベル

にしなければならぬ、こういうことはもう不動のごときです。同時に、経理士の制度が廃止になるといふことも現実として動かし得ないことでは

でございます。こういう問題を、制度をゆがめず、實は向上しながら現実問題を処理していくというのが政治のむすかしだと思いますが、その調和点の最高なるものがいま御審議を願つておるものだと思ふべきだ。

○竹本委員 最高の政治的表現で答弁をされたので、なかなか理解がむずかしいのですが、そこで最後に、もう一つだけお伺いいたします。

第三点は、その相矛盾するような政治的要請を二つ巧みに解決しているというところでございますが、そうなりました場合の今度の特例試験の問題でございしますが、簡潔に結論を承ります。結局先ほど堀委員も非常に追及をされておりました点でございすけれども、試験をやる場合には、たとえば会社の就職採用試験のようなもので採用するために試験をするのか、あ

るいはこれから断わるのに一度試験を
して、断わる口実をつけるために試験
をする場合もあります。ここで三千名
あるいはそれ以上のものがあります
が、その経理士を今度の試験は切り捨
てるためにやるのか、あるいは救い上
げるためにやるのか。その両方、どち
らも考えないで無色透明、敢正中立で
試験だけやってみるのか。この三つの

うちのどれに重点がありますか。これだけ承ておきたい。

○田中国務大臣　切り捨てということではございません。それから、すべてこれを登用してしまおうというのでもございません。厳正中立ということばが

一番当てはまるかもわかりませんが、少なくとも公認会計士制度というものは非常に重要な問題であります。私は、これからの公認会計士制度というものの

はたいへん重要度を持つものだと思います。そういう意味で公認会計士制度を拡充しながら、内容を充実せしめながら、その基本線はくずさないで、現実的に経理士の制度が四十二年の三月三十一日でなくなる、しかもその中には有資格者が相当おられる。こういう方に対して特例試験という、政府が仲裁役といいますか、合理的な調停案、調停点を解決するように、そういう

う状態で出したわけでございますから、そこはひとつどうぞ現実を十分見ていただければおわかりになると思っています。しいて言えば、公認会計士のほうは絶対に内容を悪くするという考えはないのですから、これは問題はないわけです。ただ、税理士さんのほうに對して救済もしない、切り捨てもしない、どうするのかということは、当然、有資格者に対しては特例試験でやりた

い、こうすることが、内容が同じで特例試験だけということとは一体どういうふうにプラスがあるのかといえ、長い歴史的な計理士制度がなくなるときに、こういう単行法を出してやることで、ただでも政治的にも効果もありますし、制度が最終的な段階においてかかる立法処置を行なうということは、政治的にも錦上添花添えるというのか、い

ずれにしても効果は相当ある、私はこ
ういう考え方でございます。

○竹本委員　だいぶむずかしい。しか
しこれが一番大事なポイントでござい
ますからもう一度お伺いいたします
が、特別に今回これだけ大騒ぎをして
問題を起こして特例試験をやるとい
う以上は、政府としては何らか特別の政
策意図、政治的意図がなければならぬ
と思うのです。その意図は一体切り捨

てることにあるのか、あるいは救い上げることにあるのか。何も全然関係ないということになるならば、何のため特別の措置を講ずるのかということになりますので、この機会に、どちらに重点を置いてやるのか、どこがねらいであるのか、また結果としての政策効果の問題から見ても、どちらの効果を期待しているのか、したがって政策意図はどこにあるのかということについては、もう少しはっきり言明しておいていただく必要があるのではないかと思います。

○田中委員 会計監査を公認会計士一本にいたしましたために、この法律で計理士を三年後にはやめる、こういう考え方を明らかにいたしましたわけであり、公認会計士制度、税理士制度というものがいろいろ紛糾して困っておったということは御承知のとおりでございますので、かかる措置をやることによつて三年後には計理士制度を廃止するのだ、こういう大きな政策意図があるわけであり、

○竹本委員 三年でやめるから、私がここで申すのは、それを救つていこうというのか、あるいは三年でやめるけれども切り捨てようということを意図されているのか、この点がさっぱり御答弁でははつきりいたしません。こういう重大な問題でございますので、やはりこの問題については、政府の基本的な政治政策意図というものを明確にされるように希望いたして私は質問を終わります。

○山中委員長 金子一平君。

○金子(一)委員 税理士法の改正法案につきましては、すでに同僚の小山議員から逐条的に詳細な質疑応答もござ

いましたので、私は、時間の関係もございまして、重複を避けまして別な観点から若干の点につきまして政府の考え方をただしておきたいと思ひます。

今日の租税制度は、これは国税の大部分がそうでありましても、納税者と税務官公署の相互信頼を基調とした申告納税制度がとられているわけでございますけれども、しかし、税務執行の実際について見ますと、必ずしもそこところは法の理想としてい

るようにはなっていない。やはり取る者、取られる者という気持ちから起るいろいろなフリクションが常時起こっているわけでございます。この間に処して税理士の諸君が果たされる公共的使命を申しますか、社会的使命と申しますか、適切な円滑な納税をやつてもうための役割りというものは非常に高く評価しなければならぬと私は思います。しかしながら、同時に考へてやらなければならぬことは、いま申しましたような税理士の公共的使命というもののほかに、やはり税理士も納税者の依頼を受けて税務代理をや

うといった点について改正の要点を簡潔にひとつ承りたいと思ひます。

○泉政府委員 税理士の制度につきま

しては、お話のように税務官庁と納税者との間におきまして適正な納税義務の実現に努力するという意味におきまして、税理士の方の公共的使命は非常に高いわけでございます。それと同時に、お話のように納税者の依頼を受けてやるわけでございますので、納税者の正当な権利を擁護するために税理士の方がおつとめになることはもちろん当然でございます。そこで今回の改正におきましては税理士業務の範囲につきまして、従来申告納税の所得税、法人税、相続税あるいは贈与税、地方税で申告納税ではございせんけれども固定資産税、事業税、こういった特定の税目についてだけ税理士の独占業務として扱われておつたのでござい

ますが、この点につきましては御承知のとおり三十七年以来間接税等におきましても申告納税制度がとられま

して、日本の納税制度全体が大きく申告納税制度を中心運営されるということになつてまいつておりますので、その点を考慮いたしまして税理士業務の範囲を拡張いたしまして申告納税制度——国税、地方税のうち、たとえば法定外普通税であるとか、あるいは登録税、印紙税とかといったように税理士さんの関与を必ずしも適当としな

いような特定の税目を除きまして、その他の税目全般に税理士業務を拡大いたしまして、そういった申告納税制度のとられていて多くの税目につきまして税理士の方が業務を行なうことができてくる。同時に納税者の方はそういった税目について税理士の方の援助を受け

ることができ、このようにしたので大きな眼目でございまして、同時にそれぞれの規定におきまして、たとえば税理士の方が付随業務として会計業務を行なうことができる。これは従来からそういった考え方はとられておりましたけれども、会計業務というのは独占業務でないもので会計士の方でもできれば公認会計士の方でも、また税理士の方でもできるという解釈だけであつたのを、今回税理士法自体におきまして付随業務として会計業務も行なうことができる、こういうふうになつて、税理士の方がその会計業務と同時に納税者のために申告書、申請書その他税務官庁に提出する書類を作成することができんだというふうなことを明らかにいたしました。そういった税理士の独占業務というものの範囲を明確にして、納税者が信頼して税理士の方に仕事を頼むことができるというようにいたしましたのでございまして、また、従来税理士の資質の向上につきましてはいろいろ問題のあつたところございまして、今回制度的に定期的な研修を税理士会において行なう。それによりまして納税者が安心して税理士の方に依頼ができるというふうな制度にする、こういった事柄等を取り入れま

して、その税理士の方の業務の範囲を拡大し、明確にし、また資質の向上をはかるというふうなことにしたのと、さらに納税者から税務相談に際しまして税理士の専門的意見を求められた場合に、税理士の方がそういった点について審査証明の制度を設けまして、納税者の方が信頼してその税理士の方に依頼することができ、こういったような制度

も取り入れたのでございまして。そういった面におきましては、納税者の方が今後そういった新しい制度が加えられることによつて大いに利益を得ることができるといふふうに考へておるのでございまして。

○金子(一)委員 たとえば調査の事前通知を厳格にひとつやつてくれとか、あるいは更正決定の通知も税理士に通知してくれとか、いろんな要望がかねがね出ております。私はこういった問題は今回の改正で、ある程度のもは片づきましたけれども、まだ未解決のままに残つておるものがたくさんあると思ひます。たとえば、調査の事前通知のごときは、調査の内容いかによつてはあるいはできない場合もあるかもしれないけれども、更正決定の通知なんというものは、これは代理権の授受の範囲いかによつては私はいのじやないか。そうして少しでも税理士が納税者の代理人として、またその資格を持つて働きやすいように今後ひとつこういった点についての御検討をいただいたらどうかということを感じております。

それから次に、いま税務執行の面で税務行政上一番の隘路と申しますか、困難を感じておられるのは、やはり中小企業問題だろうと思ひます。なかなか税理士を雇うだけの、あるいは依頼するだけの余裕はない、税の知識は全然ない、税務職員もなかなかかかぬところへ手の届くような指導ができればいいというふうな多数の中小企業、零細企業の皆さんが国税、地方税を通じてございまして非常に困つておられる。しかもそういった間に乗じ

でもぐりと申しますか、にせの税理士がばつこし、あるいはまた民商の働きかけがあつて、全国的な反税運動がまき起りやうなこともあるというやうな状況だと私は承知いたしておるのをごさいますか、今回の改正に關し、こゝろの点についての配慮はどうなつておるか、また制度の問題としてでなく、運営の問題としてこゝろの点をごさいますか、従来からいふゆる臨時税理士制度などというものができておりました、相当こゝろの穴を埋めるために非常な努力をしておられる。また税理士の諸君自身も申告期等におきましては無料で奉仕して一生懸命努力しておられた事は承知いたしておりますけれども、私は後税當局あるいは大蔵當局自身がこゝろの点について、これは税制ともあわせ考へてもらわなければならぬことは、この前の当委員会が私が申し上げましたとおりでございますけれども、この税理士制度の改正に關しましてこの点をいかに考へておられるか、また今日の税理士の数がどんなふうになつておるか、はたして普通のノーマルな状況で、こゝろの点の要請にこたえられるやうな状況になつておるかどうか、そこら辺の点もひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 最初の調査の事前通知とか、あるいは更正決定の通知の問題からお答え申し上げます。存じます。調査の事前通知につきましては、御承知のように現在規定がございまして、納税者に通知する場合にございまして、それに關与しておられる税理士の方にも通知するという事になつておるわけでございます。この点につき

ましては、査察とかそのほか脱税等のこと、あるいは令状をもらつて行くまでに至らないけれども、非常に脱税の疑いの濃い場合、こゝろの点でございまして、通知することはできかねるのをごさいますけれども、しかしさういふ場合以外の場合におきましては、できるだけその事前通知を履行することが望ましいと考へられておるのでございまして。現在の段階におきましては、さういふ点でございまして、必ずしも統一したに行なわれておらないという点が問題でございまして、その点は国税庁のほうにおきまして、実行問題としてこの履行をはかるようにしていただくことがまず先決問題ではないか。今回の改正におきましては、先ほど申し上げましたように、税理士の独占業務として対象になる税目を上げたことに伴ひまして、調査の事前通知を行なう税目の対象も同様に上げたわけでございますが、制度といたしましては、今後の実行によつてその点がさらに改善され、その改善のぐあいを考へまして、今後制度的に相当検討すべき点があれば検討したい、かように考へるのでございまして。

なお更正決定の通知の問題につきましても、本人に通知するだけでなしに、代理人たる税理士の方に通知したかどうか。まことにこゝろの御意見でございますが、更正決定通知の効力の問題等もからんでおりますので、代理人だけ通知するということ、御承知のように弁護士の場合にございましては、弁護士の方だけに通知することによつて効力発生ということになつておりますが、これらの点は、弁護士の場合に

は訴訟遂行という点で特殊の性格を持つております。税務の場合に、代理権を尊重するといふたてまはけつてございしますが、どの範囲まで行なうべきかといふことにつきましてもはな問題がございまして、今後検討をいたしたいと考へる次第でございまして。それから中小業者の税務の問題が今日の税務行政の上において大きな問題になつておりますことは御承知のとおりでございます。この問題はどちらかといふと、国税庁のほうでございまして、たゞいたはるが適當かと存じます。制度の問題として私のほうから申し上げますと、お話のように、中小企業の場合の税務行政の問題につきましては、まず第一には税制がもっと簡素な、わかりやすいものになつて、中小企業の方も税法がわかるというやうな方向に税制そのものを持つていく、これが基本であらうと存じます。先般も申し上げましたように、次の通常国会におきましては、法人税法及び所得税法の全文改正を行ないまして、いまのわかりにくい税法をわかりやすいものにしたしたい、そのやうな努力をいたしたいと考へておるのでございまして。

それから税理士法といたしましては、お話のように従来臨時税理士の制度がございまして、これにつきましてもいろいろ御意見のあるところでございます。先ほどお話がございまして、納税者で所得の少ない人は税の知識も乏しければ、また税理士の方にお願ひしてそれだけの報酬を払うだけの力もないという人もおられるわけでございます。これらの点につきましまして、お話がございましたように、毎年所得税の申告納税の時期にお

きましては、税理士会の方に無料で奉仕をしていただきまして、おかげをもちまして申告納税の適切な運営がはかられておるわけでございます。今後ともさういふ制度を続けていただきましますとともに、また市町村役場、農業会等におきまして、さういふ臨時税理士の制度で申告納税の運営を助けていただく。これはぜひ必要であらうと思つてございまして。さういふことによつて、お話がございまして、民、主商工会などのやうな反税的な運動を押え、そして税務行政が円滑に運営されていくといふことになるものと考へておる次第でございます。

○金子(一)委員 数のほうはまだお答えがございせんでしたけれども、たとえば今度の改正案では、事務所を一カ所に統一するといふことになつておりますが、やはり附則を十分活用されて、全国的なアンバランス、地区的なアンバランスが相当あると思ひます。さういふ点はひとつ十分に税理士の働きやすいやうに、納税者の便利なやうに考へてやつていただきたいといふことをつけ加えておきます。

それから前々からありますが、しばしば税理士業務の実情を見ておりますと、使用人と申しますか、従業員と申しますか、大勢使つておるために、監督上いろいろ問題が起るやうな場合もあるやうですが、この税理士の使用人に対する監督のあり方について、どういふやうに考へておられるかを伺ひたい。

○泉政府委員 先ほどお尋ねのございました税理士の数は、三十八年十二月末現在におきまして、一万三千百五十六名と相なつておるわけでございます。ところで税理士の方の援助を受けるところの納税者と申しますと、御承知のように法人数が六十万、そのほか事業所数が百万、それから最近はその所得の中で、譲渡所得あるいはその他の所得のウェイトが非常に高くなつておりました、さういふ人たちの申告も、租税特別措置法の特例等がいろいろございまして、さういふ特例の適用を受けるにつかしましては、税理士さんのお世話になることが多いわけでございます。さういふのがやはり数十万ございまして、さういふ点を考へますと、現在の一万三千百五十六名ではまだ不足である。先ほど申し上げましたように、臨時税理士といふやうな制度にも頼らなければならぬといふ問題があるわけでございます。次に、お尋ねの税理士業務をやつていく場合におきましては、実情を拝見いたしまして、まず財務諸表を作成して、その企業の業態を明らかにする、これが相當大きなウェイトを占めております、そのために使用人の方を相當たくさん使つておられる事例が多いやうでございます。ところが使用人が非常に多くなると、いかに有能な税理士さんの方でございまして、それをすべて總括して仕事をやつていくといふことは、なかなか骨が折れるわけでございます。つい使用人まかせになりかねないといふおそれがあるわけでございます。それではやはり納税者の信頼にこたへるやうなやうな思ひます。さういふ意味におきまして、使用人について十分監督をしていただいて、使用人が間違つたことをしないやうにお願ひしたいのをごさいます。今回税理士法の改正にあたりまし

し、税理士の方の自覚を求めている次第でございます。ただ、それではないかなる監督を行なうべきかということになりますと、これは法律で規定することとはなかなかむずかしゅうございまして、したがって、税理士会におきましては会則を設けて、税理士会において自主的にどういうふうな監督を行なうかということをおきめいただくのが望ましい、かように考えて会則の規定におきましてそういう規定を設けることをお願いいたしておるわけでございます。

○金子(一)委員　いまの問題に関連して、先ほど公認会計士の質疑の際にパートナershippの問題が出ておりました。従来から、私の記憶に誤りがないければ、税理士法人というものが成り立つかどうかというよりなことで議論をされたことがあったやに記憶いたしております。税理士法人ができるか、あるいは法人は単に税理士をあつせんするということを業としておるのか、これは別にいたしまして、両方の場合があるろうかと思うのでありますが、私はこの問題は、むしろ法人、個人の課税の問題からこういつた問題が大きく取り上げられてきたのじゃないかと思うのでありますが、あなた方ももうそろそろこの問題については結論を出さなければならぬ時期にきております。どういう形態がいいのか、今後どう

○泉政財委員 いわゆる税理士法人の問題につきましては、昨年税制調査会の税理士特別部会が開かれたし、この際、いろいろな検討をいたしたのでございますが、御承知と思いますすけれど、法人みずからが税理士業務を行なうことを事業目的に掲げておる場合には、登記所におきましてそういう法人の登記はお断わりいたしておるわけでございます。したがってそういう税理士法人はないわけでございます。ただ、たまたま使用人を雇用して、税理士業務を行なうことを明記はしておりませんけれども、

も、会計経理に關する各種の業務を行なうことを事業目的として掲げまして、それに付随する業務として、使用人たる税理士をして事実上税理士業務を行なわせる、あるいは他の税理士をあつせんして、これに税理士業務を引き受けさせることをする法人がございます。それがいわゆる税理士法人の問題でございまして、これにつきましては税制調査会におきましても、いろいろ検討をいたしたのでございますが、弁護士につきまして法人を認められておらないと同様に、税理士のような仕事も委嘱者との間の個人的信頼関係に基づく面が非常に多いのでございます。そういう意味におきましては、法人を認めるべきかどうかという点にはなかなか問題がございます。これを外国の制度で見ますと、ドイツにおきま

すけれども、そういう法人を認めることとの社会的要請がどの程度あるのかと云うか。それからまた、そういう法人を認めることによって、先ほどお話のように、アメリカの公認会計士のパートナーシップのようにうまくいくかどうか。またそういう法人を認めることになると、かえっていわゆる一人の税理士の方が仮装的な法人格を持つようになりはしないか、こういった点をいろいろ考慮する必要がございますので、それらの点につきましてはなお今後検討すべきである、いまにわかに税理士法人を認めるということに踏み切ることができなかったのでございます。今後お話のように、社会的な事態の進展

に依じて検討をしてまいりたい、かように考えるのでございます。

○金子(二)委員 今度の改正の大きな眼目の一つは、税理士の業務の範囲の整備、権利義務の規定の整備というより、うな点であろうと思います。いま一つは、公認会計士についても問題となつたような試験制度の改正だろうと思つてあります。一体この改正によつてどういふ点が合理化されたのか、それとから他の国家試験とどういふ点が違うのか、あるいは歩調を一にして直したにすぎないのか、そこら辺の点をこの際、際明確にされると同時に、試験制度の改正は、従来の制度のもとで受験しつうと思つておつた諸君にとつては非常に大きな影響があるわけでありまするけれども、もちろん如才なくこの点については経過措置を十分考へてあると

○泉政府委員 税理士試験の制度につきましては、問題が二つございます。一つは一般的な試験の問題と、一つは特別試験の問題でございます。これを分けて申し上げますと、最初の一般的な試験制度につきましては、御承知と思いますけれども、従来は試験を受ける人の資格を制限いたしましたので、その制限された資格を持った方だけが受験できる。そうしてその場合には、試験科目が五科目ございますけれども、科目別の合格制度をとっております。ところがこういふ制度になりますと、一科目ずつといふことになりまして、受験者が非常に多くなりがちでございます。そういういた

しますと、試験をするほうもとかくむずかしい試験を出しまして、合格者を厳選するという傾向になりがちでございまして、過去の実例を見ましても、一年で全科目に合格する人はきわめて少ないというような制度になっております。結局暗記力にたよるという傾向があるわけでございます。先ほど公認会計士の制度の問題のときにもございましたように、試験というのには必ずしもその暗記力があるからそれでその資格があるというものではございません。税理士の仕事というものは、結局企業の実態を把握いたしまして、それを所得税なり法人税の申告書を作成するといふ点にございますので、そういった点からいたしますと、税法を暗記していることが必要なのではなくして、税法を見ながら、その税法に基

そして、予備試験におきましては、一応
 常識的な問題を出しまして、常識的な
 試験である程度ふるいにかけて、
 人数を少なくして、本試験を行なう。
 本試験のほうもマルチョイ式の簡単
 な事項と、それから専門的な事項に
 ついての筆記試験、こういうふうに
 いたしまして、専門的な事項の筆記
 試験につきましては、税法を備えつ
 けまして、その税法を見ながら税務
 の应用能力を

試験するといふふうに改める。そういふことがむしろ税理士の方に要求される資質を試験するのに最も適した方法ではないかといふふうに考えられますので、そういう制度に改めたわけでございます。

こういふふうに制度を改めますと、従来ございました科目試験免除の制度がなくなつてまいりますのと、それから一科目ずつとつていけば合格できるという制度がなくなります。そのため従来から税理士試験を受けようとして努力されておる方、あるいは五科目のうち何科目か合格されておる方、こういう人にとりましては非常な変革になりますので、経過措置を設けて、まず一科目以上合格しておられる方は、予備試験を受けなくても今後五年間は本試験だけ受けければよろしい、

それからまた従来合格している科目と新しい試験の科目と同一のものについては試験を受けなくてもよろしいという経過措置を設けて、そういう不安のないようにつとめたつもりでございます。私もつもりでございますが、受験生の方から見ればあるいはまだまだ不十分という御意見があるのかと思います。少なくとも私どもとしてはそういう経過措置は万全の措置を講じたつもりでございます。

○金子(一)委員 主税局長の御苦心のほどは十分承りましたが、ただ一つこの際、受験生諸君の既得権あるいは期待権の擁護という立場からお考えいただきたいと思うのは、従来大学当局で大学院の学生の募集に際しまして、修士の学位を有する者に対しては税理士試験の一部免除をやるという広告をして、また在學生の中にはそのことを期待して入学した者も相当あるようであります。こういった場合は少なくとも現在四月一日に入学してある、あるいは年末に大学院に入つておるといふ者につきましては経過措置の特典に浴させるようにするのが妥当じゃないか、こう私は考えるのでありますが、この点明確な御答弁をいただきたい。

○泉政府委員 その前に、先ほど申し忘れました点がございまして一言申し上げておきたいと存じますが、そのように予備試験、本試験、本試験も一次と二次というふうにしたということは、いかにも試験をむずかしくして、その試験に合格する人を少なくしようとする意図があるのかとよく解される向きがあるのでございますが、決してそうではないのでございます。先ほど

申し上げましたように、そういう試験にすることによって税理士となる資格を有する人を合格させてあげたいという気持ちで、いままでのようにいたずらに暗記にたよる試験でございまして、非常に実務に不慣れな人が合格して、非常になら非常に正確な答えができる人でも暗記力がないために答えが正確にできないという人も数多くございまして、かえってそれが税理士の業務を行なう上においていいというふうな考えでおるのでございます。したがって試験は決してむずかしくなるのではなくてかえってやさしくなることのやり方はありますが、その人を合格させるかというふうなことに好ましいというふうな考えでおるのでございます。

次に、お話のように従来大学院の修士課程を修了して、財政学であるとか、経営学であるとか、あるいは経済学であるとかいったような学科を修められた者につきましては、それらの科目についての試験免除の制度がございまして、そのためにそういう大学の募集広告に応じて入学しておられる方がございまして。それは今回の改正でそういうことを期待して入学したにもかかわらずそういう資格を奪われるということになりましては、大学自体はおそらく得をしたということにもなり、またそういうことを期待して入った学生としては非常に困るという御意見もございまして。これはまことにございまして、もとだというふうに感じております。したがって、そういう点につきましてはしかるべき措置がとられることが望ましいというふうに考えておるのでございまして。

○金子(二)委員 今回の試験制度の改正で税務職員の試験の問題に關連して相当各方面で議論が行なわれましたが、私は率直に言つて、税務官吏なるがゆゑに特別の恩恵を与える必要もない、かといつて特に不利な扱いをする必要もない、これは各国の例もあることだから、このバランスを見て考えられたらいいと思つておるのであります。一言申し上げておきたいのは、従来は税務職員につきましては、終戦後はもちろんであります。戦前から特別のむずかしい仕事に關与しており、誘惑も多い仕事に關与しておるといふようなことで特別の待遇を与えられておつたのです。一生税務官吏としてつとめようというので税務官署に飛び込んだ人が好きでこんで飛び出したくなるはずはないと思ふ。最近の処遇の状況を見ると必ずしもこの点は十分にいていないようです。特別職階といふものがあつたようでありまして、いまはあつたもののどこへ吹き飛んだのかわからないような状態でありまして。こういった処遇の問題について、これは大臣に特に御考えいただきたいのでありますけれども、優秀な税務官吏を職場にしっかりと確保せぬ限りは、税理士の方々の協力も納税者の方々の協力も得られないわけでありまして。試験の問題につきましてはもう時局もありませんのでこれ以上突っ込んで申しませんけれども、いまの処遇の問題について一言大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 私も税務署の問題につきましては、大蔵省に入りましてから最も重要な施策の一つとしてこれを検討してまいつたわけでございます。あながたいま御指摘になりましたように特別職その他の問題等給与の問題に對して人事院に相談をしたり陳情をしたりいたしましたこともございます。特に大蔵省には税務署の職員とそれから税関の職員がおりまして、非常にむずかしい専門的な仕事をしておられながら、求められることだけ多くて与えられることの非常に少ない状態に對しては、十分実情を把握しながらこれが職場に定着して重要な任務を遺憾なく果たしていただきたいという考え方で各般の施策を行なつておるわけでございます。今年度特別な昇給も多少していただいたり、また専門官の制度を設けてもらつたり、いろいろなことをいま考へております。

この税理士の問題は処遇という問題だけではなく、私が考えましたのは、世界各國ともそうでありましてけれども、その仕事を専門にやつておるのでございまして、特別の試験をしなくともある一定の経験年数を積めばその道の全くの専門家でございまして、これらの資格試験に對しては特別の配慮をしてもこれが税理士の制度をくずすものではなくこれは当然のことだといふ考え方で今回の一部改正をお願いをしたというところでございまして。

○金子(三)委員 税理士の懲戒につきましては規定を整備されまして、一般的に与えておる印象では、今度は税理士の取り締まりをやかしくするのではないかと、こういう印象を与えておるようでありまして、私の承

知しておるところでは、公認会計士法その他の法律と足並みをそろえて、弁護士、公認会計士等の職業的専門家をみればいさうと考へておるのであります。その点についてのお考え方と、それからもう一つ、ただその場合でもちょっと気になるのは、懲戒について、懲戒の審査会ですか、今度できることになっておるのでありますけれども、長官がかつてに審査会の議決に左右されないで懲戒処分ができるのじゃないかというふうな考えられておるのであります。この点について明確な御回答をいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 税理士の方に脱税相談など税法あるいは税理士法に違反する行為があらわれた場合に、懲戒を行なうことになるわけでございますが、この懲戒処分につきましてはいろいろ問題がございまして、一つは従来懲戒の効力につきましては明文の規定はなかつたのでございまして、欠格要件等の規定などからいたしまして、確定したというときにその効力が発生するといふふうな解されておつたのでございまして。そういういたしますと、国税庁長官が懲戒処分を行ないますと、それに対して審査請求が出来ます。審査請求を行ないました上で、裁判に係属することになるわけでございますが、そういういたしますと、裁判で確定するまでの間に御承知のような現在の裁判の状況でございますと、相当長年月を要するわけでございます。そのためにたとえば半年の業務停止という処分をいたしましたとしても、その処分がされましてから裁判が確定して、それが實際上業務

停止になるまでに数年かかる、こういった事情がございまして、そういったことは税理士法だけというふうに解されておるのは適当でないの、ほかの公認会計士などの制度からいたしましても、それは行政処分があったときに、行政処分としての効力を発生するといふふうに解すべきであるといふふうに直す。と同時にそういふふう

にいたしますと、従来税理士の方に對する懲戒処分は国税庁長官の権限とされておったわけでございますが、その運営をより一そう客観的に權威あらしめるために懲戒審査会を設けることが適当であらうといふふうに考えられましたので、税制調査会の答申にもござ

いますとおり、今回税理士懲戒審査会の制度を設けることにいたしましたのでございまして、この懲戒審査会の制度につきましても、国税庁長官は「懲戒処分をしようとするときは、税理士懲戒審査会の意見をきかなければならない」といふふうに規定されておるだけなために、意見さえ聞けばどういふ懲戒をしてもいいんじゃないかといふような解釈をされる向きがあるようでござい

ますが、この点につきましましてはさうなつもりでおるわけではないのでございまして、こゝろ審査会が設けられますと、国税庁長官はその審査会の意見を十分尊重してやっていくことは当然でございます。したがって審査会の意見がどうでもあれ、国税庁長官が考へられないことではございまして、その点は御心配ないことと思ひますが、なおそ

ういった趣旨を一そう明らかにする必要があるかと存じます。幸いに長官がこゝにおられますので、その運

営に当たる長官からお答えいただいたほうがよろしいかと思ひます。

○金子(一)委員 時間もございせんので、最後に、これは大臣に要望しておきますけれども、いろいろ問題がた

くさん残っております。税制調査会の答申の問題も幾つかまだ検討を要する

ような問題もある状況でございますが、しかし今度の改正法によりまして、そ

ういった未解決の問題の相当部分を取り上げられてまいりましたこと

は、これは非常に大きな進歩だと私は

思います。税務代理士がございまして

から二十数年、税理士制度になつてから

十数年たつております。当初は、大蔵

当局が手取り、足取り、まあこまかいところまで指導するといふか、干渉す

るといふか、そゝういつたかつこゝろ

でやつてきたのでありますが、最近、

とにかく報酬の問題にいたしまして

も、いろいろな問題にいたしまして

も、だんだんと税理士会なり、その連

合会の自主性を重んじて、今後の税理

士制度の運用に大きくプラスさせよう

という意図は十分わかるのであります

が、ただ制度というものは、これはも

う恒久的なものじゃありませんで、日

日動くものでありますから、こゝろい

つた点についても、今回の改正は、こ

れは非常に妥当な改正であらうかと思

は、こゝろ際入れてもらいたいという

点は、こゝろ際入れてもらいたいとい

う点でございますけれども、おおむね

妥協なところであらうと思ひますが、

そゝういった意味合いにおいて今後

この制度の改正について十分御検討

がたい。それがひいては適正円滑な

税務の運営を實行できるかどうかにつ

ながつてくる問題である。かように考

へます。

○田中委員 税理士制度が納税者

と国との間に入つて、いかに大きな

用をしておるかといふことは、もう御

説のとおりでございまして、これが整

備拡充、合理化といふ問題に對して

は、積極的に對処してまいりたいと考

へます。いろいろの問題がございま

す。今回の改正で全部が全部、万全な

ものになつたとは考えませんが、引き

続きまして国民の要請にマッチするよ

うに、税理士制度の拡充強化に資して

まいりたい、こう考えます。

○山中委員 春日委員、やむを得ず

関連質問を許しますが、一問だけお

願ひします。

○春日委員 聞き捨てならぬから、や

むを得ず関連質問をいたしますが、私

は与党質問といふものは、おのずから

節度と限界といふものがあると思ひ

ます。私は、いまだ時間が長いからとい

ふことでこれを非難するわけではない。

ただいま金子君の質問の中には、税理

士法の改正に關して重大なる幾つかの

山を提起された。これについて当局の

答弁がなされておる。たとへばその

中に今後の試験制度を暗記能力のテ

スト方式から応用力のテスト方式に

変えていくといふこの問題について、

いままで税理士と当局との間、ある

いはわれわれ野党と当局との間の折衝

の過程においては、なかなか解決の見

えなかつた問題もあるし、なおかつそ

のことは条文の上に、私の記憶する限

りでは載つてはいない。たとへばこ

に税法規を試験場に完備して、そ

うしてその便宜をはかるといふことが

わかれておりますけれども、われわれの

聞

くところによりまして、そゝういふこ

とは膨大な國費を要することである

から、非常に困難であるといふふうに

言われておつたと思ひます。一体法律

のどこにそれが書いてあるのですか。

いま金子君の質問に對して、それは完

全に消化してしまつておるかのごとき

御答弁なんです。そゝういふことなら

何問題がないと思ひます。だからそ

ういふやうなことをいふのです。だか

らそゝういふやうな試験がむずかし

くなるのだといふことに對する税理士

側の非難は、そゝういふやうな法規を

十分に完備して、そゝう十分応用自在

の答案がそゝうで書けるのだ、こゝろ

いふ條件が完備されたといふやうなこ

とは、現在の法律から受ける判断では

そゝういふ理解は成り立ちがたい、こ

ういふやうな問題について与党が質

問をして、そゝういふことにして

おりますと言われておるのですが、ど

この法律にそゝういふ条文が書いてあ

るか、それが第一点。そゝういふこと

をやるのだつたら法律に明記して、い

たずらに問題を起さぬ先から私は明

かにしておいたらよろしかつたと思

は、それから第二点、これは政党政

治において、少なくとも政府が提案を

する以上は、与党との連絡會議にお

いて、与党政調会は、当然この法案

について確信を持つて、これではな

らぬといふ条件のもとに私は提案が

されておると思ひます。ここに将来税

理士たんとして大学院に入つた者で

あつて、修士の資格を持つ者、こ

ういふものに対しては試験の一部を

免除するといふことが望ましいとする

なら、なぜその法案を出してこないの

ですか。いまこゝでこゝろいふ問題

がいろいろ

いる論議の過程になり、与野党を通

じてそれぞれの意見を取り入れて完

璧にしようと思つておるときに、与

党がこゝろいふ問題を取り上げて、

そゝうして与

党と一緒に出した提案者がそゝうい

ふに修正する方向だと言つてしま

つたら、何でも与党と野党との間

で意見

を戦わすといふ場面がなくなつて

しまふのじゃないですか。あなた

方がこゝろいふ問題について、与

党といふことも必要

な質問をされることは私は妨げな

いけれども、こゝろいふやうな政治

問題になつておる問題をいまあなた

が直すといふことだつたら、なぜ

陳情にこゝろいふやうなことは不

謹慎だと思ひます。少

なくとも、与党と野党との関連に

おいていろいろな問題が政策論議

をされておるのだから、解釈を要

するやうな問題とか、解決されて

おる問題とか、いはり一個の伝統

と慣習と前例とがあるのですから、

すべからず与党の八百長質問によつ

てそれをこなしてしまふといふこと

は慎まされていかなければならぬ

と思ひます。こゝろいふやうなこ

とであります。私どももいたしま

しては、税理士法の十七条で税理

士試験の執行に關し必要な事項

は大蔵省令で

第一類第五号

大蔵委員會議録第五十二号

昭和三十九年六月十二日

三七

定めるといふ規定を設けておきまして、その大蔵省令におきまして、いままじのうちに本試験の場合には税法を試験場に備へつけて行なうものだということを規定したいと考えておるのであります。

が、大学の修士の問題、これは実は私
それからその次の点でございます
どものほうには御陳情がなかったの
でございます、その意味でも春日
委員のおしかりを受けるような結果に
なりまして、まことに恐縮に存じま
す、事態は、私どものほうにそうい
う陳情がなくて、他のほうにそうい
う陳情が多くなされたというように
基づくものでございます。そのため
に政府のほうからその点を修正する
方向にしようことを申し上げにくかつ
たのでございます。

○春日委員　私の質問はいずれ十六日に行ないますけれども、ただ私は一個の政治道義として注意を喚起しておきたいのでありますが、とにもかくにも法律案の不備な点を補完するとか、あるいはまたこれを修正するとかいうような論議は、これは与党と政府との間でなすべき筋合いのものじゃございません。少なくとも国民の権利義務に触れるところの重大な法律でございますから、政府は確信を持って完璧のものを出してこなければならぬ。それは野党に相談して足らざるところがあるならば話し合いの中においてこれを修正する、さらに補完する、こういうような経過をたどるのが政治道義というものであり、少なくとも議会政治の本質的なあり方だと私は思うのです。しかるに、こういういろいろと与野党賛否の意見の対立しております問題について

て、何らか問題をいやすよりなかつこうにおいて、野党の質問に先がけて問題点に触れて全部こなしでしまおうというよりなやり方は適當ではないと思う。猛烈な反省を求めて私の質問を終わります。

○山中委員長 参考人出席要求の件についておはかりいたします。

来る十六日、公認会計士特別試験等に関する法律案及び税理士法の一部を改正する法律案の両案について、それぞれ参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山中委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決しました。

次会は、來たる十六日午前十時より
理事会、十時三十分より委員会を開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。

午後七時四分散会